



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表 1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人宮國英男から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成27年 5月22日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成26年度包括外部監査結果報告書

「沖縄県の議会費は最小の経費で最大の効果を
あげているか -政務活動費-」

目次

用 語 例

第1章 包括外部監査のテーマ	1		
第1 監査テーマ	1		地方自治法
1 監査テーマ	1	交付条例	沖縄県政務活動費の交付に関する条例
2 テーマ選定の経緯	1	交付規程	沖縄県政務活動費の交付に関する規程
3 テーマ選定の理由	1	旧交付条例	沖縄県政務調査費の交付に関する条例
第2 監査の対象	2	旧交付規程	沖縄県政務調査費の交付に関する規程
第2章 監査結果	2	法改正	地方自治法第100条14項ないし16項の新設
第1 総論	2	手引	平成26年2月沖縄県議会作成の「政務活動費の手引」
1 判断基準の提唱	2	議会事務局	沖縄県議会事務局
2 政務活動費の支出傾向	4		
第2 各論	10		
1 指摘事項	10		
2 各経費についての意見	11		
第3章 監査活動の概要	28		
第1 判例調査 (政務調査費と裁判例)	28		
第2 関係法令調査	40		
1 地方自治法改正前と改正後の相違	40		
2 沖縄県政務活動費の交付に関する条例	41		
3 別表の対比	42		
4 変化の意味するもの	47		
5 「政務活動費の手引」について	48		
6 小括	49		
第3 証憑等調査	56		
第4 ヒアリング調査	58		
1 議員ヒアリング一覧表	58		
2 会派ヒアリング一覧表	60		
3 個別のヒアリング概要	61		
第4章 総括	233		

を判断し、責任を負うべきものであるところ、その判断について、外部の視点から意見を述べることは有益と思われる。

第1章 包括外部監査のテーマ

第1 監査テーマ

1 監査テーマ

「沖縄県の議会費は最少の経費で最大の効果をあげているか。」として、テーマを設定した。しかし、下記の「テーマ選定の理由」にあるように、議会費を考察していく中で、主として、政務活動費に着目した監査となった。ここでは、それを明らかにすることがよいと考えて、「沖縄県の議会費は最少の経費で最大の効果をあげているか。一政務活動費」とする。

また、法改正によって、平成25年度から、これまでの「政務調査費」から、「政務活動費」へと変わった。この変化は単なる言葉の変化ではなく、その内容においても大いに違いがある。そこで、法改正後最初の年度である平成25年度に絞った監査となった。

2 テーマ選定の経緯

(1) 沖縄県との間で、包括外部監査契約書を平成26年4月1日締結した。続いて、補佐候補者から宣誓書等の必要書類を徴求した上、同年6月16日に補佐者選任に必要な手続きである監査委員の協議を行った。補佐者は全員弁護士である。4名の補佐者は、昨年度（平成25年度）から引き続き選任したものである。

(2) 平成26年6月24日第1回の包括外部監査人と補佐者との会議を開催し、本年度のテーマについて協議した。また、チーム名を「チームi26」とすることを決定した。

(3) チームi26会議は原則として2週間に一度の割合で持つこととし、第3回において今回のテーマに決定した。

3 テーマ選定の理由

(1) 過去に議会費について外部監査の対象となったことがないこと

これまで、本県では、議会費について、外部監査のテーマとして取り上げられたことがない。議会費は、本県の予算の中に占める割合は、かならずしも大きいものではないが、近時マスコミ等で、政務活動費の問題が取り上げられるなど、その問題点が指摘されているところである。本県でも、政務活動費を含む議会費については、その支弁の手続きや、使途等について、一定期間のうちに監査することが、必要である。

(2) 政務活動費の使途の判断について

事前に行った議会事務局へのヒアリング（特に政務活動費）では、議会事務局で必要なチェックを行うなど、その使い方については、問題が少くないという意見であった。

しかし、政務活動費の使い方については、最終的には、議員個人がその是非及び適否

を判断し、責任を負うべきものであるところ、その判断について、外部の視点から意見を述べることは有益と思われる。

(3) 法改正後最初の政務活動費であること

法改正によって、政務調査費から政務活動費へと変わった。沖縄県でも平成25年4月1日以降は、政務活動費の交付となった。そのことによつて、政務調査費のころと比べて、政務活動費は使途範囲が広がると言われている。そこで、政務活動費に変わった初年度において、外部監査を通して、政務活動費の有り様を検討することは、今後の政務活動費の使途について、一定の示唆となると思われる。

そこで、上記テーマを選定した。

第2 監査の対象

1 会派

2 議員個人

第2章 監査結果

第1 総論

1 判断基準の提唱

(1) ある経費が政務活動費として支出が認められる経費かどうかの判断は、議員や会派の責任に委ねられているが、これが、いわば新制度であるため、議員や会派としても、明確な判断基準があるわけではない。その結果、ある会派やある議員では、ある経費が政務活動費として認められると判断しているものでも、他の議員において、その支出は好ましくない判断するものがあったりする。

また、按分についても、ある経費について、按分するべきであるとの考え方を持つ議員と、按分は必要ないと考える議員がいたりして、必ずしも統一的ではない。もとより、議員各自の責任によるのであるから、統一された判断基準を作ることは難しいかも知れないものの、判断基準が曖昧であるが故に、逆に議員や会派において、有効な政務活動費の利が妨げられている場合もある。

そこで、第3章で紹介する各種調査を通じて、ここでは、一定の判断基準を提唱するものである。そして、その判断基準については、手引に謳われている「実費弁償の原則」「按分原則」がその根幹をなすので、これを改めて紹介して、その判断基準の合理性を根拠づけることとする。

(2) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員が行う政務活動に直接必要な経費（実費）に充てることが原則である（手引1頁）。

ここに政務活動とは、県政の課題及び県民意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るための活動をいう（交付条例2条1項）。

そして、この実費弁償原則は、「政務活動に直接必要な経費」として、経費の直接性を求めているのであるから、政務活動費として認められるためには、その経費が直接県政の課題及び県民意思を把握し、県政に反映させる活動に要する費用でなければならぬし、住民の福祉の増進を図るための活動にかかる直接の経費でなければならぬということの意味することになる。

この経費の直接性は、議員個人の資質を高めることによつて、引いては、そのことが、県民意思の把握につながるなどの間接的なものでは足りないということを意味するものと理解しなければならぬ。

(3) 按分原則

「会派及び議員の活動は、議会活動、政務活動、政党活動、選挙活動等、多岐にわたり、一つの活動が政務活動と同時に議員としての他の活動の側面を有する場合が多い。その場合の経費は、それぞれの業務の割合に応じて、会派及び議員の責任において、合理的理由により按分するものとする。明確に区分できない場合は、要した経費の2分の1を上限とする」（手引1頁）。

(4) 判断基準

上記、2つの原則及び後述する判例調査、法令調査の結果から、次の2つの判断基準を提唱する。

ア 当該経費が政務活動費として認められるかどうかの判断基準として、次の問いを基準とすることを提唱する（以下「必要性判断基準」という）。

①その経費は県政の課題の把握に直接必要ですか。

②その経費は県民意思の把握に直接必要ですか。

③その経費は県政課題・県民意思を県政に反映させるために直接必要ですか。

④その経費は住民福祉の増進に直接必要ですか。

これらの問いにイエスと答えられない場合、それは政務活動費としては認められないこととなる。

イ また当該経費が政務活動費として認められるとしても、それは一定の按分がなされるべきかどうかについて、次の判断基準を提唱する（以下「按分判断基準」という）。

①その経費にかかる活動は私的活動の側面はゼロですか。

②その経費にかかる活動は政党活動の側面はゼロですか。

③その経費にかかる活動は自己PRの側面はゼロですか。

④その経費は議員でなければ通常支出しないものですか。これらの問いにイエスと答えられない場合、それは按分しなければならぬ。

2 政務活動費の支出傾向

(1) 会派全体

平成25年度の収支報告書から、会派全体の支出傾向を見てみる。会派全体に対する政務活動費の交付額は、5610万円である。これに対し支出総額は、5542万8814円である。この支出総額に占める各経費の割合は次の表、グラフのとおりである。

全体の支出額のうち、人件費の占める割合が46.27%と最も大きい。その次に広報費19.35%、調査研究費10.44%、事務費10.35%と続いている。法改正によつて、新たに経費として認められた要請陳情等活動費は全体の0.81%と最も低くなっている。

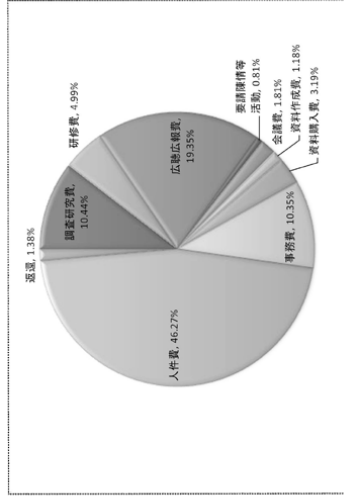
もとより、会派ごとに見ると、支出に占める人件費の割合にもばらつきがあり、人件費の割合が0から90%を超える会派まで様々である。会派に交付される政務活動費に占める人件費の割合が高いということは、必然的に調査研究、研修といった活動に経費が割けないという事態を招来する。政務活動費は、県政の課題及び県民意思を把握し、これを県政に反映させるため、住民の福祉の増進を図るための活動に交付されるものである。

今回の会派、議員へのヒアリングを通して、各会派、各議員ともに、県政の課題と県民意思を把握し、これを県政に反映させるといった意欲があり、住民の福祉の増進に、日々そのことに情熱を傾けていることは了解できた。

しかし、現在のような支出傾向で、それが十分に可能なのかという疑問はある。そうだからといって、最少の経費で最大の効果をあげるべきという地方自治法の精神からいくと、政務活動費を増額するべきであるという単純な発想にはなれない。沖縄県の政務活動費は他の自治体と比較して、多いというものではないが、最少の経費で最大の効果を発揮するというためには、現在の政務活動費の使用状況は、問題があるといわねばならない。

		(単位:円)										
		調査研究費	研修費	広聴広報費	選挙活動費	金庫費	資料作成費	資料購入費	事務費	人件費	返還	充当額
交付額	56,100,000	5,872,837	2,805,166	10,879,466	456,924	1,020,182	668,027	1,793,543	5,922,581	26,009,988	775,982	55,326,038
支出総額	55,428,814	10.44%	4.9%	19.35%	0.81%	1.81%	1.18%	3.19%	10.35%	46.27%	1.38%	

党派活動費



(2) 会派ごと

会派	人件費の支出額	各会派次のとおりである(小数点第2位を四捨五入)	全体の支出の割合
自由民主党	8,964,025円	全体の支出の50.5%	5%
社民・護憲ネット	4,762,017円	全体の支出の49.5%	5%
県民ネット	2,070,000円	全体の支出の24.6%	6%
日本共産党	3,350,424円	全体の支出の69.7%	7%
公明党・県民会議無所属	3,068,690円	全体の支出の58.5%	5%
そうぞう	400,000円	全体の支出の11.2%	2%
沖縄社会大衆党	2,268,432円	全体の支出の94.4%	4%
無所属(新垣安弘)	46,400円	全体の支出の3.9%	9%
無所属(嶺井光)	0円	全体の支出の0%	0%
無所属(喜納昌春)	840,000円	全体の支出の88.0%	0%

会派によっては、ほとんど人件費のみの支出となっている会派もある。会派を結成する以上、そこに事務員を配置し、会派の事務を処理してもらう必要があることは、十分に理解できる。しかし、そもそも政務活動費は、「県政の課題及び県民の意

思を把握し、県政に反映させせる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」ともとされており(交付条例2条)、もっぱら人件費だけに使い切ってしまうような使い方が、その趣旨に合うものかどうか疑問がある。

しかし、そうはいっても、現在のようないかなる会派の政務活動費交付額決定方式(議員1人当たり月額10万円を会派に所属する議員の人数に乗じて決定)では、政務活動費の大部分を、人件費に割かれてしまうことも現実であろう。このことは、会派に所属する議員数によって、会派ごとに、政務活動の質に差が出ることは否めない。政務活動費を人件費に充当しても、なおその他の政務活動費を活用できる会派もあれば、人件費の支出によって、他の活動が著しく制限される会派も生じる。

また、現在の交付額決定方式は、議員1人あたり月額10万円とされているため、各会派とも議員間においてある種の公平を図ろうとする。このある種の公平とは、例えばA議員が会派派遣として、県外視察に10万円を使用した場合、他の議員にもそれと同額程度の県外あるいは海外視察にかかる経費を支出するというようなことである。

この「ある種の公平」は、政務活動を活発に行うというよりも、お金の使い方を公平にするという意識が強く働いてしまい、それが、必要な視察なのか、あるいは、「ある種の公平」のための支出なのか疑問がないとは言えないのである。

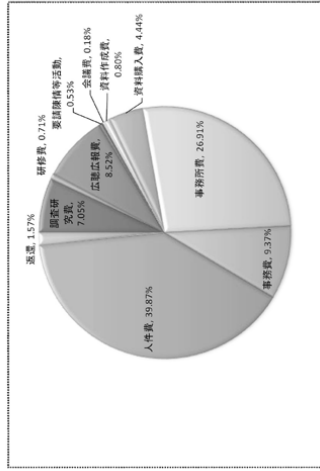
そこで、会派間の所属議員数による政務活動の質の差を改善し、その均衡を図るため、少なくとも2人以上の会派については、その所属議員数に関係なく、「人件費補助」として、現在の交付額とは別枠で交付される政務活動費が考慮されてもいいと思われる。

(3) 議員使用途割合

議員の平成25年度収支報告書に基づき、その使用途について、全体的にみると、次のグラフの様になる。経費が0円というのも多数ある。

		(単位:円)											
		国庫補助費	市費	広域広域費	会費	資料作成費	資料購入費	事務所費	人件費	送還	充当額		
交付額	84,150,000	6,437,922	650,018	7,784,855	488,635	170,829	736,871	4,955,543	24,574,217	8,556,060	36,402,701	1,219,229	82,830,771
支出総額	89,857,851	7,05%	0.71%	8.52%	0.53%	0.18%	0.80%	4.44%	9.37%	38.87%	1.57%		

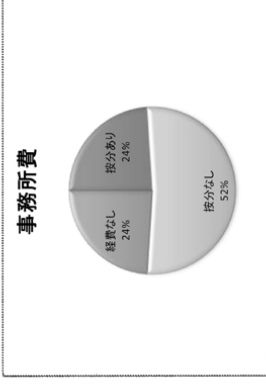
議員活動費



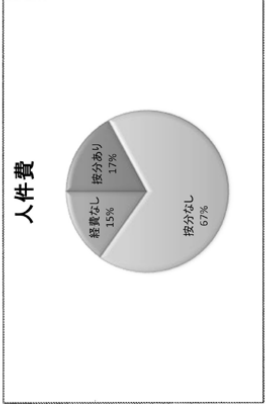
議員の政務活動費の中で、最も大きな支出は、会派と同じく人件費である。総支出額の39.87%を占める。その次が事務所費の26.91%である。この両方で、全体の66.78%を占めていることになる。

議員の支出の中で、最も大きい、人件費、事務所費について、按分原則がどのように適用されているのかについてその割合をみたのが次のグラフである。

	按分あり	按分なし	議員総数
事務所費	11	24	46
人件費	8	31	46



	按分あり	按分なし	経費なし
事務所費	24%	52%	24%
人件費	17%	67%	15%



*人件費は小費以下初階のため100に割らない数字となっている。

ア 事務所費

総議員中、事務所費を計上している議員が35人。そのうち、事務所費を何らかの割合で、按分している議員が11人、按分していない議員が24人である。

イ 人件費

総議員中、人件費を計上している議員が39人。そのうち、人件費を何らかの割合で、按分している議員が8人、按分していない議員が31人である。

ウ 按分の根拠

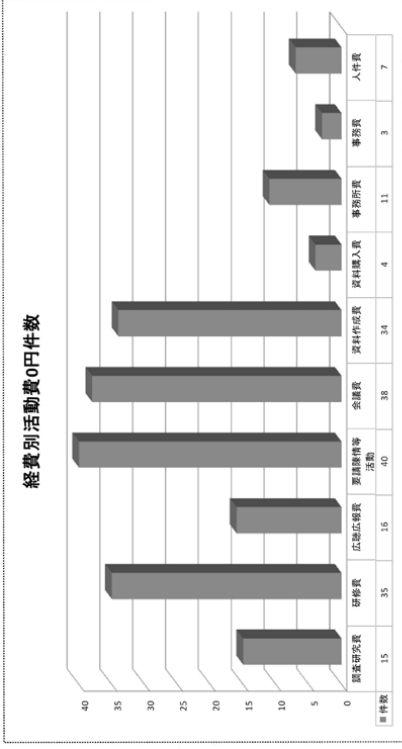
按分している議員と、按分していない議員にはそれぞれ言い分がある。しかし、我々の調査では、この按分している議員とそうでない議員との間で、事務所の使い方について、後に述べるような、差異があるものの、事務所費を全額計上する議員と按分する議員が出ることには違和感があるというのが正直な気持ちである。

したがって、現在自家用車のガソリン代について、基本的に2分の1の按分という運用をしているのと同じように、一定の按分割合を設けて運用する方が、実体に適い、また各議員間の公平が図られるものと思われる。按分割合については、後述する。

(4) 経費0の費目について

議員の収支報告書によると、各経費の中で、支出0円の経費が多いのが目につく。これは、人件費、事務所費に多くの経費がかかることにも一因がある。経費0円と、その人数は次の表・グラフのとおりである。

調査研究費	研修費	広聴広報費	議員等活動費	会議員	資料作成費	資料購入費	事務局費	人件費
15	35	16	40	38	34	4	11	3



要請陳情等活動費0円の議員が最も多く40人、その次に会議費0円が38人、研修費0円、資料作成費0円と続く。

経費0円の議員というのは、数字だけから見ると、調査研究はしない、研修も行わない、陳情要請もしない、会議も行わない、資料も作成しないなど、「県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動」というものを、ほとんど何もしていない議員であるかのように見える。

しかしながら、我々がヒアリングした結果は、実際には、調査研究、研修、陳情要請、会議、資料作成を当然行っているが、事務局費、人件費が高いため、それらの経費は、結局自費で行っているという回答が多く寄せられた。そして、その回答には嘘はなく、ヒアリングの中でも、なるほど様々な出費があるものだと思わざるを得なかった。

そうであるなら、むしろ、事務局費、人件費についても、後述するように、適宜接分し、議員が政務活動を行っている状況を数字で示してもらいたいものである。このままでは、県民としては、事務局を構え、人を雇うが、外には何もしないのが県議だという抑えられそうである。

第2 各論

1 指摘事項

(1) 指摘の要旨

ア 職務内容を把握できない職員にかかる人件費

政務活動費から人件費を支出している事例において、雇用契約書もなく、勤務時間の拘束もない者に対し、「情報収集」等と称して、毎月一定額を人件費として支給している事例について、知事は、当該議員から政務活動費を支出する正当性について合理的な説明がなされない限り、当該支出は政務活動費に当たらないものとして清算手続を行い、所定額について返還させるべきである。

イ 職務内容を把握しうるものの、労働時間が明確でない職員にかかる人件費

議長は、親族に対する人件費を支出している議員につき、議会事務局を通じて、雇用契約書の有無と勤務実態を調査し、その人件費を政務活動費から支出することの可否について検討した上で、適当でない支出であると認められたときには、所要の措置を講じるべきである。

(2) 指摘の理由

ア 今回の調査で、毎月定額の人件費を支払っているものの、雇用契約書もなく、勤務時間の拘束もなく、事務所への出勤を求められているものでもなく、その者が一体どういう職務を行っているか、外形的に把握できない例があった（外形的に判断されるべきであることは後述する）。

人件費は、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である。そうであれば、議員が行う活動を補助しているその職務内容が外形的に判断出来るものでなければならぬ。単に「情報収集をしてもらっている。」等だけでは、その外形は担保されているとはいえない。

このように外形的に職務内容を把握出来ない者に対する人件費の支出は、その正当性に問題がある。

イ 知人、友人、親族等を雇用している事例において、雇用契約書がなく、労働時間の拘束も弱いものの、職務の内容は、議員の活動の補助を行っているものと認められる事例があった。

基本的に労働者は一定の労働時間、使用者の指揮命令に従い、労働を提供するものである。労働時間の拘束がない労働者というものは存在しないといつてよい。しかしながら、知人、友人、親族等を雇用している事例において、その職務が議員の活動の補助的な業務であることは分かるものの、雇用契約書もなく労働時間の定めもないため、当該人件費が

妥当なものがどうか、判断に迷う事例があった。特に親族を雇用している場合など、小遣い代わりに人件費名目で支払をしているのかどうか外形的には判断出来ない事例も存在する。

たとえ知人、友人、親族であっても、雇用契約書を締結しそれが保管されていて、一定の労働時間の拘束があることが外形的に分かる等の措置がなされていない場合は、その人件費の支出について、疑問が持たれる。

2 各経費についての意見

(1) 調査研究費

ア 視察旅費

(7) 意見

政務活動費を利用して行う県外、海外での調査研究・視察は、それが県政に反映されるものであるということを、県民が分かるような報告書を作成すべきである。逆にいえば、それが分かるようなものを作成しないのであれば、原則2分の1の按分とするべきである。

現在も確かに、視察を行った場合には、日程表及び視察報告書等を整理し、保管するようになされているもの、いまだ不十分である。例えば会派での視察の場合、視察終了後、この視察を県政にどのように反映させるべきかといったことについて、会派の意見をとりとまとめるような形で、報告書の作成も検討されるべきであろう。

このことは、議員個人が行う視察についても、同じことがいえる。

このようなことを行うことによつて、後掲する判例のように、会派の過半数が参加する視察で、視察先が観光地であるような場合には、会派の親睦会も兼ねているように見られるといったこともなくなるであろう。

県民としては、県外、海外の視察が、議員の視察を、そしてそれが、県政に反映され、県民の福祉の増進につながるのであれば、「公費を使つて海外旅行」などと揶揄することもない。だからこそ、単に「視察して来ました」的な報告書ではなく、「今回の視察を、このような形で県政に反映させたい。」的な報告書を求めるものである。

(4) 説明

調査結果、架空の視察や全く私的な旅行に政務活動費を支出しているというようない不正事例はなかった。しかし、視察によつて得られた知見が、具体的に県政にどのように反映されたのか明らかとはいえないような視察は多々見受けられた。政党活動が主な目的と疑われてもやむを得ないような県外出張に政務活動費を支出している例もあった。

また、会派によつては、会派の政務活動費を利用して、一度に多くの議員が海外視察に向向いているが、「県の事務、地方行政等に関する調査研究」のために、その全ての議

員が赴く必要があったのかは疑問が残るものもあった。

県政の課題となっている事項について、先進的な取組をしている自治体や現場などを視察することが有意義であることは理解できるが、公的資金である政務活動費を支出して視察を行う以上、単に見識が深まったとか、参考になったといった程度の成果では不十分である。

政務活動費を支出して視察を行う場合には、具体的な調査目的をもって視察先を選定した上で、目的に沿って計画的に調査活動を行い、さらに、その成果を共有できるような形で残すという形態を基本とすべきであり、特に、多額の費用のかかる海外への視察は、費用に見合う効果が得られることを合理的に説明できるようにされたい。

なお、この点に関しては、事前に海外政務活動計画書を、帰国後に海外政務活動結果報告書を、いずれも議長に提出することを義務づけている三重県議会の取組が参考になろう(三重県議会の「政務活動費ガイドライン―平成25年3月版―」参照)。

ところで、交付規程第7条は、会計帳簿と証拠書類等の整理・保管を求めており、また、これを受けて、手引は、視察にかかわる証拠書類に関し、「視察に係る日程表及び視察報告書等を整理し、保管する」(8頁)、「視察等を行った場合は、政務活動記録簿を作成し、整理保管する」(18頁)としている。

今回の調査によれば、大多数の議員又は会派は、領収書の余白等に行き先や目的を簡潔に記載し、政務活動費に関するファイル中に日程表を綴るなどしており、手引を遵守するよう努めていることは理解できたが、一方では、日程表を整理していない議員も見受けられた。会派は、政務活動記録簿に相当するものを整理保管するように努めているが、視察報告書といえるようなものを整理保管していない議員・会派もあった。

交付規程や手引が、領収書だけではなく、視察報告書や政務活動記録簿等の証拠書類も整理保管することとしている趣旨は、当該視察先における活動内容が政務活動費を支出するにふさわしいものであったことを容易に説明できる状態にしておくことを議員に求めたものと考えられる。従って今後は、その趣旨に沿うように、日程表及び視察報告書等を整理し、保管するようになすべきである。そして、県民視線で、「議員に海外、県外視察をしてもよかつた。」と評されるような形を残してもらいたい。

また、視察について、必要性判断基準に照らしてみることを勧める。この判断基準に従えば、

- ①その視察に(人数も含め)は県政の課題の把握に直接必要ですか。
- ②その視察は県民意思の把握に直接必要ですか。
- ③その視察は県政課題・住民意思を県政に反映させるために直接必要ですか。

④その視察は住民福祉の増進に直接必要ですか。

以上の問いに「イエス」という回答ができなければ、政務活動から除外されるべきである。

また按分基準にも照らしてみよう。

①その視察私的活動（親睦会、観光）の側面はゼロですか。

②その視察は政党活動の側面はゼロですか。

③その視察は自己PRの側面はゼロですか。

④その視察は議員でなければ通常支出しないものですか。

特に①の基準が問題となる。この問いにイエスと答えられない場合、それは按分しなければならぬ。按分については、2分の1を上限とする按分も考慮されるべきである。

イ タクシー料金

(7) 意見

おおむね手引に従ったタクシー利用だと思われる。手引では、タクシーの利用については、「他に利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合」にタクシーの利用を認めている。「合理的な理由」について無制限な解釈は慎むべきであるが、沖繩の交通事情を考慮すれば、公共交通機関を乗り継いで目的地に行く場合の交通費とタクシーを利用した場合のタクシー料金との比較、公共交通機関を使用した場合の目的地までに要する時間とタクシーで行った場合の時間の比較、自家用車を使用できない事情等、総合考慮して、タクシーの利用についての合理性を認める場合も多いであろう。

そこで、領収書を提出する際には、どの区間について、どのような事情によってタクシーを利用したのかを付記するようにすべきである。

なお、タクシーを利用する合理的な理由がない場合には、タクシー料金の領収書を提出した上で、公共交通機関を利用した場合の料金を上限として、政務活動費を支出することを認めるべきである。

(4) 説明

沖繩県内の公共交通機関の状況からは、県内でタクシーを利用する場合は、その利用について合理的な理由がある場合が多いとは思われるが、タクシーを利用することが常態化すると、中には、そのような合理的な理由のない場合のタクシー料金にも政務活動費を支出する事例が含まれてくる可能性が高くなるものと思われるので、あえて意見とした。

そこで、今後は、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に限って、タクシー料金に政務活動費を支出できるという原則を確認した上で、領収書を提出する際には、どの区

間について、どのような事情によってタクシーを利用したのかを付記するようにすべきである。なお、この付記については、次のようなもので足りると思われる。

例1 「議会～空港」 「乗り合い」

例2 「自宅～泉崎」 「相談、急ぎ」

例3 「事務所～現場」 「バスなし」

以上は、我々が考えた例であるが、議員で検討して欲しい。

政務活動でタクシーを利用したものの、タクシーを利用する合理的な理由がない場合には、タクシー料金の領収書を提出した上で、公共交通機関を利用した場合の料金相当額について、政務活動費を支出する運用は認めてよい。

ウ 沖繩自動車道通行料金

(7) 意見

沖繩自動車道を利用した場合、その通行料金について、領収書を提出する際には、移動目的を付記するようにすべきである。

(4) 説明

手引では、領収書の写し又はE T C利用明細書の写しを添付するとされているのみであるが、それだけでは、当該高速道路の利用が政務活動にかかるとは分らない。分らないのは、これら料金は、少額ではあるものの、私的な利用と混同し易いものでもあり、領収書等を提出する際に、移動目的を付記することによって、適正さを確保するようにすべきである。

なお、議員の活動が多岐に亘るがために時間を有効に使う必要性の高さと、移動距離に見合う公共交通機関の利便性の程度をあわせ考えると、政務活動費を支出しての沖繩自動車道の利用は認められてよい。

したがって付記としては、「相談現場視察」「会議出席」程度でよい。

エ ガソリン代

(7) 意見

自家用車で、議会に出会っている議員のガソリン代について、議員が議会に出席する場合には、出会旅費が支給されているところであり、議会が開催されている期間中も、ガソリン代を政務活動費として計上すると、それが按分とはいえず、出会旅費と政務活動費の二重取りになるような印象を受ける。議会開催期間中、出会旅費が支給されるような場合には、その間のガソリン代の計上については、上記印象を払拭するような工夫（例えばその間はガソリン代を政務活動費として計上しないなど）が必要である。

(4) 説明

議員は、議会に出席する際には、それぞれの居住地から議会までの旅費の費用弁償として、出会旅費が支給されている。そうすると議員は議会に出席した場合、その分の出会旅費の支給を受けながら、別途政務活動費からガンリン代が支弁される印象を受ける。

確かに、議会開会中であっても、政務活動はありうるし、それに要するガンリン代も要することもある。しかし、議会に出席している以上、そのガンリン代は専ら自宅と議会の往復に要しているものであることが推定される。そうすると、出会旅費を受けながら、政務活動費としてもガンリン代を計上されているのではないが、その意味において、二重取りではないかとの印象が強い。

各議員とも、二重取りの印象を避けるために、各自工夫はしているところと思われるが、総ガンリン代から総出会旅費を控除し、その2分の1を政務活動費として計上する等の工夫が望まれる。

〈例〉年間の総ガンリン代が50万円として、出会旅費が20万円の場合、
(50万円-20万円)÷2=15万円 この15万円が政務活動費となる。
もっともこれは一例である。各議員で検討してもらいたい。

オ 経費の計上方法

ガンリン代やタクシー代については、各経費の交通費としてではなく、調査研究費として、まとめて計上する議員が多かった。交付条例の趣旨からすると、調査研究に係る交通費、研修に係る交通費、会議に係る交通費、要請陳情活動にかかった交通費は、それぞれ別個に計上するのが望ましい。

しかし、ガンリン代をそのように区別して計上することは、現実的ではない面もある。で、まとめて計上する運用もやむを得ないであろうとの結論に達した。

(2) 研修費

ア 特定の会費

(イ) 意見

特定の私的な会費については、それが政務活動の面があるとしても、2分の1の按分とすべきである。

(4) 説明

ある特定の私的な会費について、その年会費の全額を政務活動費から支出している例がある。特定の会の年会費の支出が、必要性判断基準に照らして妥当かどうか検討してみる。

必要性判断基準に照らすと、次のような問いになる。

①その年会費は県政の課題の把握に直接必要ですか。

②その年会費は県民意思の把握に直接必要ですか。

③その年会費は県政課題・住民意思を県政に反映させるために直接必要ですか。

④その年会費は住民福祉の増進に直接必要ですか。

この判断基準に対して、「イエス」と答えられない場合は、政務活動費として認められない。

仮にそれが「イエス」と答えられるものとしても、次に掲げる按分判断基準に照らしてみると、どうだろうか。

①その年会費にかかる活動は私的活動の側面はゼロですか。

②その年会費にかかる活動は政党活動の側面ゼロですか。

③その年会費にかかる活動は自己PRの側面はゼロですか。

④その年会費は議員でなければ通常支出しないものですか。

特定の会が開催する定例の研修会に参加することが、政務活動にとって有用であることは肯定できるとしても、一方では、個人の資質を高めるという私的な面も大きいといえるのであって、「①その年会費にかかる活動は私的活動の側面は0ですか。」の問いに「イエス」と答えられるものではないと判断した。

したがって、按分原則に従い、その年会費の2分の1の額について政務活動費を支出するに止めるべきであるとの意見とする。

(3) 広聴広報費

ア 県政便り・議会報告書の作成・配布費用

(イ) 意見

「県政便り」「議会報告書」などの名称で作成配布されている特定の議員の活動内容の報告を主な掲載内容とし、当該議員の選挙区の住民を主な配布対象とする広報誌の作成・配布にかかる費用は、按分した一部の額についてのみ、政務活動費として認めるべきである。

会派が、県議団便りなどの名称で作成する広報誌の作成・配布にかかる費用についても、その掲載内容が会派又は会派に所属する議員の活動内容の報告を主な内容とするものであるときは、同様である。

そして、これらの場合の按分の比率は、10分の9を上限とすることを提案する。

(4) 説明

各議員、各会派とも、広報誌の誌面、内容については、それぞれ工夫をこらし、自らの活動状況を広報し、どのような考え方や施策をもって、日々活動しているのかがよく分かるものとなっているといえる。県民としては、選出された議員が、日々どのような活動をしているのか、選挙時の公約にしたがった活動をしているのかなど、議員の活動には、関

心のあるところであり、その活動内容を広報することは、政務活動として必要なことである。

東京高裁平成16年4月14日判決も、「議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有する」と判示するところである。

ただ、各議員が作成配布している広報誌を確認したところ、そこに掲載されている内容は、視察、県議会における質問、会合への参加など、当該議員が行った活動がよく分かるものとなっているが、その結果他面では、その紙面外形からは、議員自身の自己PRに比重がおかれているのではないかとも思えるものになっていることも否定できない。例えば次のようなものである。

- 「〇〇集会」と題して、その集会に参加している様子の自己の写真。
- 「〇〇要請」と題して、要請活動をしている自己の写真。
- 「〇〇視察」と題して、現地での自己の写真。
- 自己が議会で質問している、その議会議事録の掲載
- 自己が投稿した新聞記事の掲載
- 一面に多数の自己の顔写真が掲載されたもの

さらに、その配布先を尋ねたところ、主な配布先は、選挙区内の住民、議会活動報告会への出席者、後援会に所属する支援者であった。

このような紙面の内容、配布先の状況からすると、広報誌の作成・配布が、議員の自己PRという一面を有していることは否定できない。県政に関する政策等を訴えることは政務活動そのものであり、かつ、議員としての活動内容を示すことによって、議員の訴えた県政に関する政策等が自ずと明らかになるなどから、広報誌の作成配布そのものは政務活動として有用であろう。しかし、それが、自己PR的な側面を有し、専ら自己の選挙区の住民や、支援者に配布されている状況からみると、正当な政務活動とはいえ、それが同時に、次回の選挙に向けた広報活動の一面を有しているものと見られる。これは後に述べる【ヒアリングの内容】からもうかがえる。

そうすると、現在の会派・議員が配布しているような報告書のように、議員の自己PRの側面を払拭できない広報誌の作成・配布にかかる費用については、按分した一部の額については政務活動費から除外することが妥当である。

そして、これらの場合の按分の比率については、判例が議会報告書のような広報手段について、先に述べた事情を総合考慮して、少なくとも10分の1は、政務活動費から除外することが妥当であろう。

なお、現在事務局によって、広報誌のチェックが行われている。そのチェックの内容は、誌面の中に「〇〇後援会」「〇〇党」という写真が写ったものがないかどうか、仮にそれがあれば、その写真が誌面に占める面積の比を求め、その割合で、政務活動費から除外するということである。目を皿のようにして、数多い写真の中から、上記のような写真がないかを探しだし、面積比を求めて、それで政務活動費から除外する金額を算出するという議会事務局の努力については、頭が下がる思いである。しかし、一律に、広報誌の作成・配布に要する費用の1割は、政務活動費から除外するとういことが認められれば、誌面の中に「〇〇後援会」「〇〇党」という写真が写ったとしても、それらは、上記1割の中で控除されているものとの取り扱いでよいと思われる。

もっとも、なお、この比率を超えるほどに、掲載内容に政務活動以外の活動に関するものが含まれている場合には、現在も行われているように、紙面の面積比に応じて按分すべきであろう。

イ 議会活動報告会・ホームページの作成・更新・保守にかかる費用

議員が選挙区内で開催する、議員としての活動報告を主な内容とする、いわゆる「議会活動報告会」の開催費用や、ホームページの作成・更新・保守にかかる費用についても、上記と同様の問題意識をもったが、現時点では、広報誌ほどの費用もかかっておらず、また、広報誌ほどに選挙用のPRの一面があるとは言えないと判断し、按分の提案はしないこととした。

【ヒアリングの内容】

- ・報告書はがきの配布先は後援会の方や企業関係の方である。はがきは住所を知っている人へ送っている。
- ・議会活動報告誌の郵送先は議会活動報告会に参加した方や支援者である。
- ・議会活動報告誌の郵送数は7000～8000くらいだと思う。後援会として持っている名簿の世帯数である。
- ・広報誌の配布先は、支持者、後援会の人である。別途、個人で議会報告はがきを送るなどしている。配布先は上記と同じである。
- ・ホテルを会場として、一部支持者向けに議会報告会を行っている。

(4) 会議費

ア 茶菓子代

(7) 意見

定期に購入し、必ずしも会議のみに用いられるものでもなく、来客用として常備しておくなどの茶菓子代は、2分の1の按分とすべきである。

(4) 説明

茶菓子代を必要性判断基準に当てはめてみると、次のようなものとなる。

- ①その茶菓子代は泉政の課題の把握に直接必要ですか。
- ②その茶菓子代は泉政の課題の把握に直接必要ですか。
- ③その茶菓子代は泉政の課題・泉政の課題を泉政に反映させるために直接必要ですか。
- ④その茶菓子代は住民福祉の増進に直接必要ですか。

この判断基準に対して、迷うことなく「イエス」と言えるであろうか。

われわれも、来客との会議や議員同士での会議その他の会議において、茶菓子あるいは飲み物等が、会議のスムーズな進行に一役買っていることは否定しない。しかし、その全部が例えば泉政課題の把握に直接必要だというのは、疑問があると言われなければならない。したがって、その2分の1については、政務活動費として支出することを認めることとした。党派で使用される茶菓子代については、これを党派に所属する議員同士が資金を拠出してプールしている会計からのみ支出している党派もあれば、政務活動にかかわる特定の会議において供される飲食物のみを政務活動費として計上し、それ以外は、上記のプールした会計から支出している党派や、茶菓子は一切提供しないと徹底する党派もあって、各党派とも、そう高額でない茶菓子の問題についても、十分に神経を使い、政務活動費の適正な支出に努めていることがよく理解できた。

手引（8頁）の下で、政務活動費から茶菓子代を支出できないうまひまでには言えないが、政務活動としての茶菓子代とそうでない茶菓子代を厳密に区別することが困難であることや、先の必要性判断基準に「イエス」ということに躊躇を見えることを勘案すれば、按分するべきである。

(5) 資料購入費（議員）

ア 新聞購読料

(イ) 意見

議員の購読する新聞購読料については、10分の1を政務活動費から除外することを検討されたい。

(4) 説明

ヒアリングの結果、新聞購読料や新聞の利用について議員によって、次のようにまちまちである。

- 複数の新聞を購読した上で、事務職員などを通じて、必要な記事をスクラップしていつでも利用できるように整理している議員

- 地元2紙のうち、1紙の購読料のみを政務活動費として計上している議員

- 「付き合ひ」として、購読している議員。

- 主として告別式の広告を必要とするため地元2紙を購読する議員

- 事務所来客用に新聞を置いている議員

などである。

もちろん、新聞から得られる情報は、政務活動にとって有用であり、その購読料が政務活動費として認められることに異を挟むものではない。しかし、今回の調査で、新聞購読は、泉政に関する情報等を得るといっただけでなく、「付き合ひ」であったり、「取らないうと具合がわるい」など、むしろ、交際費的な面を持つ議員もいることが分かった。

新聞の紙面が、企業広告や娯楽関係の記事も含まれていること、【ヒアリングの内容】も勘案して、按分判断基準を用いてみた。

- ①その新聞購読は私的活動の側面はゼロですか。
- ②その新聞購読は政党活動の側面はゼロですか。
- ③その新聞購読は自己PRの側面はゼロですか。
- ④その新聞購読は議員でなければ通常支出しないものですか。

これらの問いにイエスと答えられない場合、それは按分しなければならぬ。

そして、これらの問い中の全部に「イエス」と答えることは難しいことが分かる。

按分する場合のその比率であるが、やはり、新聞については、そこから得られる情報が政務活動に資する面が大きいことを考慮して10分の9を政務活動費として認めることを提案したい。

【ヒアリング内容】

- ・ 事務所には、地元紙を読みに来る人がいる。
- ・ 新聞は、1紙は家でとり、これは政務活動費に計上しない。1紙のみを政務活動費からあてている。
- ・ ○○新聞は付き合ひでとっているようなものである。
- ・ 議員でなければ1紙でもいいが、議員をしていると両紙みないと具合が悪いということころがある。
- ・ 新聞は告別式の広告を見ることが必要で大きい。

イ その他に検討した主な事項

書籍については、基本的に、領収書を貼り付ける台紙の余白に書籍等のタイトルが記入されていた。政務活動との関連性についても議会事務局がチェックしている様子であり、不適正なものはない。

(6) 事務所費

ア 事務所賃貸借契約書

(7) 意見

事務所（事務所の所在する土地についても同じ）を賃借している場合、その賃貸借契約書がない議員は、遅くとも平成27年度中に、賃貸借契約書を整備すること。

(4) 説明

i 事務所の実在の確認

「手引」では、以下の3つの事務所としての要件を満たし、かつ、実際に政務活動に使用されている場合に、事務所費に政務活動費を支出できるとされている（10頁）。

- ① 事務所としての外形上の形態を有していること
- ② 事務所としての機能（事務スペース、事務用備品等）を有していること
- ③ 賃貸の場合、原則として、契約者は議員であり、書面による賃貸借契約が締結されていること。

今回の監査においては、全議員から直接ヒアリングすることとし、その場所は事務所を設置している場合は、当該事務所、事務所を設置していない場合は、議員宅という方針を立て、事務所の実在、上記要件の充足状況を確認した。

その結果上記①②の要件の充足性を確認したところ、訪問した全ての事務所で、これを満たすことが確認できた。つまり、事務所の実体がないのに、事務所費として計上している議員はなく、その点における政務活動費の不正使用は存在しなかった。

ii 要件③について

要件③の「書面による賃貸借契約が締結されていること」については、賃貸借契約書の所在が不明となっている議員や、そもそも賃貸借契約書を作成していないという議員も複数おり、この要件を充足していない議員もいたことが確認できた。

そこで、この要件③「書面による賃貸借契約が締結されていること」を充足していない場合は、事務所費を政務活動費から支出することの是非が問題となる。

手引を上記3つの要件を充足する場合に、事務所賃料を政務活動費から支出することを認めているのであるから、その3つの要件を充足しない場合は、本来事務所賃料を政務活動費から支出することは認められなければならないというべきである。

しかし、先に述べたように、調査の結果、要件①②が充足されていることは確認できたし、領収証で賃料の支払いがなされていることも確認できた。したがって、要件③を欠くことのみで、直ちに、違法な支出とすることはできないであろうと判断したい。

もともと、要件③は、政務活動費の支出についての透明性を確保する意味で、重要な要件であり、軽視されるべきものではない。むしろ賃貸借契約書もないのに、賃料を支払っ

ていることの方に疑問が出るし、その貸主が親族であったりすると、本当に賃料を支払う法律関係があるのか疑問視されてもやむをえない。親族間で、賃貸借契約書を締結することは、はばかられることが多いかも知れないが、政務活動費の支出の透明性を確保するためにも、この要件は充足されるべきである。

ただし、これを備えるには、一定の期間が必要であろうから、とりあえず、平成27年度中を目途とされたい。そして、議長は、交付条例14条に基づき、平成27年度中に、事務所費を政務活動費に計上している議員について、事務所賃貸借契約書の所在の調査を行い、それが確認できない場合は、政務活動費の支出の正当性がないものとして扱われたい。

イ 事務所賃料

(7) 意見

事務所の賃料（事務所の所在する土地の賃料についても同じ）は、次の区分に従って、按分すべきである。

- ① 事務所の看板に「〇〇後援会」「〇〇党」「〇〇連絡所」等の記載がある場合
2分の1

（「〇〇連絡所」の〇〇とは、当該議員以外の者。例えば、政党、国会議員）

- ② 「〇〇県議会議員事務所」、「〇〇事務所」（〇〇は当該県議）などのように、看板の表示に議員以外の名称は付されていない、または事務所の看板が掲げられていない場合
10分の8

(4) 説明

後述する判例調査の結果から、政務活動に該当するかどうか及び政務活動以外の要素がないかどうかについては、外形的に判断されるべきであるという、外形判断の原則を提唱させていただくものである。「手引」のほか、様々なところ（例えば、名古屋地裁平成26年1月16日判決等）で指摘されているとおり、議員の活動は、議会活動、政務活動、政党活動、選挙活動等多岐にわたり、一つの活動が政務活動と同時に議員としての他の活動の側面を有する場合が多い（手引1頁）。そうだとすると、一つの活動が、議員のどの側面としての活動なのかは、議員の主観面を考慮してはその判断が困難となる。そこで、行為の外形的面で、判断することが必要となる。

- ① 事務所の看板に「〇〇後援会」「〇〇党」「〇〇連絡所」等の記載がある場合

これらの表示を看板に掲げながら、全く按分をしないか、按分するとしても、2分の1を超える議員がいた。

「〇〇後援会」としての表示がある以上、それは外形的には後援会事務所として使用されているとみられるし、実際「後援会事務所」と表示することによって、当該議員を後援

する団体が存することを常時広報していることになる。後援会の機能が、当該議員を支援することにあることに鑑みると、「〇〇後援会」との看板を掲げ、その存在を広報しつづけることは、それ自体後援会活動としての面を有しているといえる。

手引では、使用領域（面積）や全時間に占める政務活動の割合を総合的に勘案し按分することとなっている。この基準に照らしても、外形判断の原則からは、「〇〇後援会」との表示がある場合、その事務所全面積が、「〇〇後援会」であると見られ得るし、全時間「〇〇後援会」として使用しているように見られ得るのである。したがって、事務所中の具体的な活動がどのようなものであるかを問うことなく按分すべきである。そして、按分の割合については、按分原則により、2分の1とするべきである。

同様のことは、「〇〇党」「〇〇連絡所」との文言が看板等表示されている場合にもいえる。「〇〇党」と看板に表示がある場合、それは、たとえ議員が「政党活動には一切使用していない。」と説明したとしても、外形的には、当該事務所全体が、〇〇政党の広報になっているし、当該議員が当該政党の党員である場合には、党員として当該政党を広報している活動の面があるものと理解され得るものである。「〇〇連絡所」にあっても、それが例えば「〇〇国会議員連絡事務所」という看板があった場合、当該事務所は、単に議員の事務所というだけではなく、当該国会議員の政治活動の一翼を担う事務所であるとの外形を有しているのである。

そして、その場合の経費は、按分原則により、2分の1とすることが妥当である。

② 「〇〇県議会議員事務所」、「〇〇事務所」（〇〇は当該県議）などのように、看板の表示に議員以外の名称は付されていない、または事務所の看板が掲げられていない場合10分の8

後にも紹介する名古屋地方裁判所平成26年1月16日判決は、事務所賃料について、次のように判示する。「このような事務所及び自動車は、外形上は、むしろ議員個人の一般的な利用に供されているとみられ得るものであり、実際にも、使途が明確に区別されていない限り、会派から委託された調査研究活動以外の活動に随時機動的に利用されやすく、議員としての活動以外の私的な用途に利用されることもあり得るものである。会派から委託された調査研究活動以外の活動としては、議会や委員会に出席し意見を述べたり議決に参加したりするための活動や、政党としての活動、後援会活動、選挙のための活動など、さまざまな活動があるところ、このような調査研究活動以外の活動のための関係者との面会や打合せ、文書等の保管、事務作業などを行う際に、議員が恒常的に管理している事務所を使用したり、このような活動のために移動する際に、議員が恒常的に管理している自動車を使用したりすることが容易に想定されるのであって、これらの事務所や自動車につ

いて会派から委託された調査研究活動のための使用実績がそれ以外の活動のための使用実績を上回るとは考え難い。そうすると、議員個人の事務所及び自動車については、特段の事情がない限り、会派から委託を受けた調査研究活動のために使用された割合とそれ以外の活動のため使用された割合は同等程度であると推認するのが相当である。」として、2分の1については、政務調査費を認め、それを超える部分については、不当利得であるとした。

この判決は、事務所賃料について、政務調査費に該当する部分があることを認めつつも、議員は議員活動の多岐性を勘案し、按分を認めたものである。法改正により、政務調査費から政務活動費へと変化したとしても、この名古屋地方裁判所判決の精神は変わるところはない。つまり、議員が事務所を構えることは、政務活動としての一面があるとしても、議員の活動が多岐にわたることから、議員の事務所が政務活動以外の使用があることが想定されるのである。例えば、今回の調査で、複数の議員の事務所において、特定の政党の党首のポスターを掲示するなどが見られた。これも、外部に広報をしていないとしても、それだけで、特定の政党の支援活動の側面を有しているといえる。

ただ、按分については、今回の面談調査を通じて、事務所への来客の多くは、議員への相談、要請であり、事務所で行われる会議も、市民からの意見を聴取する趣旨のものであること、事務所内の資料研究等も、県政に関するものを中心であることに鑑みると、2分の1というのでは、その実体にあわないと考える。他方、政務活動以外に使用される側面も勘案すると、事務所費の全部を政務活動費とすることも合理的ではない。そこで、多くの議員の事務所の利用状況を勘案して、10分の8との按分が妥当だと考えた。

事務所に要する固定電話の料金、水道料金、電気料金については、看板の表示に関係なく、10分の8を上限とする。

【ヒアリングの内容】

- ・事務所では、月1回模合をしている。
- ・賃貸借契約書は特に作っていない。
- ・事務所は後援会活動には利用しないと説明するが名刺には、事務所の住所について「後援会事務所」との記載がある。
- ・事務所は、議員活動に加え、後援会活動に使用する。
- ・事務所への訪問者は相談者である。
- ・議会報告会の準備のために後援会の人が集まることがある。
- ・契約書は作成していない。
- ・事務所は、同級生や後援会の人を集めて報告会を行う。

- ・新年会は後援会の方や、後援会の方を通して呼びかけたりする。
- ・後援会活動は、選挙のときが主だが、それだけではなく勉強会などもしている。
- ・後援者を中心に月に1回くらい事務所に集まっている。
- ・議会活動報告書に後援会事務所として当該事務所の住所や電話番号が記載されている。
- ・貸借契約書は現在見つからない。
- ・陳情に来る団体の代表者が支援者であったりすることも現実にあるので、厳密にみれば、後援会活動との境目は分らないという面がある。

(7) 人件費

ア 意見

人件費については、次の区分にしたがって按分すべきである。

- ① 毎月定額の賃金を払って、労働時間の拘束があり、主として事務所において業務を行う職員 10分の8
- ② 毎月定額の賃金を支払っているが、労働時間の拘束がなく、主として事務所において業務する職員 2分の1
- ③ 毎月定額の賃金を支払っているが、労働時間の拘束がなく、事務所への出勤も求められていない場合 0
- ④ 一定の政務活動のために臨時的に採用する職員 10分の10

イ 説明

- ① 毎月定額の賃金を払って、労働時間の拘束があり、主として事務所において業務を行う職員 10分の8について
事務所賃料について、看板に「〇〇後援会」「〇〇党」「〇〇連絡所」等の表示がある場合でも、人件費については、この割合とする。看板に「〇〇後援会」「〇〇党」「〇〇連絡所」等の表示がある場合、その2分の1としたことと一見矛盾するようであるが、事務所費の場合は看板の表示そのものが後援会や特定の政党の広報活動的な側面があるが、職員については、看板の表示とその職務内容は必ずしも一致しないからである。そのため、実際の職務の内容から判断することが妥当だと思われる。そして、今回の面会調査によれば、事務所費で述べた理由と同趣旨で10分の8とした。

- ② 毎月定額の賃金を支払っているが、労働時間の拘束はなく、主として事務所において業務する職員 2分の1について
議員の親族を職員として雇用している場合、労働時間の拘束がない例が散見される。議員の多岐性に照らし、労働時間に融通の利く親族をして、議員の補助的な労働をしてもらうということは、現実的かも知れない。しかしながら、労働時間の拘束がないということ

は、仕事をしてもなくても賃金が支給されるとも見られる。かかる賃金は労働の対価としてのものかどうか、どうしても疑問がある。そもそも労働時間の拘束がない雇用がそもそも雇用といえるかどうか疑問である。なぜなら、このような形態は仕事をしてもしなくても賃金が得られる形態だからである。

- ③ 毎月定額の賃金を支払っているが、労働時間の拘束がなく、事務所への出勤も求められていない場合 0円について
これは指摘で述べた職務内容が不明である場合に相当し、全額政務活動費としては認めない。

- ④ 一定の政務活動のために臨時的に採用する職員 10分の10について

この場合、職務内容が明確で、政務活動以外の仕事はないものと見られるからである。なお、今回のヒアリングで、雇用契約書を作成していない議員も多々いることが分かった。雇用契約書がないと、政務活動費から支出することの妥当性を検証することが難しいこと、雇用契約書で勤務条件を定め、これを議長に検証する機会を与えることによって、不当な人件費の支出の抑制になると考えられる。また、雇用契約書の作成によって被雇者の保護も図られることなどを考慮し、今後は、雇用契約書が必ず作成されるように、人件費が政務活動費から支出されている場合には、議長又は議会事務局において、雇用契約書の存在とその内容を確認するようにすべきである。

【ヒアリング内容】

- ・雇っているのは実娘である。
- ・出勤簿はない。雇用契約書もない。
- ・特に労働時間の定めはない。雇用契約書はない。
- ・事務所には出勤するように求めているが、義務ではない。
- ・勤務時間はある程度フリーにしている。地域の要請を聞いてもらったりしている。
- ・時間的な拘束はない。雇用契約書はない。出勤簿はない。
- ・新聞のスクラップや後援会の名簿整理も行っている。
- ・勤務時間を決めてはいるわけではない。雇用契約書は作成していない。
- ・別途勤務先がある。業務内容は、運転、諸事務（通信）、後援会や選挙の仕事
- ・雇用職員は実娘。雇用契約書は作成していない。
- ・業務は、電話番号、相談事の取り次ぎ、支持者への案内作成
- ・定期的な出勤はなく、勤務時間も随時となっている。
- ・選挙や後援会の手続きを任せている。
- ・勤務時間の設定等はなく、選挙区内の各課題や陳情・要望の整理を行ってもらっている。

(8) 要請陳情等活動費

法改正後、交付条例の中に、明文化して設けられた経費である。現時点では、特に疑義はなかった。

(9) 資料作成費

特に問題はなかった。なお、コピー機の保守管理代やトナー、インク代をまとめて資料作成費に計上している議員と、事務費に計上している議員があったが、使用実態にあわせて、どちらかにまとめて計上すれば、足りるものと判断した。

(10) 事務費

大きく問題とすべきものはなかった。また、原則として、政務活動費で購入した物品保管状況等を確認した。なお、3月の年度末に、駆け込み購入のようにして高額な物品を購入していた事例があったので、今後そのようなことがないように留意されたい。また、取得価額10万円以上の備品の購入費については、一部しか政務活動費から支出できないうち、ざりざり10万円未満のパソコンが購入されている事例が目についた。不当とまでは言いえないものの、当該物品を購入する妥当性に疑問が生じかねないので、この点についても、留意されたい。

高額な機器等は、政務活動に使用される面があることは否めないが、購入した機器を私的な面で利用していることも否めないとする議員もいることを考え合わせると、一定の部分を検討するべきであろう。

第3章 監査活動の概要

第2章では、監査結果として、指摘及び意見を述べた。これらの指摘・意見は、この章で述べる各監査活動に基づくものである。監査活動は、大きく分けると、判例調査、法令調査、資料調査、ヒアリングである。ヒアリングについては、全議員、全会派にヒアリングに協力してもらった。その監査活動の概要を紹介する。

第1 判例調査（政務調査費と裁判例）

1 政務調査費について、その支出について、訴訟となった事案で、平成16年以降の判例・裁判例について、違法性ありとされたもの、無しとされたもの36判例を検証した。調査のものはその36判例について行ったが、この報告書では違法性ありとされた判例等中、比較的新しい、平成22年以後の18判例を紹介する。

2 紹介した判例の要旨中、「（事務費）」、「（調査研究費）」等の記載があるものは、法改正後の政務活動費に当てはめ、これを交付条例に引き直してみると、どの経費に該当する事案であるかを示したものである。

要旨については、「判断した」等の記載になっている場合は、筆者において、判決を読んだ、分析したものであり、そのような記載がなく「違法である。」などと断定的な表現は、原則的に判決文を引用しているものである。

3 後に述べる「判例等に見る違法」については、われわれが分析したものである。政務調査費の支出について違法とされたものがどのようなもので、なぜ、それが違法判断となつたのかということについて、一応の分析を試みた。判例はすべて政務調査費に関するものであるが、これらの判例が、違法とするところの趣旨は、多くにおいて、法改正後の政務活動費についても妥当するものと思われる。

4 判例紹介

No.	判決日	裁判所	要旨
1	H22.3.23	最高裁	(事務費) 議員らが交付を受けた政務調査費から物品を購入するためにした支出につき、上記議員らが、任期中の最後の議会の会期後を含む任期満了1ないし4か月半前の時期にパソコンやビデオカメラなどの比較的高額な物品を購入するために上記支出をし、任期満了による選挙に立候補することなく議員としての任期を終えたなど判示の事情の下において、上告人から、上記議員らは10

		<p>年から20年以上にわたる議員としての経歴を有するところ、上記のような手元に残る物品を在職中初めて購入したり緊急の必要性もなく買い換えたりしたとの主張がされており、その主張に係る事実が認められれば、上記支出は、調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるとした。</p> <p>(調査研究費)</p> <p>現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、市政の参考となりうる資料等の収集を行ったりしている調査旅費への支出について、使途基準に合致しないと判断した。</p> <p>出張の必要性が明らかではなく、担当者から聴取を行っていない視察について、使途基準に合致しないと判断した。</p> <p>(事務所費)</p> <p>議員や議員の親族らが取締役を務める会社から賃借している事務所家賃について、賃料が発生することについては極めて強い疑義が生じるものは使途基準に合致しない支出と判断した。</p> <p>政党支部や後援会事務所、住所の届出が行われている事務所や団体の事務所を兼ねている事務所にかかる支出について、一部割合を使途基準に合致しない支出と判断した。</p> <p>(事務所費)</p> <p>事務所の備品・消耗品については、政務調査のための事務所が事務所として機能するために通常必要とされる備品・消耗品に該当する場合に「事務所費」に該当し、観葉植物のリース代、花の苗代、常備薬代、ティッシュ代、タオル代等はこれに該当しないと判断した。</p> <p>ケーブルテレビの利用料について、同ケーブルテレビの番組内容は 娯楽的要素の高いものが多く見られ、議員が行う調査研究活動のための支出としての合理性はない</p>
2	H22. 3. 26	熊本地裁

			<p>し必要性を欠いていることを疑わせるに足り、使途基準に合致しない支出と判断した。</p> <p>(広聴広報費)</p> <p>広報紙について、事案ごとに合理的な算定をすべきとして、議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、読者に訴える力はいずれの側面が明らかに強いともいえないものについて、印刷代や郵送費用の半額を超える部分は政務調査費から支出することはできないと判断した。</p> <p>議員のウェブサイト（ホームページ）の更新やドメイン料に要する費用について、議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、半額を政務調査費から支出することは許されるが、これを超える部分を政務調査費から支出することは許されないと判断した。</p>
3	H22. 11. 5	東京高裁	
4	H23. 9. 8	福岡高裁	<p>政務調査費により購入した切手を当該年度ではなく、次年度に使用した分について不適正支出となることを前提に、収支に関して誤りがあった場合には、資料を添付するなどして速やかに訂正等を行うことも認められるが、本件の事情においては議員が主張する訂正は認められないと判断した。</p>

5	H23. 11. 25 札幌高裁	<p>会派等が政務調査費の一部又は全部を本件使用基準に適合しない使途に支出したときは、当該支出は違法となると解されるから、政務調査費の支出の可否は本件使用基準への適合性如何によって決まるところ、その可否を判断する際は、本件使用基準に定められた使途の種目に応じて個別的に検討すれば足り、当該支出が議員個人の報酬で賄われるべきものかを検討する必要はないとした。</p> <p>(旅費)</p> <p>視察旅行の目的との関連性を見出し難い上、これに関する記載が報告書にない視察先にかかる費用について、使用基準に適合しないものと判断した。</p> <p>旅費について、他の議員と異なる行程をとった議員について、それにより費用が増加した分の支出は使用基準に適合しないと判断した。</p> <p>視察を途中で切り上げた議員について、切り上げた後の費用の支出は使用基準に適合しないと判断した。</p> <p>(資料作成費)</p> <p>議員使用にかかるパソコン2台の購入代金について、辞職の6か月前に購入されていること、辞職の原因が同議員の経済的破綻にあったこと、議員辞職後もパソコンが会派に返還されていないことから、使用基準に適合しないと判断した。</p>
6	H24. 1. 31 福岡高裁	<p>(人件費)</p> <p>議会控室の補助職員の人件費につき、議員控室では政務調査に関連する以外の執務もなされていたと推認され、議員控室で発生した費用であっても、複数の目的のために支出した場合には社会通念に従った相当な按分割合で適法な政務調査費の支出額を確定することが条理に適用から、本件では人件費のうちの2分の1を政務調査費に関連しない支出と認めるのが相当であるとした</p>

7	H25. 1. 25 最高裁	<p>(調査研究費)</p> <p>「会派が行う目黒区の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」とは、会派の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、会派としての議会活動を離れた活動に関する経費又は当該行為の客観的な目的や性質に照らして会派の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しない。</p> <p>議員が住民として提起した住民訴訟の印紙代および予納すべき送達費用の切手代の政務調査費からの支出は、使用基準に適合しない。</p>
8	H25. 1. 29 和歌山地裁	<p>(事務所費)</p> <p>議員が代表取締役を務める会社から賃借していた事務所の賃料を政務調査費から支出したことは違法と判断した。</p> <p>他の目的のものが併設された事務所に係る賃料等について、社会通念上相当な按分割合を超えて政務調査費を支出した部分は違法とした。</p> <p>(事務費)</p> <p>他の目的のものが併設された事務所で使用された事務用品・備品購入費、固定電話使用料等の費用について、社会通念上相当な按分割合を超えて政務調査費を支出した部分は違法であると判断した。</p> <p>(人件費)</p> <p>人件費について、約定の賃金を超えて政務調査費から支払った人件費は、約定の人件費を超えた部分について違法と判断した。</p> <p>人件費については、他の目的のものが併設された事務所等で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合を超えて政務調査費を支出した部分は違法であると判断した。</p>

9	H25. 1. 31	名古屋高裁	<p>(事務費)</p> <p>事務所を借り上げた議員が特定の政務調査活動を実施する上で、その空間を確保することが不可欠であるような特別な事情の存在を補助参加人会派が主張立証すればともかく、そうでなければ、事務所借上げ費の支出については、本来の趣旨・目的に沿った使途に充てられていないとの推認を免れないと判断した。</p> <p>(資料購入費)</p> <p>A 図書の購入に関しては、市議会の議員としての活動ないしその基礎となる調査研究活動との関連性が本件全証拠によっても明らかではないとして、当該図書の購入に政務調査費を支出したことは違法と判断した。</p> <p>平成18年度の監査にて示された政務調査費の目的外支出についての監査基準が合理性を欠くということはできないと判断し、当該監査にて示された政務調査費の支出に占める目的外支出の割合により、平成15年度から平成17年度についても同割合の目的外支出があると推定できるとし、目的外支出の額を算定することができると判断した。</p> <p>なお、当該監査基準の個別事項は次のとおり。</p> <p>① 食糧費 原則として政務調査費の目的外支出としたが、会議における弁当代や政務調査活動と密接不可分のものについては、社会通念上許容される範囲内に限り認めることとした。</p> <p>② 交通費 一定額を設定し当該金額の範囲を超えるものは目的外支出とした。</p> <p>③ 資料作成費、広報費 成果品を確認し、政務調査活動と認められるものは政務調査費として認めることとした。</p> <p>④ 事務所費 会派等が全額政務調査活動に使用している」と主張した場合でも、一定割合で按分し、一部を目的</p>
10	H25. 4. 24	東京地裁	
11	H25. 6. 19	横浜地裁	

			<p>目的外支出とした。また、生計を一にする親族名義の自宅に賃料を支払っている場合は、政務調査費の目的外支出とした。なお、議員が自ら後援会等の利用があるために按分し、按分後の金額を政務調査費として計上している場合、その按分方法が不合理でないときは、その金額を認めることとした。</p> <p>⑤ 人件費 源泉徴収等による支払などが確認できることを要件とした。なお、生計を一にする親族の人件費は政務調査費の目的外支出とした。</p> <p>(資料購入費)</p> <p>一部の書籍は調査研究活動のため必要な図書等に当たるとはいえず使途基準に反した違法な支出であると判断した。</p> <p>(事務所費)</p> <p>再リース契約に係る再リース料については年度をまたいで以降の再リース料の支出を違法とし判断した。</p> <p>(事務費)</p> <p>インターネットプロバイダー契約等に係る支出については議会活動に関する調査研究以外にも利用していたと認められるとして同支出の5割を違法と判断した。</p> <p>(研修費)</p> <p>議員らの韓国、屋久島への旅費について政務調査費が用いられたことにつき、本件各研修等は、実質的には研修に名を借りた観光中心の私的旅行であったといわざるを得ないが、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための調査研究に資するものではなかったと判断し、違法と判断した。</p>
12	H25. 8. 29	奈良地裁	
13	H25. 9. 19	東京高裁	
14	H25. 9. 26	大阪高裁	<p>会派運営費に関する経費に地方自治法232条の2の規定に基づく補助金を支出することは、政務調査費制度が法制化（施行日は平成13年4月1日である。）された以降は、（会派運営費交付制度などの）補助金の支給</p>

		<p>をすることができると解する余地はなくなるとし、政務活動費とは別の制度により支給することは違法と判断した。</p> <p>(調査研究費)</p> <p>子供会や公民館の落成式等は、政務調査そのものを目的とした会合ではないので、専ら交際の意味合いの強い会合であると認められるため、それらに対する援助金等は目的外支出に当たると判断した。</p> <p>(調査研究費、会議費) 飲食を伴う会合等の経費(調査研究費、会議費) 飲食を伴う会合等の経費が直ちに目的外支出となるのではなく、個々の会合が政務調査と関係のない単なる宴会であるとか、政務調査活動に伴う飲食として社会通念上許される限度を超えて高額であるなどといった事情がある場合にはじめて目的外支出に当たると判断した。</p> <p>また、議会開催日の昼食代について、これは議会参加のための経費と認められるが、議会参加のための経費である議会開催日の昼食代金を政務調査費から支出することは目的外支出に当たると判断した。</p> <p>(資料購入費)</p> <p>一般的に、書籍が広範囲にわたる知識を得るために有益な媒体であることが認められれば、およそ政務調査活動には役立たないことが明らかかな書籍を除いて、書籍の購入費用は、政務調査費から支出することが許されると判断した。</p> <p>会派及びその所属議員が属する政党の発行する政党雑誌及び政党新聞等の購入費は目的外支出であると推認されるとして、目的外支出に当たると判断した。</p> <p>(広聴広報費)</p> <p>市政報告等は、その内容に選挙活動や後援会活動など明らかに政務調査活動でない内容が含まれているとか、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的な事情が</p>
<p>15 H25. 11. 18</p> <p>福岡地裁</p>		

		<p>ない限り、目的外支出に当たらないし目的外支出が含まれているとは認められないと判断した。</p> <p>記念誌への祝賀広告代やチャリティコンサート協賛金は、いずれも明らかに政務調査そのものを目的とした活動への援助として専ら交際費ないし単なる宣伝活動の経費という意味合いの強い支出であるので、目的外支出として違法と判断した。</p> <p>(事務費)</p> <p>会派控室に係る経費について、会派控室において純粋な選挙活動など、政務調査活動以外の活動が行われていると推認することはできないものの、会派活動の多面性に鑑みると、専ら政務調査活動以外の側面を有する活動が行われている可能性までは完全に排除することはできないところであるから、当事者から特段の主張立証がない限り、その1割が目的外支出に当たると認められるが相当であると判断した。</p> <p>(人件費)</p> <p>会派控室での活動に従事した補助員は、政務調査活動以外の側面を有する活動にも従事したものと認められるとして、支出の1割について目的外支出に当たると判断した。</p>
<p>16 H26. 1. 16</p> <p>名古屋地裁</p>		<p>(事務所費、調査研究費)</p> <p>事務所及び自動車は調査研究活動や議員活動以外の私的な活動にも利用され得るから、事務費として計上された事務所賃料及び自動車リース料に政務調査費を充てることが許されるのは特段の反証のない本件ではその2分の1にとどまると判断した。</p>
<p>17 H26. 3. 26</p> <p>大阪地裁</p>		<p>国内の視察旅行の各視察先において行政的な施策等の調査が実施されていること等に照らせば、当該視察旅行を全体として単なる観光旅行であるとは断じ難く、議員の調査研究活動としての側面があることを肯定す</p>

	<p>ることができるとしても、一般的な観光名所が視察先に含まれていることや党派所属の議員の過半数が視察旅行に参加していること等に照らせば、観光旅行、さらには会派の親睦旅行としての意味合いを併有していたとの疑いを否定できず、その費用額も、相当高額に上るなどの事情の下では、市議会の会派が市から交付された政務調査費を調査研究費として充当した上記視察旅行の費用のうち少なくとも2分の1については、その充当は市の定める政務調査費の使用基準に違反すると判断した。</p>
<p>18 H26. 7. 11 札幌地裁</p>	<p>(調査研究費) 調査研究活動のみならず政党活動の側面が認められる活動に関する支出は2分の1についてのみ政務調査費の支出が認められ、その余の部分にかかる支出は使用基準に適合しないと判断した。</p> <p>各団体に対し、情報の収集・整理、関連資料の整理、それぞれ専門分野の諸問題に関する研究報告書（提言）などの策定補助、その他、連絡調整を含め、道政調査活動に必要なあらゆる業務を委託した費用につき、契約の委託内容に則って情報の提供を受けたことを認めるに足りる証拠がないものについて、使用基準に適合しない違法な支出と判断した。</p>

5 裁判例にみる違法

(1) 以上の判例・裁判例を概観すると、当該費用が、政務調査費の使用基準に合致するかどうかについて、会派や議員の主観的な意図を離れて、当該政務調査とされる行動等の外形からその当否・適否を判断しているものと理解できる（「外形判断の原則」と呼ぶこととする。）。

また、上記の判例は、議員の地位そのものが多岐性をもっており、議員の一つの活動が、議員以外の活動の側面をもっていることを認めているものである（「多岐性の原則」とよぶこととする。）。多岐性の原則は、按分原則を導くことになる。

(2) 外形判断の原則

ア 判例1は、任期満了1ないし4か月半前の時期にパソコンやビデオカメラなどの比較

的高額な物品を購入したこと、当該議員が任期満了による選挙に立候補することなく議員としての任期を終えたこと等を判断の材料としているが、これらの事情は、議員の活動にあって、パソコンやビデオが必要とされない外形を有しているといえる。

イ 裁判例2は、「出張の必要性が明らかではなく、担当者から聴取を行っていない視察」について、使用基準に合致しないと判断したものであるが、これは出張の必要性について、あるかないかの判断をしたものではなく、それが「明らかではない」として、当該議員が主観的に「必要」だと考えたとしても、外形的にそれが明らかではなく、さらに「担当者から聴取を行っていない」という外形的な事実を捉えて判断している。またケーブアルテレビの利用料について、番組内容に娯楽的要素の高いものが多いということ、実際にその娯楽番組を見ているかどうかと関係なく、そのケーブアルテレビの番組構成の外形的な側面から使用基準に合わないと判断している。

ウ 裁判例3は、広報紙について、「議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在」しているとの外形から判断して、按分にすべきであると説くものである。

エ 裁判例4は、政務調査費により購入した切手を当該年度ではなく、次年度に使用したという客観面を捉えて、それが前年度に使用するつもりであったかどうかに関係なく、前年度の政務調査費としては否定した。

オ 裁判例5は多岐に亘るが、視察旅行の目的との関連性を見出し難い上、これに関する記載が報告書にない視察先に係る費用について、政務調査費としての支出を認めなかった。これも、報告書に視察先の記載があるかないかという外形面で判断しており、実際に視察に行ったかどうかを問題としていない。

カ 判例7は、「当該行為の客観的な目的や性質に照らして」といい、当該行為の主観面ではなく、当該行為の客観面から目的を判断する姿勢を示している。

キ 裁判例9は、事務所の借り上げ賃料について、政務調査活動を実施する上で、その空間を確保することが不可欠であるような特別の事情の存在を求めたもので、単に議員や会派が必要かどうかだけでは足りていないものとして、事務所必要性についての外形的な理由を求めたものと理解できる。

ク 裁判例10、同12は、図書と調査研究活動との関連性を求めるものであるが、それも議員の主観を離れて、当該図書の外形を基準にしたものと思われる。

ケ 裁判例13は、「実質的には研修に名を借りた観光中心の私的旅行であった」として、当該研修が行われた場所等、外形的な事情を考慮して、政務調査費に当たらないとした。

コ 裁判例15は、子供会や公民館の落成式といった、催事の外形的な側面から政務調査費を認めなかった。

サ 裁判例 17 は、一般的な観光名所が視察先に含まれていることや会派所属の議員の過半数が視察旅行に参加しているという客観面から、按分を求めた。

(3) 多岐性の原則

ア 裁判例 6 は、「議員控室では政務調査に関連する以外の執務もなされていたと推認され」として、議員の多岐性を前提とするような判断となっている。

イ 裁判例 8 は、「他の目的のものが併設された事務所」として、議員の活動には、様々な目的のものがあることを示唆しているといっている。

ウ 裁判例 11 は多岐にわたるが、事務所費について、会派等が全額政務調査活動に使用していると主張した場合でも、一定割合で按分し、一部を目的外支出とした。これは、議員の多岐性を前提にしているものと考えられる。

エ 裁判例 15 は、会派活動の多面性に鑑みて、専ら政務調査活動以外の側面を有する活動が行われている可能性までは完全に排除することはできないとしたもので、このことから、按分原則を採用している。

オ 裁判例 16 は、事務所及び自動車は調査研究活動や議員活動以外の私的な活動にも利用され得るとして、議員の多岐性を認めたものといえる。

カ 裁判例 18 は、調査研究活動のみならず政党活動の側面が認められるとして、議員の多岐性を前提としているといえる。

6 裁判にみる判断基準

このような裁判例からは、政務活動費についても、その適否・当否は当該政務活動とされ、県民目線から、それが、政務活動に該当すると見えるかどうかという視点からの判断である。つまり外形判断の原則である。

そして、政務活動費は、「県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」ものであるから、当該経費が政務活動費としての支出と認められるかどうかは、当該行為が外形的にみて、「県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」であるかどうかによって判断されるべきである。

他方、たとえ、そのような政務活動の面があったとしても、外形的にみて議員の多岐性から、当該活動にそのようなものとは別個の要素（例えば政党活動）があると見られる場合には、按分原則に従うべきであるといえることになる。

第2 関係法令調査

上記判例調査からも明らかのように、法改正前の事例で、政務調査費の用途が違法だとされたものも数多い。今回の法改正は、「政務調査」から「政務活動」へと変化していくなかで、法改正前に違法とされたものについて、適法とされるようにすること、あるいは法改正前、違法かどうか疑問視されたものについて、明確に適法であるような扱いが可能となるようにしているのではないかとこの疑問も払拭できない。しかしながら、議員は政務活動費とは別に報酬を得ているのであるから、政務活動費が議員報酬の二重取りであるということがあってはならない。したがって、政務活動費について、どの範囲が政務活動として認められるものなのかの判断基準を構築するために、法令調査を行った。

1 地方自治法改正前と改正後の相違

平成24年に地方自治法100条14項ないし16項が改正され、それまで「政務調査費」として交付されていたものが、「政務活動費」として、その名称が改められた。これは単に名称が変更されただけでなく、その内容についても、大きく変化させている。まず、その改正前と改正後の条文を比較してみる。

(1) 改正前

○14 (地方自治法100条14項を指す。以下同趣旨) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

○15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 改正後

○14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

○15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

○16 議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

(3) 改正前後の相違

ア 改正前、政務調査費は「議員の調査研究に資するためのもの」として交付されたものであった。先に判例でも一部紹介したように、全国ではこの政務調査費の返還を求め、裁判が数多く提起され、違法支出が認定されたものも相当数ある。これらの裁判では、当該支出が「政務調査」すなわち、「議員の調査研究に資するための必要な経費」かどうか争われたものが多い。

イ しかしながら、改正後は、「議員の調査研究」に加えて、「その他の活動」の文言が加わった。これを字面どおりに読めば、「議員の調査研究」だけではなく、調査研究と直接関係ない場合でも「その他の活動」にあたれば経費として認められることになったことになる。つまり、改正前の、「議員の調査研究」という足かせが改正後は無くなり、これまで数多くの裁判例で争われた「議員の調査に資するための必要な経費」にあたるか否かという裁判上の争点が一掃されることになりかねない。

ウ しかし、「その他の活動」については、一定の制約があるというべきである。仮にこれを無限定に認めるのであれば、結局は、議員に対して、報酬外報酬を与えるようなものになって、議員の報酬二重取りという批判も免れないものとなる。

また、「当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とされているのであるから、「その他の活動」が何なのかについては、議会、ひいては議員で決めて良いということになる。「その他の活動」について、何らの制限もないということであれば、これは、議員によるお手盛りを認めるようなものである。

エ このような問題を抱えながらも「その他の活動」がどのようなものかは、議員が条例を通して決定することとなった。しかし、このことは、逆に言えば、「その他の活動」にどのようなものが加えられているかを見ることによって、各地方議会の議員の質が見て取れるということにもなる。

2 沖縄県政務活動費の交付に関する条例

(1) 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の制定

沖縄県では、改正された地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、平成25年2月28日に「沖縄県政務調査費の交付に関する条例」を改正する形で、「沖縄県政務活動費の交付に関する条例」が制定され、平成25年4月1日以後に交付される政務活動費について、適用されることとなった。

(2) 交付条例2条

交付条例2条は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めている。つまり、

ここで地方自治法100条14項の「その他の活動」について、具体的に定められていることとなる。

同条は、「政務活動費」は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等と6つの例を挙げ、①県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動と②その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとしている。

つまり、地方自治法100条14項の「その他の活動」とは、無限定なものではなく、①県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動と②その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動の二つに限定されているものと理解できる。逆にいうとそれ以外の経費には支出できないということである。

これは、多くの地方自治体の同種の条例とほぼ同一の内容であり、全国都道府県議会連合会が示したモデル案に基づいて制定されたものであろうと推定されるが、政務活動費については、条例制定という形で、議員自らが、一定の縛りを設けたものといえる。そしてその縛りは、次のように理解するべきであろう。

政務活動費は①県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動と、②それと同程度に住民福祉の増進を図るために必要な活動に限定される。

しかし、このような限定があるといっても、何をしても、何をしても、「①県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動」というのか、何をもって、「②住民福祉の増進を図るために必要な活動」というのかの判断は難しい。

そこで、同条2項は、「政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と定めて、具体的な使途を定めた(別表については後記3参照)。

(3) 交付条例13条

法改正により、法100条16項で、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」との規定を受けて、交付条例13条は、「議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」とされた。

3 別表の対比

改正前の政務調査費の場合は、「沖縄県政務調査費の交付に関する規程」(以下「旧交付規程」という。)において、政務調査費の使途基準を別表方式で定めていた。政務活動費の場合は、交付条例の中で別表を定めている。

この両者の別表の相違をみてみる。

(1) 「項目」から「経費」へ

旧交付規程では、別表に「項目」と掲げ、項目の中に調査研究費、広報費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、人件費を設けていた。これは、改正前の条例では、条例で制定できるのは、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法」のみであったので、交付条例では、それらについてのみ規定し、項目は旧交付規程に委ねられた。それは、あくまで、「政務調査費」という経費についての項目であった。しかし改正後、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」について、条例で定めることとなったので、交付条例の別表では、項目ではなく「経費」となった。このことは、改正前は、政務調査費がどのような経費に充てられるべきものであるかは、地方自治法で「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」と限定されていたのに対し、改正後は、「その他の活動費」が加わり、その内容も条例で制定されることとなって、より、議員の都合のいいような用途を議員で決定してよいこととなったことを物語るものである。

(2) 旧交付規程と交付条例別表の内容の違い

- 【調査研究費】 → 【調査研究費】
- 【研修費】 → 【研修費】
- 【広報費】 → 【広報広報費】
- 【要請陳情等活動費】
- 【会議費】 → 【会議費】
- 【資料作成費】 → 【資料作成費】
- 【資料購入費】 → 【資料購入費】
- 【事務費】 → 【事務費】
- 【人件費】 → 【人件費】

「項目」と「経費」を比較すると、「項目」の「広報費」が「広報広報費」へ変わった外、「項目」ではなかった「要請陳情等活動費」が「経費」として新しく設けられた。

(3) 旧交付規程別表と交付条例別表を比較してみると、次のとおりである。

【会派】

旧交付規程別表第1		交付条例別表第1	
項目	内容	経費	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び	調査研究費	会派(所属議員含む。)が

	地方行財政に関する調査研究並びに調査委員に要する費用	地方行財政に関する調査研究並びに調査委員に要する費用	地方行財政に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費	研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察等を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	広報広報費	会派が行う県政に関する政策等の広報活動に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費	会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費	事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
		要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

【議員】

旧交付規程 別表第2		交付条例 別表第2	
費目	内容	費目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する費用	調査研究費	議員が行う県の事務、地方行政に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	議員が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び議員の雇用する	研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費。 2 団体が開催する研修会（視察等を含む。）、講

	職員の参加に要する経費		演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費	会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費	資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	広報広聴費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費	事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
	費	要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

4 変化の意味するもの

上記対照表で明らかのように、地方自治法100条14項ないし16項の改正前と改正後では、例えば、同じ言葉であっても、その内容に変化があり、「政務調査費」に比べて「政務活動費」の方が、使える幅が広がっている。

(1) 会派

ア 「調査研究費」は、改正前は「会派が行う県の事務及び地方財政に関する調査研究並びに調査委託に要する費用」とされていたものが、「会派（所属議員含む。）が行う県の事務、地方財政に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と変化している。これは、明らかに、「視察」について、調査研究の中に入るといえることから明らかなにして、これに関する疑義を払拭しようという狙いがある。

イ 「研修費」は、改正前「会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費」とされていたものが、改正後は、「会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費」と変化している。これは、講演会等とすることによって、「講演会」に限定されるものではないことを示唆している。

ウ 「広報費」は、改正前「会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」とされていたものが、「会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」とされ、「議会活動」の文言を取る一方で、「広聴」の文言が加えられている。これによって、より広い範囲の広報に関する活動について、政務活動費を支出する余地が出てきたものと考えられる。

エ 「資料作成費」は、改正前「会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費」とされていたが、「会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」と変化している。「議会審議」という文言をとることによって、「議会審議」と関係のない資料についても経費と認められることになる。

オ 「資料購入費」は、改正前「会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」とされていたものが、「会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」と変化している。「調査研究」という文言を取ることによって、それ以外であっても「会派が行う活動」のために必要であれば、経費として認められることになる。

カ 「事務費」は、改正前は「会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費」であったが、「会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」と変化し、「調査研究」の文言を取ることによって、調査研究と関係しない活動のための事務費にも使用できるようになった。

キ 「人件費」は、改正前「会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」であったものが、「会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と変化し、「調査研究」の文言を取ることによって、それと関係しない業務を行う職員の雇用にかかる経費にも使えるようになった。

ク そして、「要請陳情等活動費」として、「会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費」が新たに認められ、新たな経費科目が増えた。

(2) 議員

議員の場合も、会派の場合の変化と同様である。

会派に無いものとして「事務所費」があるが、「事務所費」は改正前、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」であったものが、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と変わり、「調査研究」という文言が取られ、調査研究とは関係のない場合であっても、事務所費が経費として認められることとなった。

5 「政務活動費の手引」について

(1) 沖縄県議会は、平成26年2月「政務活動費の手引」を制定した。交付条例14条は、「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。」と規定しているところ、その議長の定めが「政務活動費の手引」である（議会事務局説明）。

そうすると、手引は、単なるマニュアルではなく、一定の法規範性を有しているということができる。したがって、手引に従わない政務活動費の支出は、それ自体違法と判断される余地がある。

(2) 手引は、この報告書の中でも、よく引用されるので、その中の必要な部分を後に抜粋して引用する。

6 小括

(1) 判例調査によって、過去の裁判例において、調査研究費の返還が求められた事例は、「調査研究」に該当しないか、「調査研究」と関連性がないまたは、関連性があつたとしても、その一部であるということがその骨子であった。しかし、改正後、「その他の活動」が地方自治法100条14項の文言の中に加わったことによつて、各地の条例において、「調査研究のため」という文言が一扫されてしまい、「調査研究のため」でなくともそれが「党派（議員）の活動」であれば、経費として認められる余地が大きくなった。

しかし、このことは、無限定に政務活動費の支出が認められるということを意味するものではない。先に述べたように、議員自ら、交付条例を定め、「政務活動費」は、①県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動と②住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する（交付条例2条）としたのであるから、当該活動に係る費用が、政務活動の経費として認められるものかどうかについて、当該活動が、①県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動なのかどうか、②住民福祉の増進を図るために必要な活動に要するかどうかという基準を議員が自らに課し、これを厳格に解釈する姿勢を保つていただきたい。そして、本監査もそのような視点を強く全面に打ち出すものである。

(2) 判断基準の提唱

そして、判例調査、法令調査の結果から、次の2つの判断基準を提唱する。これらの判断基準はいずれも、議員あるいは党派の意図を離れて、外形的に判断されなければならない。

ア 当該経費が政務活動費として認められるかどうかの判断基準として、次の問いを基準とすることを提唱する（以下「必要性判断基準」という）。

①その経費は県政の課題の把握に直接必要ですか。

②その経費は県民意思の把握に直接必要ですか。

③その経費は県政課題・県民意思を県政に反映させるために直接必要ですか。

④その経費は住民福祉の増進に直接必要ですか。

これらの問いにイエスと答えられない場合、それは政務活動費としては認められない

イ また当該経費が政務活動費として認められるとしても、それにつき一定の按分がなされるべきかどうかについて、次の判断基準を提唱する（以下「按分判断基準」という）。

①その経費にかかる活動は私的活動の側面はゼロですか。

②その経費にかかる活動は政党活動の側面はゼロですか。

③その経費にかかる活動は自己PRの側面はゼロですか。

④ その経費は議員でなければ通常支出しないものですか。

これらの問いにイエスと答えられない場合、それは按分しなければならない。

【手引抜粋】

1 運用の基本原則

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員が行う政務活動に直接必要な経費(実費)に充てることが原則である。ただし、その内容及び額は社会通念上妥当な範囲内であることを前提とし、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できないものとする。

(2) 按分による原則

会派及び議員の活動は、議会活動、政務活動、政党活動、選挙活動等多岐にわたり、一つの活動が政務活動と同時に議員としての他の活動の側面を有する場合が多い。その場合の経費は、それぞれの業務の従事割合に応じて、会派及び議員の責任において合理的理由により按分するものとする(なお、按分後の1円未満の端数は切り捨てるものとする。)。明確に区分できない場合は、要した経費の2分の1を上限とする。

2 各経費ごとの説明

(1) 調査研究費

ア 視察 視察に係る日程表及び視察報告書等を整理し、保管すること。

イ 交通費

① 自家用車

・政務活動に使用した自家用車の燃料代については、運用の基本原則(実費弁償原則、按分による原則)により算出する。

② タクシー料金

・政務活動に当たって、他に利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できるものとする。

③ レンタカー料金

・必要最小限度の範囲内で、レンタカーを使用できる。

ウ 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。ただし、成果品を保管すること。(他の経費についても同じ)

(2) 研修費

ア 交通費 調査研究費に準じて取り扱うものとする。

イ 研修会等の内容が確認できるよう、開催通知やプログラム等の文書を保管すること。

(3) 広聴広報費

ア ホームページを含め広報の内容が、県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るとい

う政務活動の内容にかなわったものであれば充当可能である。ただし、掲載内容に政務活動以外の活動(政党活動、後援会活動、選挙活動等)が含まれている場合は、紙面等に応じて按分する。

イ 交通費 調査研究費に準じて取り扱うものとする。

(4) 要請陳情等活動費

ア 「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、米軍関係機関、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。

イ 「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(会議費)とは区別している。

ウ 「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含む。

エ 交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。

(5) 会議費

ア 「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との住民相談(要請陳情等活動費)とは区別される。

イ 交通費 調査研究費に準じて取り扱うものとする。

(6) 資料作成費

ア 資料は基本的には(1)調査研究費以外に必要な資料(事務的打ち合わせのための資料)が対象となる。

イ 資料作成を外部に委託することも対象となる。

(7) 資料購入費

ア 「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む。

イ 書籍やDVD等を購入した場合は、余白に書籍等のタイトルを記入すること。

(8) 事務所費

ア 政務活動費への充当にあたっては、以下の事務所としての要件を満たし、かつ実際に政務活動に使用されている場合に充当できる。

(事務所としての要件)

① 事務所としての外形上の形態を有していること。

② 事務所としての機能(事務スペース、事務用備品等)を有していること。

③ 賃貸の場合、原則として、契約者は議員であり、書面による賃貸借契約が締結されていること。

政党、後援会名義等で賃借し、政党、後援会業務に使用している場合は、使用領域(面積)

並びに政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合を総合的に勘案し、按分する。

イ 議員本人・配偶者・生計を一にする者の所有物件の賃借料に政務活動費を充当することはできない。ただし、管理費については充当できる。

ウ 議員・配偶者・生計を一にする親族が役員を務める会社所有の事務所の賃借について、政務活動費が自己に還流する可能性があることから、充当することは不適當である。

エ 事務所の環境美化のための経費(清掃代等)は充当することはできない。

オ 選挙のために事務所を使用する場合は、合理的に説明できる範囲内で按分するか、若しくは、充當しない等適切に判断する。

(9) 事務費

ア 後援会等の活動においても使用する事務機器等の経費については、利用の割合等(使用时间(概数)・使用頻度等)に応じた合理的理由により按分すること。

イ 携帯電話料及びタブレット等は、運用の基本原則(実費弁償原則、按分による原則)により算出する。

ウ 事務用品や消耗品等は、領収書の余白へ購入した商品名を記入すること。

エ 備品、消耗品等については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動に使用する場合は、按分することが適當である。その際、資産形成に資することがないよう留意する必要がある。高額なOA機器類等は、リース等で対応する必要がある。

オ 備品購入に当たっては、取得価額が10万円以上のものは、耐用年数を考慮し、残りの任期相当分となる一部の額を充當対象とする。

(10) 人件費

ア 会派又は議員の政務活動を補助する者に限られる。したがって、もっぱら運転に従事する者には支出できない。

イ 生計を一にする者には支出できない。

ウ 雇用契約書、給与の支払いが証明できる書類等を保管しておくこと。

エ 後援会等と兼任している場合は、業務実態に応じて按分する。

3 政務活動費を充當するのに適しない例

(1) 政党活動への支出

例)

・党大会への出席

- ・県連(政党等)活動
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

(2) 選挙活動への支出

例)

・衆・参議員選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙

ビラ作成

・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

(3) 後援会活動への支出

例)

・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費

・後援会活動としての報告会等の開催経費

(4) 私的経費への支出

例)

・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

・慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、祝儀、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費)

・冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)

・宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)

・私的用途による観光、レクリエーション、旅行

・親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

4 会費として支出するのに適しない例

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適當と思われる。

・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費

・個人の立場で加入している団体などに対する会費等

例)

・町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等

- ・政党(県連)本来の活動に伴う党大会、党費、党大会費助金等
 - ・議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
 - ・他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
 - ・宗教団体の会費
 - ・冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
 - ・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
- 5 証拠書類の整理保管等
- (1) 会計帳簿の調整、証拠書類等の整理保管義務(5年)
- (2) 整理・保管する証拠書類
- ア 会計帳簿
- イ 領収書
- ウ 支払証明書
- エ 政務活動記録簿
- オ 雇用契約書
- (3) 領収証の提出方法
- ア 写しの提出
- イ 写しの余白に領収証等整理番号(支出項目ごとの連番)を記入する

第3 証憑等調査

- 1 収支報告書関係
- ・平成25年度政務活動費収支報告書・領収証
 - ・平成24年度政務活動費収支報告書・領収証
- 収支報告書と付属の領収証については、議会事務局から提供してもらった。収支報告書との照合の便宜のため、領収証に記載の金額、日時、使途等について、一覧表を作成した。(この一覧表は、本報告書には、掲載していない。)
- 2 議会議録関係
- ・本会議録(7回分(定例会3回、臨時会4回))
 - ・予算特別委員会議事録
 - ・決算特別委員会議事録
 - ・議会時報(第1回～7回分)
 - ・委員会報
 - ・四年のあゆみ
- 県外視察や、県内視察その他の視察が、議会の中でどのように報告され、また県政に反映されているかを見ることができた。
- 3 議会の組織関係等
- ・議会の概要
 - ・議会のしおり
 - ・議会見学ノート
 - ・議会資料(2分冊)
 - ・議会図書室のあらまし
 - ・県幹部職員録
 - ・議会提要
 - ・沖縄県議会史
 - ・平成24年度及び平成25年度の予算及び支出負担行為整理簿
- 4 調査資料関係
- ・政務調査資料(4回発行分)
 - ・平成19年度広島県包括外部監査報告
 - ・平成21年度山梨県包括外部監査報告
 - ・平成25年度定期監査の結果報告書
 - ・平成26年度行政監査の結果報告書

5 その他

- ・ 政務調査費の手引
- ・ 政務活動費の手引
- ・ 各会派・各議員の広報誌

第4 ヒアリング調査

1 議員ヒアリング一覧表

今回の監査では、議員については、議員の事務所または、住宅を訪ね、収支報告書及び領収証等に基づき、ヒアリングを実施した。ヒアリングの目的は、収支報告書に記載した内容の説明を求めると、事務費、事務所費、人件費等の支出に見合う実体や保管書類の確認等である。

以下は、議員名簿順にヒアリングの状況をまとめたものである。各議員には、多忙な中誠実に対応していただいた。

氏名	場所	訪問日時	担当者
1 砂川 利勝	沖縄県議会議員砂川利勝事務所 (石垣市笠野塚2-24)	平成27年1月23日 13:30~14:00	宮園
2 具志堅 透	県議会議員具志堅透事務所 (本部町字谷茶437-3)	平成27年1月19日 16:00~16:40	宮尾
3 又吉 清義	県議会議員又吉清義事務所 (互野湾市我如古3-4-5)	平成27年1月15日 10:00~11:00	宮尾
4 島袋 大	県議会議員島袋大事務所 (豊見城市根差部27-2カセキ4207)	平成27年1月13日 10:00~11:00	宮尾
5 中川 京貴	沖縄県議会議員中川京貴事務所 (藤手納町水釜6-10-7)	平成27年1月14日 11:00~12:00	宮尾
6 桑江 朝千夫	桑江朝千夫事務所 (沖縄市住吉2-1-5 ふじや庄1階)	平成27年1月20日 16:00~16:40	宮尾
7 盛喜味 一幸	宮古高市平良西里809番地3 事務所	平成27年1月11日 10:00~10:40	宮園
8 照屋 守之	県議会議員照屋守之事務所 (うるま市みどり町4-7-1 203)	平成26年12月22日 13:00~14:00	宮尾
9 新垣 良俊	沖縄県議会議員新垣良俊事務所 (八重瀬町字東風平318-2)	平成27年1月26日 10:00~10:50	宮園
10 仲田 弘毅	仲田弘毅事務所 (うるま市与那城西原1番地)	平成26年12月22日 15:30~16:20	宮尾
11 翁長 政俊	翁長まさとし後援会事務所 (那覇市豊川3-2-4拓南産業ビル2階)	平成27年1月19日 14:00~14:50	田村
12 浦崎 唯昭	浦崎唯昭事務所 (那覇市前島2丁目15番8号1階)	平成27年1月16日 16:00~16:30	田村
13 新垣 哲司	新垣てつじ後援会事務所 (沖縄県糸満市糸満2425-5)	平成27年1月22日 14:00~14:40	田村
14 具志 孝助	沖縄県議会議員具志孝助後援会事務所 (那覇市田原3-5-2)	平成26年12月23日 11:00~11:50	宮園
15 新田 宜明	新田後援会事務所 (豊見城市字上田522-6 1階)	平成27年1月7日 10:00~10:40	田村

16	仲村 未央	沖縄県議会議員なみかわらみらお事務所 (沖縄市原屋1-7-19)	平成27年1月7日	14:00~15:15	田村
17	仲宗根 悟	沖縄県議会議員仲宗根サトル連絡事務 所(読谷村高志保257)	平成27年1月8日	11:00~11:40	田村
18	崎山 嗣幸	那覇市国場1180番地2	平成27年1月9日	10:00~10:50	田村
19	照屋 大河	議員事務所 (沖縄県うるま市赤道17-5)	平成27年1月9日	16:00~16:40	田村
20	狩俣 悟子	議員自宅 (那覇市首里石嶺町1丁目159番地20)	平成27年1月13日	14:00~15:00	田村
21	新里 米吉	県議会議員新里米吉事務所 (西原町字翁長240-4-8 古波津101)	平成27年1月16日	11:00~11:30	田村
22	高嶺 善伸	石垣市字川平930番地2 自宅2階	平成27年1月23日	10:00~10:50	宮國
23	玉城 満	玉城みつる政治活動事務所 (沖縄県中央1-20-12)	平成26年12月22日	14:00~15:30	高橋
24	山内 未子	山内スエ子後援会事務所 (うるま市石川白浜2-4-21)	平成26年12月25日	11:00~13:00	高橋
25	瀧慶寛 功	スケラン功活動事務所 (中頭郡北谷町字桑江606-10)	平成27年1月8日	13:00~15:00	高橋
26	赤嶺 昇	赤嶺ノボル議員事務所 (浦添市安波茶3-5-2)	平成27年1月9日	15:40~17:30	高橋
27	新垣 清涼	沖縄県議会議員新垣清涼事務所 (宜野湾市喜友名1-5-6)	平成27年1月8日	16:00~17:45	高橋
28	奥平 一夫	宮古島市平良西仲宗根555番地34 自 宅	平成27年1月11日	13:30~14:20	宮國
29	玉城 義和	県議会議員タマキ義和政治活動事務所 (名護市大西5-5-6)	平成27年1月9日	15:00~15:50	宮國
30	上原 章	沖縄県議会議員上原章事務所 (那覇市金城2-11-4)	平成27年1月14日	16:00~16:50	宮國
31	吉田 勝廣	県議会議員吉田勝廣事務所 (金武町新開地)	平成27年1月27日	14:00~15:00	宮國
32	前島 明男	マエジマ明男政治活動事務所 (浦添市伊祖3-3-1-201号)	平成27年1月9日	13:00~14:45	高橋
33	金城 勉	金城勉後援会事務所、金城勉政治活動 事務所(沖縄市安慶田1-3-9)	平成27年1月19日	14:00~15:30	高橋
34	糸洲 朝則	県議会議員6階 公明県民無所属会派会 議室	平成27年1月14日	10:00~11:30	高橋
35	西統 純恵	西統純恵事務所 日本共産党無料相談 所(浦添市宮城6-11-5)	平成27年1月7日	14:00~15:00	城間

36	渡久地 修	県議会議員渡久地修事務所 日本共産党県会 議員渡久地修無料相談所(那覇市首里赤平 町1-4-1)	平成27年1月23日	16:00~17:00	城間
37	玉城 ノブ子	日本共産党玉城ノブ子無料相談所 (糸濱市字糸濱1948)	平成27年1月8日	10:00~11:00	城間
38	藤崎 宗儀	日本共産党藤崎宗儀無料相談所 (沖縄市住吉1-5-18)	平成27年1月22日	13:30~14:00	城間
39	橋間 光秀	橋間光秀後援会事務所 (浦添市仲間1丁目6番1号)	平成26年12月22日	16:00~17:00	城間
40	呉屋 宏	呉屋宏後援会事務所 (宜野湾市野高2丁目7-3)	平成27年1月8日	14:00~15:00	城間
41	富間 盛夫	沖縄県議会議員 富間モリ才事務所 (那覇市小塚390番地)	平成27年1月20日	14:00~14:30	宮國
42	比嘉 京子	県議会居室	平成27年1月26日	15:00~16:00	城間
43	大城 一馬	与那原町字与那原3298番1 自宅	平成27年1月26日	13:30~14:20	宮國
44	新垣 安弘	新垣ヤスヒロ県議会議員事務所 (八重瀬町屋宜原211-5)	平成27年1月28日	16:00~16:50	宮國
45	嶺井 光	嶺井光事務所 (南城市玉城奥武)	平成27年1月8日	14:00~15:00	城間
46	喜納 昌春	喜納昌春事務所 (西原町字津花波151-5)	平成27年1月9日	16:00~17:20	城間

2 会派ヒアリング一覧表

	会派	場所	訪問日時	担当者
1	自由民主党	沖縄県議会株会派室	平成27年2月2日 10:00~11:00	宮國・城間・田村
2	社民・護憲ネット	沖縄県議会株会派室	平成27年2月2日 13:30~14:20	宮國・宮尾 ・城間・田村
3	県民ネット	沖縄県議会株会派室	平成27年2月2日 15:00~	宮國・城間 ・高橋・城間
4	日本共産党	沖縄県議会株会派室	平成27年1月19日 10:00~11:00	宮國・城間・宮尾
5	公明党・県民会議 無所属	沖縄県議会株会派室	平成27年2月3日 13:30~14:30	宮國・城間
6	そうぞう	沖縄県議会株会派室	平成27年2月9日 16:00~17:00	宮國・城間
7	沖縄社会大衆党	沖縄県議会株会派室	平成27年2月3日 15:00~	宮國・城間
8	無所属 (新垣安弘議員)	新垣ヤスヒロ県議会議員事務所 (八重瀬町屋宜原211-5)	平成27年1月26日 16:00~16:50	宮國
9	無所属 (嶺井光議員)	嶺井光事務所 (南城市玉城奥武)	平成27年1月8日 14:00~15:00	城間
10	無所属 (喜納昌春議員)	喜納昌春事務所 (西原町字津花波151-5)	平成27年1月9日 16:00~17:20	城間

3 個別のトリアリング概要
【会 派】

自由民主党会派

日時：平成27年2月2日 10:00～11:00
場所：沖縄県議会棟会派室
対応者：事務職員
担当：包括外部監査人宮國英男、補助者城間博、補助者田村ゆかり

第1 平成25年度の収支

- 1 収入 17,700,000円
2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	3,887,055	沖縄関係大臣等訪問(按分1/2)、山口県訪問、久米島訪問、香港・マカオ訪問、内閣府訪問、岩国市訪問、文教厚生委員会訪問
研修費	-	
広聴広報費	1,814,149	封筒印刷代、広報紙作成費、議会だより印刷代、平成25年活動報告印刷代、議会活動ニュース印刷代、切手・送料、一般質問等DVD代
要請陳情等活動費	11,500	日台漁業取決め及び日中漁業協定に関する要請(宿泊費のみ)
会議費	341,985	飲み物代・茶菓子代
資料作成費	-	
資料購入費	341,551	沖縄タイムス・琉球新報・産経新聞・日本経済新聞・朝日新聞・読売新聞・オキナワグラフ等購読料、書籍代
事務費	2,374,747	封筒印刷代、インクタンク等購入費、文具消耗品購入費、プリンター修理費用、外付けハードディスク、バックアップハードディスク、切手、インターネット利用料、固定電話・FAX電話料金、デスクトップパソコン2台リース料金、複合機リース料金、大判プリンターリース料金、ノートパソコン・折り機リース料金、コピーカウント料金
人件費	8,964,025	職員2名の給与・社会保険料・雇用保険料
合計	17,735,012	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 マカオへの視察は、13人。経費は3,228,125円。カジノを含む統合型リゾートや、MICE等の県の政策を学ぶために先進地視察の必要があるとすることで、議員間の協議で決まった。
- 2 宮崎県・山口県への「基地問題での地域の状況等の意見交換」目的で3人の議員の旅費支出。経費は250,545円。
- 3 調査研究旅行などの際の旅程表は事務局で保管している。
- 4 視察に誰を派遣するかはある程度均等になるように決めているが、視察・要請の内容によって調整をすることもある。

【研修費】

- 1 勉強会の資料について、資料代は特にかかっていない。
- 2 会派での研修への交通費は支出していない。

【広聴広報費】

- 1 DVDは事務局で保管し、コピーを議員に渡している。
- 2 3、4年前は、議会だよりとして質問者全員の広報誌を作成していた。しかし、それでは広報誌に載る議員と載らない議員に差が出る。そこで、自民党は、議員個人のものを含派ニュースとして作成し、費用を会派から支出している。
- 3 議員個人の広報紙の内容確認している。
- 4 配布対象は、地元や地域であり議員によって異なる。配布方法も議員によって異なり、郵送、手配り、ポスティング等である。

【会議費】

会議費の茶菓子等は、要請陳情、来客等への対応時に出している。

【要請陳情等活動費】

要請陳情費については、今後活用できと思う。

【資料購入費】

ほとんど新聞購読料。新聞は、会派でまとめて保管している。

【事務費】

リースしているノートパソコンは会派室に置いてあり、議員が必要に応じて使用している。また、議会報告の際にプロジェクトターを使用するため、デスクトップパソコンと別にノートパソコンが必要となる。

【人件費】

雇用契約書は、幹事長が2年ごとに代わるため、当時の幹事長との間で作成した。役員が代わる毎に、雇用契約を確認している。雇用契約書確認。

以上

社民・護憲ネット会派

日時：平成27年2月2日13：30～14：20

場所：沖縄県議会棟会派室

対応者：仲宗根悟議員、事務職員

担当：包括外部監査人宮國英男、補助者宮尾徹、補助者城間博

補助者田村ゆかり

第2 平成25年度の収支

1 収入 9,600,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	268,711	宮崎県視察旅行(他の用務を兼ねているため航空費折半)、宜野座村・伊江村視察旅行、国土交通省ヒアリング
研修費	56,787	野党4会派公有水面埋立承認問題等学習会
広聴広報費	2,458,370	会派ホームページ管理委託料・ドメイン料等、本会議等写真撮影料、横断幕・のぼり代、会派広報紙代
要請陳情等活動費	109,140	日台漁業協定に関する要請行動、県内要請行動
会議費	332,871	議員の交通費、負担金、コーヒー・お茶菓子代等
資料作成費	347,303	コピー機カウント使用料
資料購入費	528,503	沖縄建設新聞・琉球新報・日本経済新聞・朝日新聞・毎日新聞・しんぶん赤旗・沖縄タイムス・社会新報、新聞データベース使用料、書籍購入費
事務費	749,844	消耗品費、デジタルカメラ、デスクトップパソコン、電話・FAX・郵送料等通信連絡費、パソコン・コピー機リース料、NHK受信料
人件費	4,762,017	会派職員給与・手当、雇用保険料、社会保険料
合計	9,613,546	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 宮崎県への調査研究旅行について
(1) 県議会事務局からの説明で、政務活動との線引きが難しい場合は折半にするようにとのことだったので、旅費全額について折半とした。
(2) 他の用務は、議会研修会に参加するなどである。
- 2 伊江島視察の際は、視察・調査日程表を作成した。
- 3 議会から空港まで行く際のタクシー代は、議員から請求があれば支払っている。
- 4 一人の議員の自宅からのタクシー代は、視察に参加するための交通費なので支払った。なお、同議員は車の運転免許を持っていない。
- 5 国土交通省のヒアリングに派遣した議員は、百条委員会にも関わっており、以前からよく勉強して適任だったためである。

【広聴広報費】

- 1 所属議員が広報誌を作成する場合には、会派から費用を支出している。会派の広報誌としての性格があるので、広報誌には、「社民・護憲ネット」と記載している。
- 2 各議員の広報紙を作成する部数、送付先は各自異なる。そのため、費用も異なる。議員1人あたりの広報誌作成費用額は年度によって異なる。
- 3 ホームページの更新は、4年間毎月3万円を支払う。業者が更新作業を行っている。
- 4 額面が高い切手の利用方法は、会派の広報誌を郵送するのと同じ程度である。
- 5 「沖縄県議会 社民・護憲ネット」と書いたのぼりを10本ほど作成した。議会報告会、要請、集会の際などに使用している。
- 6 「知事は政府に屈せず不承認を！」と書いた横断幕を前知事が辺野古の埋立申請を承認する前に作成した。

7 本会議の写真撮影は、議員何人撮影しても1日当5000円でカメラマンに依頼している。本会議では全員質問するので全員分依頼している。代表質問2人、一般質問6名。順番はくじびきなので、午前中で全て終わることもあれば夜中までかかることもある。なお、要請の際などの写真は職員が撮影して、各議員にデータで渡している。

【会議費】

- 1 コーヒーは線引きが難しいので、政務活動費で購入した分だけでなく、議員会費からも数万円分購入している。ウォーターサーバー代は議員会費から支出している。
- 2 茶菓子、飴や黒糖など。
- 3 会派の会議に出席してもらうため、航空費を要する議員には、領収書に基づき実費を

支出している。

【研修費】

学習会の費用について、4会派が集まった際は各会派の人数割とした。社民・護憲ネットでもとめて支払ったうえ、人数割で各会派に請求した。

【資料作成費】

コピー機のカウンタ料金は資料作成費として計上し、リース代は事務費として計上している。作成しているのは会議の資料が多い。

【資料購入費】

- 1 新聞は、琉球新報と沖縄タイムスを1年間保管している。
- 2 琉球新報、沖縄タイムス、本土誌について検索できるデータベースを使用している。

【人件費】

- 1 職員1人で対応している。情報管理の問題もあるため、忙しい際でもアルバイトなど雇用したことはない。
- 2 雇用契約書を確認。雇用期間4年間の雇用契約を締結している。所属議員の人数が異なると予算額が増減するため4年ごとに見直しする。
- 3 給与の支払方法は、事務局が通帳を預かっておりそこから支出する。
- 4 経理の内容については、会派議員が決算書を確認している。
- 5 基本的に定時で帰宅しているため、時間外手当の支出はない。
- 6 平日8時30分から17時15分の間勤務している。現在与党第一党ということ様々な会議を会派の部屋で行うため、その対応などもある。急な予定も多く、他の会派を交えた会議が多い。

以上

県民ネット会派

日時：平成27年2月2日15:00～

場所：沖縄県議会棟会派室

対応者：赤嶺昇議員、事務職員

担当：包括外部監査人宮國英男、補助者宮尾徹、補助者高橋大地、補助者城間博

第1 平成25年度の収支

1 収入 8,400,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	2,748,379	ハワイ視察、マレーシア・台北視察、夏期セミナー 関連費用、その他
広聴広報費	2,216,400	印刷、切手等、封筒代
要請陳情等 活動費	166,424	訪米（ワシントン）行動費用（議員1名分）
会議費	52,034	茶菓子
資料作成費	0	
資料購入費	194,271	新聞（琉球新報、沖縄タイムス、東京新聞、朝日新聞）、書籍等
事務費	954,558	電話、文具等
人件費	2,070,000	給与
合計	8,402,066	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

費用計上されていないが、調査研究を行っている。

【研修費】

ハワイ視察は、当時、ハワイ州知事が基地誘致に前向きであるという話があったため、直接依頼をしようということで行った。会派所属議員4名が参加した。基地問題に関する視察が主な目的であった。併せて、ハワイの観光にも注目していたため、観光のあり方についても視察した。ハワイ視察旅費・宿泊費は1,000,000円

マレーシア・台北視察について、マレーシアでは、イスラムの人たちが来沖した際の対応（食事）やマレーシア版琉神マブヤー、観光に関する視察を行った。旅費・宿泊費は1,280,000円

翻訳代は、吉川書簡を翻訳して送付したものである。

夏期セミナーは、1泊で研修が行われた。基地問題について、大学教授や記者、経済界の人を招いて研修を行った。一般県民にも参加を呼びかけている。会場費、講師謝金を研修費から計上している。

賛同金として、「特定秘密保護法案」賛同金と「屈辱の日」賛同金を計上している。

【広聴広報費】

議会報告書の作成、郵送用封筒代及び郵送費を計上している。予算を150万円として作成した。作成数の根拠は予算である。発送または手渡して配布している。郵送は上記予算の範囲内で行った。

【要請陳情等活動費】

訪米（ワシントン）行動費を計上している。関係選挙区である宜野湾市区選出の議員を代表として派遣した。これについては、平成25年7月に報告会を開催している。

【会議費】

飲料代を計上している。茶とコーヒー代は計上しているが、食べ物には計上していない。平成24年度は一切計上していなかったが、平成25年度は計上した。

【資料作成費】

計上されていないが、資料作成を行っているというわけではない。会議・研修などの際、資料を作成する。

【資料購入費】

購入した新聞は会派会議室に置いている。

【事務費】

雨具の購入費（所属議員人数分）を計上しているが、雨天時の集会などで利用するために購入したものである。

ビデオカメラは、視察の際に利用するために購入したものである。

ノートパソコンは、持ち運び用として購入したものである。会派会議室において保管している。

【人件費】

事務職員を1名雇用している。契約書を作成している。勤務時間は9時から18時までである。

以上

日本共産党派

日時：平成27年1月19日10:00～11:00

場所：沖縄県議会棟会派室

対応者：西銘純恵議員、事務職員

担当：包括外部監査人宮國英男、補助者城間博、補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 4,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	59,907	交通費・宿泊費 (やんばるの自然保護調査、5名分)
研修費	0	
広聴広報費	320,984	広報誌作成費、ホームページ作成費
要請陳情等活動費	85,520	交通費・宿泊費
会議費	84,134	会場使用料、横断幕代
資料作成費	320,724	資料印刷費、トナー代
資料購入費	220,805	琉球新報購入費、沖縄タイムス購入費、赤旗等購入費、その他新聞、DVD・書籍購入費
事務費	364,261	複合機リース代、事務用品、プロバイダー料金
人件費	3,350,424	給与、短期アルバイト賃金、社会保険料
合計	4,806,759	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

公明党・県民会議無所属会派

日時：平成27年2月3日13：30～14：30
場所：沖縄県議会棟会議室
対応者：金城勉議員、事務職員
担当：包括外部監査人宮國英男、補助者城間博

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

植林の名で行われる皆伐をやめるときという会派の方針に基づき、やんばるの調査を毎年行っているもの。他にも、泡瀬干潟の開発調査などを行っている。

【研修費】

弁護士や大学の先生を招いて研修を行うことがあるが、水代程度しかかからないので、政務活動費の費目としては出てこない。

【広聴広報費】

ホームページの作成を業者に依頼している。
県議団便りは日本共産党が躍進したことを記事にした部分があったからで、面積比で按分した。

県議団便りの領収書の宛名が個人宛のものがあるが、会派の負担である。県議団で最低部数の7000部くらいを注文する。その後、追加で個人が注文するときは、版の作成費分がないので、割安になっている。

【要請陳情等活動費】

旅費について、一部、個人分の政務活動費と按分しているものがあるが、これは、会派の予算が不足したので、個人分から支出したもの。活動は、県議団の活動である。

日台漁業協定に関する要請が会派から出ているのは、委員会としての派遣から外れたので、要請に参加すべきとの考えから、会派から旅費を出したものである。

屈辱の日の分担金の宛先が個人名になっているが、会派で負担すると決めた。

【会議費】

会議の際は、実際には茶菓子を出しているが、政務活動費からは支出していない。

【資料作成費】

コピーカウンター資料作成の比重が大きいため、資料作成費に計上。

【資料購入費】

購入した資料は、議員が持ち出して閲覧することもあるが、基本的に会派室に保管している。カジノ問題に関するDVDは、会派室で見たり、各議員が個人で見たりした。

【事務費】

【人件費】

雇用契約書を確認。なお、2月・3月は予算会議が多忙になるため、臨時でアルバイトを雇っている。

以上

第1 平成25年度の収支

- 1 収入 6,000,000円
2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費	272,020	交通費・宿泊費(神奈川、福島)
研修費	0	
広聴広報費	719,007	広報誌、報告書等作成費、通信運搬費
要請陳情等活動費	84,340	交通費・宿泊費
会議費	142,554	お茶菓子、コーヒー、水代等
資料作成費	0	
資料購入費	302,697	朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、聖教新聞、公明新聞、沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日新聞、代表質問DVD代、「沖縄自治州」購入費(4冊)
事務費	656,389	使用料及び賃借料(コピー機、CATV利用料等)、消耗品費(県民手帳4冊分含む)、備品購入費、通信連絡費、修繕費
人件費	3,068,690	給与、社会保険料
合計	5,245,697	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 754,303円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

調査活動で横浜に行っているが、これは、県民からの相談や、各議員の問題意識などから行き先を決めたものである。福島には、震災後の状況の視察や、意見交換のために行った。

調査旅費について、一部議員の旅費のみ計上し、一部議員の旅費が含まれていないものがあるが、計上していない議員は、個人の政務活動費で支出している。各議員毎に事務所の固定費などが違うので、議員個人の政務活動費に余裕がある議員は、会派ではなく個人の政務活動費から支出してもらっている。

領収書の宛先が個人となっているもので会派の支出としてあるものがあるが、これは、議員個人に負担させるとい趣旨ではなく、立て替えてもらって後で会派として払ったものである。例えば、年度の初めに、活動予算を組んでいるということではなく、その都度相談しながらやっている。領収書の宛先が議員個人の名前になっている場合、誰が使用した経費が分かりやすい。

平成25年度は会派で海外視察は行っていない。それは、暗黙の内規で、公費で海外には行かないことになっているためである。党員ではない議員にはこの縛りはない。

【研修費】

研修はやっているが、費用としては別に計上していない。

【広聴広報費】

会派広報誌印刷代167,850円。また会派ニュースを10,500枚作成し、3人の会派所属議員に4,000枚、4,000枚、2,500枚割り当て。

【要請陳情等活動費】

会派所属の一議員を、平成26年度沖縄県税制改革改正要望のため内閣府に派遣。県部長外4名と同行したもの。

【会議費】

会議費で水と茶菓子代が挙げられているが、水も茶菓子も会派室に置いてある。市民相談の際にも出すし、職員や議員の休憩の際にも利用している。

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞は、会派室でとっており、各議員が閲覧したり、資料として使ったりする。

記者から薦められたため、毎日新聞も一昨年から取るようになった。

同じ書籍の領収書が各議員宛のものが会派の支出の中で挙げられているが、これは、も

ともと会派でまとめて購入することを決定して購入したが、領収書が各個人宛のものが来たという経緯である。会派として購入したものである。書籍は会派から各議員に配った。

DVDの領収書も個人宛のものが挙げられているが、これも会派として購入したもので、その時に被写体となっていた人物宛の領収書が届いたという経緯である。会派で購入し、会派で保管している。

【事務費】

県民手帳4冊は、会派で買って、各議員に配布した。

ケーブල්テレビは、放映される議会中継を見るためである。

【人件費】

雇用契約書は、会派室にて保管している（現物確認）。

入出金は会派事務局に任せており、給与もそうしている。なお、残業はしていない。

以上

そうぞう会派

日時：平成27年2月9日16:00～17:00

場所：沖縄県議会棟会派室

対応者：當間盛夫議員

担当：包括外部監査人宮國英男、補助者城間博

第1 平成25年度収支

- 1 収入額 3,600,000円
2 支出額

項目	支出額	備考
調査研究費	1,382,290	大阪出張(6/17)、東京視察、韓国視察、東京愛知出張、宮古出張、大阪出張(9/25~26日)、大阪出張(9/17)、静岡出張、大阪出張(9/25~26日)、宮古出張、普天間基地移設先可能性調査
研修費	-	-
広聴広報費	1,221,066	はがき、切手、印刷代
要請陳情等活動費	-	-
会議費	30,000	賛同金
資料作成費	-	-
資料購入費	133,956	新聞(日経、沖繩タイムス、琉球新報、しんぶん赤旗日曜版)
事務費	413,029	電話、文具、複合機リース代
人件費	400,000	給与
合計	3,580,341	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

- 3 残余 19,659円

第2 個別の支出項目

【調査研究費】

- 大阪出張が多いが、都構想についての勉強等があった。大阪府八尾市がオスプレイの移転先との話も上がっていたので、同市の市長に会った。また大阪府知事とオスプレイ関連の意見交換をした。
- 福島県へ行ったのは、震災後の状況視察である。会派の事務職員も同行した。
- 韓国への視察は、韓国の企業のトップとの意見交換をしたもの。同企業の福利厚生として、沖繩観光の話があり、観光誘致の一環として行ったもの。
- 愛知県・静岡県は、普天間移設の問題についての協議で行った。
- 宮古島市は、下地島空港の活用をどうするかということで、視察に行った。
- 普天間基地移設先可能性調査として、大分県・山口県・東京都に視察に行った。浦添市議らと一緒に行った。

【研修費】

【広聴広報費】

広報誌作成費用として計上されている支出の領収証の宛先が議員個人になっているものがあるが、議員の広報誌について会派から支出したもの。逆に議員個人の広報誌について、その制作費の領収証の宛先が、会派になっているものがあるが、これも会派で費用を支出したものである。

特に領収証を個人宛にするか、会派宛にするかは区別していない。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

日本経済新聞、沖繩タイムス、琉球新報、しんぶん赤旗。会派事務所内に保管。

【事務費】

複合機確認。カメラレンズ 議員個人に貸出中。

事務雑費57,585円について領収証に買った品目が記載漏れとなっているが、必要とする事務用品を購入したものである。

【人件費】

1か月10万円。退職したので、4か月分のみ計上。

以上

沖縄社会大衆党会派

日時：平成27年2月3日15:00～

場所：沖縄県議会棟会派室

対応者：大城一馬議員、事務職員

担当：包括外部監査人宮國英男、補助者城間博

第1 平成25年度の収支

1 収入 2,400,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活動費	0	
会議費	36,604	茶菓子等
資料作成費	0	
資料購入費	71,760	新聞購読料(琉球新報、沖縄タイムス)
事務費	26,256	通信連絡費、消耗品、事務雑費
人件費	2,268,432	人件費、社会保険料
合計	2,403,052	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【総論】

社大党の予算は、人件費が大半を占めており、党派として県外調査を行うことはできない。党派の事務費となる一部費用を党派所属議員個人の政務活動費から負担している状況にある。調査等の活動は、所属議員が個人の政務活動費を利用して行う必要がある。

【調査研究費】

【研修費】

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務費】

【人件費】

以上

無所属（新垣安弘議員）

日時：平成27年1月26日16：00～16：50

場所：八重瀬町屋宜原211-5（2F）

対応者：新垣安弘議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支

1 収入額 1,200,000円

2 支出額

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	2,954	ガンリン代 (1/2按分)
研修費		
広聴広報費	1,144,590	ホール使用料、切手、郵便、封筒、報告書配布等
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費	8,865	プリンタ消耗品、書籍
人件費	46,400	給与
合計	1,202,809	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目

【調査研究費】

ガンリン代2分の1按分。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告書及びその配布料（郵便、ポスティング委託）。議会報告には、政治活動的な記事は載せない。議員としての活動に絞った記事である。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務費】

プリンターのインク代と書籍代（プリンター確認）。

【人件費】

1月から3月に雇用したもの。時給800円でお願している。
政務活動報告書作成の手伝いをしてもらうのが主。

以上

無所属（嶺井光議員）

日時：平成27年1月8日14:00～15:00

場所：嶺井光事務所（南城市玉城奥武）

対応者：嶺井光議員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,200,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	837,900	活動報告書印刷代
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費	374,632	事務用品等
人件費		
合計	1,212,532	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

一人会派であり、調査研究費は個人の政務活動費で計上した。

【研修費】

研修費の項目に該当する支出はない。

【広聴広報費】

県議会活動報告書の印刷費用を会派の政務活動費から支出した。県議会活動報告書は、

会期ごとに作成し配布している。

なお、郵送費用は個人の政務活動費から支出した。

【要請陳情等活動費】

費用がかかると要請陳情等は特になかったため計上していない。

【会議費】

費用のかかる会議は特に無い。

【資料作成費】

個人の政務活動費で計上した。

【資料購入費】

個人の政務活動費で計上した。

【事務費】

事務所で使用する事務用品等、コピー機のリース料金、携帯電話料金の2分の1である。

【人件費】

一人を使用しているが、個人の政務活動費から支出した。

以上

無所属（喜納昌春議員）

日時：平成27年1月9日16：00～17：20

場所：喜納昌春事務所（西原町字津花波151-5）

対応者：喜納昌春議員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,200,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	147,000	議会報告書印刷代金
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費	1,080,000	調査員手当2名分
合計	1,227,000	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

一人会派であり、調査研究費は個人の政務活動費で計上した。

【研修費】

一人会派であり、個人の政務活動費で計上した。

【広聴広報費】

議会活動報告書の作成費用である。

議会活動報告書を定期的に作成しており、内容は、議員の期間内の議会活動全般の報告書である。個人の政務活動費の資料作成費で翻訳料を計上した翻訳文等も載せている。

【要請陳情等活動費】

一人会派であり、費用がかかる要請陳情等は特になかったため計上していない。

【会議費】

費用のかかる会議は特に無い。

【資料作成費】

一人会派であり、個人の政務活動費で計上した。

【資料購入費】

一人会派であり、個人の政務活動費で計上した。

【事務所費】

一人会派であり、個人の政務活動費で計上した。

【人件費】

会派の政務活動費を2人分の人件費に充てた。領収証の記載は「〇月分調査員手当」。

以上

【議員】

砂川利勝議員

日時：平成27年1月23日13:00~14:00

場所：沖縄県議会議員砂川利勝事務所（石垣市登野城2-24）

対応者：砂川利勝議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度の収支

1 収入1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	53,500	沖縄タイムス、八重山日報、公明新聞
事務所費	1,324,295	家賃、電気料、上下水道料金
事務費	98,116	電話料金
人件費	840,000	給与
合計	2,315,911	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

具志堅透議員

日時：平成27年1月19日16:00～16:40
場所：県議会議員具志堅透事務所（本部町字谷茶437-3）
対応者：具志堅透議員、事務職員
担当：補助者宮尾徹

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

【研修費】

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞購読料

【事務所費】

1 事務所設置の目的は、主として、地元の人々の声を聞くため。議員は地元の声を聞いて伝え、県政に反映させるのが使命だと思っている。だから、事務所を構えていることが必須であると考えている。

2 看板は「沖縄県議会議員砂川利勝事務所」と掲げ、後援会活動には利用していない。

3 電気料金、水道料金は、事務所のみで使用する料金である。

【事務費】

固定電話は事務所に設置したものである。

【人件費】

勤務時間は、午前10時～午後4時。給与は月額7万円。事務所に出勤して、来客対応、電話対応、資料整理等日常の業務を行っている。

第3 その他

調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費はいずれも0円となっているが、これらに関連する活動は行っていないというわけではない。住民の要請があれば、相談を聞きに行くこともある。しかし、これらは、自己負担で賄っている。政務活動費は、事務所費と人件費でほとんど使われるので、これらの活動をしようとするは、自己負担ということになる。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	64,494	ガンリン代 (2分の1)
研修費	0	
広聴広報費	17,500	議会広報誌の発送料、切手代
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	121,980	琉球新報、沖縄タイムス、聖教新聞、赤旗
事務所費	704,304	家賃、電気代、水道代
事務費	105,158	固定電話代、プロバイダー料金、インク・用紙代等
人件費	1,000,000	給与
合計	2,013,436	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

燃料費（ガンリン代）については2分の1を政務活動費として計上している。

県外の視察調査については、会派の費用や自費で行っている。

【研修費】

【広聴広報費】

議会広報誌は、会派の予算で作成している。配布については県内全域配布が望ましいと思うが、基本的に地元を重点に配布している。できるだけ自分で配布しているが、時間的な問題もあり、支援者にも配布してもらっている（実費）。一部郵送もしている。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞はスクラップや議会の質問等の参考資料として活用している。書籍については、全体の政務活動費が180万円を超えるので、計上していない。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「県議会議員志堅透事務所」。
- 2 普段から、町村や各種団体などの陳情や要請、また地域の方々からの相談があり、事務所は必要である。陳情要請など県政に対する意見交換の場として活用しているため、事務所がないと支障をきたす。事務所は、基本的には政務活動以外には使用していない。

【事務費】

【人件費】

勤務時間は、平日の午前10時から午後4時までである。政務活動以外には従事していないので、抜分していない。

以上

又吉清義議員

日時：平成27年1月15日10:00～11:00
 場所：県議会議員又吉清義事務所（宜野湾市我如古3-4-5）
 対応者：又吉清義議員、又吉清義議員の妻、事務職員
 担当：補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	24,630	ガソリン代(1/2)、高速代、船代(伊江島視察)、航空運賃(栗国村視察)
研修費	0	
広聴広報費	118,500	議会報告会会場使用料、広報紙印刷代
要請陳情等活動費	0	
会議費	4,350	資料印刷代、お菓子代
資料作成費	54,458	インク・用紙代、データ作成委託費
資料購入費	36,190	沖縄タイムス、倫風誌(倫理資料)
事務所費	807,715	家賃、電気代
事務費	244,308	携帯電話代(1/2)、固定電話、FAX用電話、事務用品等購入費(iPad、モバイルルーター等購入費の1/2等)、切手・郵送費
人件費	840,000	給与(7/10・後援会活動を考慮)
合計	2,130,151	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

地域・市・県民の意見や情報を収集し、活かす上からも会や行事等に参加することがある。経費が発生しない時もあるし、自費で調査し、計上しない場合もある。

【研修費】

計上はしていないが、自己負担で参加している。

【広報広報費】

職員家族等でほぼ地元全世帯に配布している。他の地域に関しては、要望があれば郵送することもある。その他には、県政報告会などの会で配布することが多い。

【要請陳情等活動費】

意見交換・要望要請等を行っているが、自費で行っており、計上していない。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「県議会議員又吉清義事務所」。
- 2 平成24年7月に県議会議員になり、現在の事務所を契約した。県民140万人のための拠点として、事務所は絶対に必要であると考えている。

同年9月までは後援会事務所を置いていたので2分の1で按分していたが、10月から後援会事務所を自宅に移したことから、政務活動としての事務所となったので、それからは賃借料・電気料を全額政務活動費として計上している。

【事務費】

【人件費】

平成24年度は、最初のころに後援会事務所としても活用していたので、仕事内容が線引きできず、2分の1で按分して計上していた。その後、後援会事務所を移動したが、後援会等と兼務の場合は業務内容に応じて按分する必要があるため、平成25年度は、10分の7を政務活動費として計上している。

勤務時間は、平日の午前10時から午後5時までである。

以上

島袋大議員

日時：平成27年1月13日10:00～11:00

場所：県議会議員島袋大事務所
(豊見城市根差部727 エクセルビル207)

対応者：島袋大議員、事務職員
担当：補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	120,000	倫理法人会会費
広聴広報費	0	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	22,560	聖教新聞購読料
事務所費	823,209	家賃(2分の1・自民党支部との共同利用)、電気料金(2分の1)
事務費	253,910	携帯電話代(2分の1)
人件費	840,000	給与
合計	2,059,679	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

視察は、会派予算、委員会予算で行っている。

【研修費】

倫理法人会は、経営者の方との意見交換や、行政の職員のモラルの持ち方について一般質問で触れるなど役立っている。

【広聴広報費】

広報誌は、会派で作るものとは別に、年1回発行している。

なお、豊見城市内の2万世帯、ほぼ全戸に2か月ほどかけて、3人（議員本人、妻、事務職員）で配布している。

【要請陳情等活動費】

単独や市議団などと本土に行つて、政府や国会議員との意見交換、要望申請等を行っているが、政務活動費としては計上していない。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

資料として、本や経済誌などを購入しているが、政務活動費からは支出していない。

【事務所費】

1 事務所の名称は、「県議会議員島袋大事務所」。入口には、「自由民主党沖縄県豊見城市区第二支部」の看板もあった。

2 事務所は、地域のみなさんと意見交換する場、要請を受ける場として必要だと思う。

この事務所には、現在、子育て世代のお母さんがよく訪れており、事務所での職員や市議との意見交換等も行う。

平成25年度は、自民党支部の住所を自宅から事務所に移したので（政治活動資金規正法の収支報告で確認した）、2分の1を政務活動費として計上し、残りを自民党支部の会費で負担している。

【事務費】

【人件費】

政務活動関係にのみ関わっているため、按分していない。

以上

中川京貴議員

日時：平成27年11月14日11:00～12:00
 場所：沖縄県議会議員中川京貴事務所（嘉手納町水釜6-10-7）
 対応者：中川京貴議員の妻、事務職員
 担当：補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	760,000	広報紙印刷代
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	74,163	インク・用紙代
資料購入費	118,110	琉球新報、沖縄タイムス、赤旗、書籍購入
事務所費	43,860	電気料
事務費	368,427	郵送料等、事務用品等購入、パソコン・プリンター購入、固定電話、携帯電話(2分の1)、プロバイダー料金、コピー機保守代
人件費	767,900	給与(時給計算)
合計	2,132,460	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

視察は、会派や委員会で行っている。

【研修費】

地域での勉強・研修を行っているが、計上していない。

【広聴広報費】

印刷業者に配布まで依頼して、中頭郡のほとんどの世帯に配布している。また、議会報告会などの際に、配布している。

【要請陳情等活動費】

計上はしていないが、議員個人負担で、現場視察（基地、農作物、漁港）等の活動を行っている。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

資料として、本や経済誌などを購入しているが、政務活動費からは支出していない。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「沖縄県議会議員中川貴事務所」。
- 2 自宅の1階の一角のスペースを議員事務所として利用しており、賃借料は計上していないが、電気代（自宅とは別契約）を政務活動費として計上している。

【事務費】

電話・プリンター・コピー機は、政務活動専用である。

【人件費】

平日10時～16時までの勤務で、時間給となっている。出勤簿をつけている。政務活動のみに携わっているため、按分はしていない。

以上

桑江朝千夫前議員

日時：平成27年1月20日16:00～16:40

場所：桑江朝千夫事務所（沖縄市住吉2-1-5ふじや荘1階）

対応者：事務職員

担当：補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	71,240	議会報告会会場費、チケット作成費、案内郵送代
要請陳情等活動費	79,280	ダイオキシンが検出された件で原状回復を求める陳情のための東京出張費用(航空券、宿泊費、交通費)
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	35,310	琉球新報、書籍購入費
事務所費	100,829	電気代、水道代
事務費	151,991	固定電話、事務用品等購入、コピー機保守代
人件費	1,430,000	給与
合計	1,868,650	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

視察や研修などは、会派や委員会の予算で行っている。個人でも視察に行っているが、計上はしていない。

【研修費】

調査研究費と同じ。

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

調査研究費と同じ。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「桑江朝千夫事務所」。
- 2 事務所には地元の方や、沖縄市の市議が訪れ、相談や要請を受けていた。後援会活動は、選挙のときには選挙事務所を別に借りて、また、そうでないときは、会議室などを借りて行っていた。

【事務費】

【人件費】

勤務時間は、平日の午前9時から午後6時までである。後援会活動には従事せず、政務活動のみに従事しているので、按分はしていない。

第3 その他

1 政務活動費の管理方法

口座は、政務活動費用の口座で管理していた。足りない分は議員が出していた。

2 保管を義務づけられている書類の保管状況

自民党会派事務局が推奨している形式で、一冊のファイルにまとめられて保管されていた。

3 政務活動費で購入した物品の使用状況

平成24年度に購入したノートパソコンとテレビは事務所で保管使用している(現物を確認した。)

以上

第1 平成25年度収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	194,950	普天間移設問題について意見交換等、沖縄振興(県・国会議員)との意見交換、三重工場視察、下地島空港利用計画資料収集、経済団体との意見交換、農林水産業地域活動力創造運動意見交換、基地問題意見交換(うち1件1/2抜分)、ガソリン(1/2抜分)
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	104,965	琉球新報、公明新聞、宮古毎日新聞、宮古新報、農業農村工学会誌
事務所費	611,613	家賃、上下水道
事務費	77,382	事務用品、電話料金(1/2抜分)
人件費	925,000	賃金
合計	1,913,910	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

座喜味一幸議員

日時：平成27年1月11日10:00~10:40

場所：宮古島市平良西里809番地3

対応者：座喜味一幸議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 宮古と那覇間の航空運賃については、調査研究研究費の項目に計上している。もっとも飛行機の利用については、党務が関係すると思われる場合は、計上していない。
- 2 ガンリン代は、毎月5000円分のガンリンを入れて、その2分の1を計上している。特定の一台の車に入れるガンリン代である。

那覇でも車を持っているが、その車に関する燃料代は、計上していない。

- 3 ゴミ焼却施設視察は、宮古島市がゴミ焼却施設の課題を抱えているので、宮古島市出身が社長を勤める施設の視察に行った。焼却施設の機種の選定、ゴミの集め方、管理のコスト等学習した。

【研修費】

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

琉球新報、公明新聞、宮古新報、宮古毎日新聞を事務所で購入している。

【事務所費】

事務所では、月1回議会報告会をやっている。要請や陳情の来客が多く、相談等が毎日のようにある。

事務所には、看板が無く、「ザキミー幸 イッコー」ののぼりがある。

【事務費】

携帯電話は2分の1按分。

【人件費】

賃金は、時給700円である。地域の要請を聞いてもらったりしている。

第3 その他

那覇での活動も多いので、那覇市内にアパートを借りている。これは、政務活動費には計上していない。

以上

照屋守之議員

日時：平成26年12月22日13：00～14：00

場所：県議会議員照屋守之事務所

(うるま市みどり町4-7-1 203)

対応者：照屋守之議員、事務職員

担当：補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	120,000	倫理法人会年会費
広聴広報費	0	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	35,880	琉球新報
事務所費	807,803	家賃、電気代
事務費	85,999	固定電話、ネット
人件費	1,440,000	給与
合計	2,489,682	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

視察等にかかる費用は、会派の予算や所属委員会の予算で賄っている。必要な視察はできている。

【研修費】

倫理法人会は、月に4・5回、早朝に企業経営者等が参加し、倫理の学びを通して、政策の立案や問題を解決する道筋が理解でき、議員としての活動に役に立つ。

【広聴広報費】

活動報告のはがきを作成したりしている。別の費目で対応している。

【要請陳情等活動費】

これまでは、会派、所属委員会、党として行っている。

【会議費】

同上

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務所費】

1 事務所の名称は、県議会議員照屋守之事務所。なお、窓には、「市民相談所」と記載されている。

2 議員の活動拠点として、事務所は絶対に必要である。事務所には、様々な人が相談に訪れてくる。議会中など、うるま市にいないときにも事務所があれば対応できる。

後援会活動（選挙活動）、選挙期間中などは、別に事務所を借りている。この事務所で後援会活動をしないように気を付けてもいる。按分はしていない。

【事務費】

【人件費】

後援会活動（選挙運動）は行っていないので、按分していない。

第3 その他

1 政務活動費の管理方法

政務活動費の振り込まれる口座と他の分は、分けて管理している。不足分は手出ししている。

2 保管を義務づけられている書類の保管状況

自民党会派事務局が推奨している形式で、一冊のファイルにまとめられて保管されていた。

第1 平成25年度収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

新垣良俊議員

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	233,755	郵便代、シール代、封筒代
要請陳情等活動費	10,600	宿泊代
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	97,650	沖縄タイムス、琉球新報、日本経済新聞
事務所費	646,710	土地の賃借料、電気料、水道料
事務費	77,615	携帯電話、固定電話、文具代
人件費	840,000	給与
合計	1,906,330	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

日時：平成27年1月26日10:00~10:50

場所：沖縄県議会議員新垣良俊（リョスン）事務所

（八重瀬町字東風平318-2）

対応者：新垣良俊議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

離島には諸課題があるので、離島の現場視察・離島住民の方々との意見交換などをよく行っているが、自費である、調査研究費は0円となっている。他の支出で、政務活動費の年額180万円を超過するから、計上していない。

【研修費】

【広聴広報費】

議会便りの発行に要する費用である。郵送、ポスティング等で、2500部～3000部を配布する。

【要請陳情等活動費】

会派活動で上京した際、延泊して要請活動したときの宿泊費である。農林水産庁関係部署に陳情。地域を、農地改良して、その面積の3割を非農地にできるはずが、これがなされていらない事案があり、非農地化の要請を行っている。30年来の懸案事項であり、議員の使命と感じている。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

地元2紙と日本経済新聞を購読している。新聞は必須である。

【事務所費】

収支報告書に「家賃600,000」とあるのは、「土地賃料600,000」が正しい。事務所は自己所有であるが、土地は、借地である。電気水道料金は事務所で使用する電気水道の料金である。

【事務費】

携帯電話料金は、按分。固定電話は事務所に設置されたもので、按分はしていない。

【人件費】

議員が車の運転ができない。そのため、車の運転をしてもらっている。そのほか、事務所の留守番や、領収証の整理をする。移動の際、従業員の車を出してもらっているが、別途ガソリン代は支払っていない。出勤簿はある。

第3 その他

- 1 事務所看板横に、「前衆議院議員ニシメ恒三郎連絡所891-9205」の看板あり。
- 2 後援会事務所はおいてない。

以上

仲田弘毅議員

日時：平成26年12月22日15:30～16:20

場所：仲田弘毅事務所（うるま市与那城西原1番地）

対応者：仲田弘毅議員の妻、事務職員

担当：補助者宮尾徹

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	42,176	ガソリン代 (2分の1)
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	35,500	インク代、コピー用紙代
資料購入費	71,760	琉球新報、沖縄タイムス
事務所費	503,650	家賃、電気料金、水道代
事務費	202,893	固定電話、携帯電話 (2分の1)、プロバイダー料、ネット回線使用料、コピーリース代、事務用品、プリンター修理代
人件費	1,020,000	給与
合計	1,875,979	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガソリン代の2分の1を計上している。視察は、会派の予算で行っている。近隣の視察(干ばつ、台風被害の現場の視察)などは、自費で行っている。

【研修費】

【広聴広報費】

平成25年度は、計上なし。会派で広報誌を作成した。広報誌は、地域内外で配っている。他にも、支援者など世話になっている方に送付したりもする。

【要請陳情等活動費】

調査研究費と同じ。

【会議費】

同上

【資料作成費】

購入したカメラは、視察などの際に使用。写した写真は、資料として整理しておいて、議会の質問の際や議会報告などに使用している。

【資料購入費】

【事務所費】

1 事務所の入口に、仲田弘毅議員の名前が記載されたポスターが貼られていた。それ以外には、特に事務所の名称の表示はなかった。

2 地域の要請陳情を受けるなどの議員の活動拠点として、事務所は必要である。事務所には、支援者も訪れてくるが、それに限らず、様々な人が相談に訪れてくる。事務所では後援会活動は行っていない。したがって、事務所費は区分していない。

【事務費】

事務所には、議員活動用と後援会活動用の別の電話回線がある。

【人件費】

後援会活動や政党活動には携わっていないので、区分していない。

第3 その他

政務活動費は専用の口座で管理している。保管を義務づけられている書類は自民党会派事務局が推奨している形式で、一冊のファイルにまとめられて保管されていた。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

翁長政俊議員

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	-	
研修費	-	
広聴広報費	347,185	議会報告会会場使用料、案内状印刷代、切手代、送料
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	129,566	琉球新報、日経新聞、沖繩タイムス
事務所費	-	
事務費	269,608	固定電話料金、インターネット使用料、デジタルカメラ代、プリンター代、トナー代
人件費	1,648,700	1人2か月、1人10か月
合計	2,395,059	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

日時：平成27年1月19日14:00~14:50

場所：翁長まさとし後援会事務所

(那覇市壺川3-2-4 拓南産業ビル2階)

対応者：翁長政俊議員の妻、事務職員

担当：補助者田村ゆかり

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

会派で視察等を行っている。

【研修費】

研修活動はしているが計上しておらず自費負担している。

【広聴広報費】

- 1 議会報告会は毎年1回開催している。議会報告会の案内は支援者及び地域の方々に対し、手配りを含め1000通程度行っている。
- 2 郵送料と別に切手を購入しているのは、中央郵便局管内に郵送する場合は割引されるため郵送料として計上し、割引されない郵送先については切手を購入して貼付した上郵送しているため。議会報告新聞や議会報告会案内状などを郵送する際に用いている。
- 3 議会報告書は年1回発行している。

【要請陳情等活動費】

県民相談や陳情対応は議会居室や事務所を利用しているため、費用は計上していない。

【会議費】

お茶代や茶菓子代等は支出しているが、自己負担している。

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞記事はスクラップしている。書籍代は計上しているものもあるが、自己負担しているものも多い。

【事務所費】

事務所賃料及び水道光熱費等は計上していない。

【事務費】

購入したデジタルカメラは研修や報告会の様子を撮影するなどとして使用している。

【人件費】

- 1 雇用契約書は確認した。時給700円で、勤務時間はタイムカードで管理している。勤務時間は9時から18時までである。
- 2 職員は、事務所に常駐し、電話や来客の対応を行う。また、議会調査の補助事務を行っている。事務所で要請陳情を受けることもある。新聞のスクラップもする。
- 3 職員は政務活動のみで後援会業務は全く行っていない。

以上

浦崎唯昭前議員

日時：平成27年1月16日16:00～16:30

場所：浦崎唯昭事務所（那覇市前島2丁目15番8号 1階）

対応者：浦崎唯昭議員の妻

担当：補助者 田村ゆかり

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	85,585	台湾視察、奄美大島視察
研修費	121,390	那覇新都心倫理法人会会費、東京研修
広聴広報費	-	
要請陳情等活動費	40,390	経済産業省要請活動
会議費	-	
資料作成費	100,000	沖縄海底資源に伴う資料作成委託費
資料購入費	148,749	沖縄タイムス購読料、琉球新報購読料、産経新聞購読料、赤旗購読料、自由民主購読料、日経ビジネス購読料、倫風誌、書籍代
事務所費	-	
事務費	208,617	携帯電話料金(按分1/2)、専用固定電話料金、プリンター代、パソコン代(按分32/48)
人件費	1,127,332	
合計	1,832,063	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 台湾視察の目的は、文化交流。台湾は沖縄とつながりが強い。交流をしておくことで物産展などをすすめる際にルートが作りやすい。
- 2 日程表等は保管してある。

【研修費】

- 1 東京において道州制についての公開講座に出席した。
- 2 那覇新都心倫理法人会は、企業経営者等が参加し、各々の話を聞く。

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

経済産業省へは、海底資源について要請した。沖縄近郊の海底にいくつか海底資源があり有望。沖縄に利益が出るようにしたい。沖縄海底資源研究会との名称で活動している。

【会議費】

【資料作成費】

経済産業省に持参するための資料を作成した。CDも作成した。

【資料購入費】

新聞、雑誌などはスクラップしている。

【事務所費】

自己所有の建物なので計上なし。光熱費も計上していない。

【事務費】

- 1 携帯電話は按分2分の1、固定電話は専用。
- 2 プリンターが劣化により故障したため、買い替えた。事務所に保管している。
- 3 パソコン代金の48分の32を計上。耐用年数を考慮し、残りの任期相当分が充当対象となるためである。

【人件費】

- 1 人件費支払総額は146万6000円。その3分の2の97万7332円を計上。職員は、事務所にて平日の9～17時の間勤務しており、事務全般を行っている。年に数回後援会の手伝いがあったため、3分の2按分とした。
- 2 7月だけ14万5000円の理由は、時間外勤務を行ったためである。
- 3 5万円×3か月の支給をしたのは、パソコン関係など詳しい職員で、資料作成などをしてもらった。作業があるときにお願している。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

新垣哲司議員

日時：平成27年1月22日14:00～14:40

場所：新垣てつじ後援会事務所（沖縄県糸満市糸満2425-5）

対応者：事務職員

担当：補助者田村ゆかり

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	-	
研修費	-	
広聴広報費	18,900	ホームページサーバ費用等(按分9/10)
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	71,760	沖縄タイムス、琉球新報
事務所費	636,543	事務所賃料、電気料金、水道料金、ガス料金(以上按分1/2)
事務費	237,995	複合機リース費用、カウンター料金、固定電話料金、携帯電話料金(以上按分1/2)
人件費	960,000	2名分(按分1/2)
合計	1,925,198	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

具志孝助議員

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

【研修費】

【広聴広報費】

ホームページ関係の費用は、後援会関係の写真を載せた割合から10分の9で計上。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

議員が政策課題として掲げていることに関係する記事を職員がスクラップ等して保管している。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は新垣つじ後援会事務所である。
- 2 事務所は15年くらい使用している。広く50名ほど入るため、報告会等も事務所で行っている。地元の方が来られることが多い。県議自身も、議会開催中以外は事務所にいて対応している。定例会や意見交換等も行っている。
- 3 計上はしていないが、常時事務所にて要請陳情を受けている。要請陳情の内容としては、国道・県道・市町村道の拡幅整備、伝統文化の継承、スポーツの振興等々多岐にわたる。

【事務費】

- 1 リース料金が計上されている複合機について現物を確認した。
- 2 後援会等でも用いるため、2分の1を計上している。

【人件費】

- 1 雇用契約書確認。雇用職員1名に対して毎月12万円、もう1名に対して毎月4万円を支払っている。その総額の2分の1の96万円を人件費として計上。職員のうち1名は、平日10～16時の間事務所に出勤している。議会に提出する資料や会議に用いる資料を作成するなどしている。資料作成、ホームページの更新等も行っている。

もう1人の職員は、月水金曜日の12時から18時ころまで出勤している。資料作成の補助、要請・陳情者の対応をして議員に報告するなどしている。

- 2 選挙があるとき以外の業務は職員2名で賄えている。選挙の際は事務所を別に借り、職員も雇用している。政務活動と後援会業務の線引きは難しいが、ほぼ政務活動に従事していると認識している。

日時：平成26年12月23日11:00～11:50

場所：沖縄県議会議員具志孝助後援会事務所（那覇市田原3-5-2）

対応者：事務職員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費	40,250	ガソリン代(1/2按分)
研修費		
広聴広報費	146,399	ホール使用代、案内状チケット印刷代、郵便代(すべて1/2按分)
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費	5,028	写真プリント代
資料購入費	18,418	書籍代、選択年間購読料
事務所費	710,806	家賃、電気料、低圧電気料(すべて2/3按分)
事務費	194,681	固定電話・ファクシミリ(2/3按分)、携帯電話(1/2按分)、コピー機カウター料金9ヵ月(2/3按分)、パソコン代
人件費	1,039,992	給与(2/3按分)
合計	2,155,574	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガソリン代を2分の1で計上。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告会の会場費等。後援会としての報告会(新春の集い)の意味合いもあるので、2分の1で計上。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

写真現像代。

【資料購入費】

書籍代。

【事務所費】

事務所費は、年間家賃及び電気料金の3分の2を政務活動費に計上。後援会も多少使っているが、政務活動で利用する方が多い。政務活動に利用する割合3分の2程度と考えている。陳情の訪問がありその対応もしている。

後援会が定期的にやるのは、毎年新春の集い。その日程の調整、役員会、そのための準備作業等がある。

看板は、「後援会」となっているが、後援会ではなく、議員が個人で借りている。

【事務費】

携帯電話は2分の1の按分。

【人件費】

職員が10時から17時半まで月曜日から金曜日まで出勤している。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

新田宜明議員

日時：平成27年1月7日10:00～10:40

場所：新田後援会事務所（豊見城市字上田522-6 1階）

対応者：新田宜明議員

担当：補助者田村ゆかり

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	-	
研修費	-	
広聴広報費	543,211	議会報告書作成費、議会報告書郵送費、議会報告書新聞折込費用、議会報告書配達費用、DVD費用、DVDプレイヤー
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	3,928	写真プリント費用
資料購入費	101,858	書籍代、新聞購読料
事務所費	335,989	事務所賃借料、電気料金、水道料金（以上按分1/2）
事務費	284,041	インターネット料金（按分1/2）、電話料金（按分1/2）、用紙代、インク代、文具、宛名シール代、メモリー代、封筒代
人件費	576,000	1名の職員に対する給与
合計	1,845,027	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

【研修費】

【広聴広報費】

1 一般質問・代表質問DVDは、中央公民館を借りて議会報告を行った際、上映した。参加者は200名程度。事務所でも年に4回くらい報告会を行っている。事務所での報告会は参加者20～30名程度。会議録は綺麗に調製されているので、生の映像を見てもらうのがいい。

2 DVDブレイヤヤーは、議会報告会で一般質問・代表質問DVDを上映する際に用いている。

3 議会報告は、豊見城市全世帯に配布している。

4 議会報告に力を入れている。25万円は会派の政務活動費から出してもらっている。議会報告は少なくとも年間2回は行って、会派からの補助がある場合は3回行う。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

視察先などの写真をプリントし、報告に用いている。

【資料購入費】

沖縄のアイデンティティとしてうちなぐちを広めようという政策を推進しており、その資料としてうちなぐちラーニング等計5,650円を購入した。

【事務所費】

1 事務所の名称は新田後援会事務所である。

2 閉会中は事務所ほとんどない。南部全域から人が来る。後援会などの使用と明確な区分は難しいので2分の1としている。

【事務費】

インターネット料金は按分している。

【人件費】

雇用職員に対して、毎月4万8000円（4時間×12日×1000円）×12か月＝57万6000円全額を人件費として計上している。業務内容は、新聞のスクラップ、電話対、陳情の受付など。議会報告書の発送の際などは仕事量が多い。

以上

仲村未央議員

日時：平成27年1月7日14:00～15:15

場所：沖縄県議会議員なかむらみお事務所

(沖縄市照屋1-7-19)

対応者：仲村未央議員、事務職員

担当：補助者田村ゆかり

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	4,000	4.28県民大会告知の横断幕
研修費	-	
広聴広報費	51,900	街宣車道路路使用許可申請書証紙代、議会報告会場費、議会報告手話通訳派遣費用(以上按分1/2)
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	18,840	新聞雑誌購読料
事務所費	668,547	事務所賃料、事務所駐車場賃料、電気料金、水道料金(以上按分1/2)
事務費	168,480	テプラカートリッジ代、コピー用紙代、ラベルシール代、インク代、電話料金、コピー代(以上按分1/2)
人件費	1,180,000	
合計	2,091,767	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

県民大会の横断幕。県議会が主体となって開催したので政策実現のための費用として計上した。

【研修費】

【広聴広報費】

1 街宣車道路路使用許可申請書証紙代については、街宣活動を通じ政策を表明することが広報活動にあたりと理解している。

2 議会報告書は通常年2回程度発行しており、1回30万円程度かかる。配布は500部程度である。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞はスクラップをして議会での質問などに使っている。

【事務所費】

1 事務所には「沖縄県議会議員なかむらみお事務所」「なかむらみお後援会」の両方を表示している。事務所は後援会と兼ねている。

2 職員が常駐している。毎週火曜日と木曜日の13時～17時は事務所です市民相談を受け付けている。職員とは別に相談員に週2日来てもらっている。

事務所は、市町村議員等と研究課題の勉強会を行うなど地域の拠点になっている。

3 自分の選挙の際は現在の事務所が選挙事務所になる。その期間の賃料は、政務活動費に計上しない。

【事務費】

【人件費】

雇用職員1名は月4万円×12か月＝48万円全額を人件費として計上。また、他の1名は、月10万円×12か月＝120万円と賞与計20万円の合計140万円の2分の1である70万円を人件費として計上。1名の職員については、市民相談を担当。事務所では相談を受けるだけでなく、内容によって関係機関に行ったり、県議会で質問をしたり、県にかけあったりする。もう1名の職員は事務所に常駐しており、電話や来客の対応を行ったりする。後援会活動との区分が難しいため、2分の1を政務活動費に計上している。

以上

仲宗根悟議員

日時：平成27年1月8日11:00～11:40

場所：沖縄県議会議員仲宗根サトル連絡事務所

(読谷村高志保257)

対応者：仲宗根悟議員

担当：補助者田村ゆかり

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	103,740	ガソリン費用 (按分1/2)
研修費	-	
広聴広報費	93,542	議会報告会の横断幕、主権回復政府式典に対する抗議の横断幕、議会報告会会場使用料、議会報告会開催のための文書郵送料、ホームページ作成費用 (按分8/10)
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	170,683	書籍購入費用及び新聞購読料
事務所費	795,433	事務所賃料、管理運営費 (電気料金・水道料金)
事務費	255,185	携帯電話料金 (按分1/2)、インターネット利用料、固定電話料金、リース料金、パソコンリース代、カートリッジ
人件費	600,000	
合計	2,018,583	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

崎山嗣幸議員

日時：平成27年1月9日10:00～10:50
場所：那覇市国場1180番地2
対応者：崎山嗣幸議員
担当：補助者田村ゆかり

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガソリン代2分の1合計10万3740円については、政務活動以外の使用と区分が難しいので、2分の1を計上している。

【研修費】

【広聴広報費】

- 1 議会報告会は、各字で懇談会を行っており、その際に住所氏名を書いてくれた参加者に送付している。議会報告会は毎年1回程度行っている。
- 2 ホームページは、議員活動以外に個人的な内容もあるため、10分の8按分とした。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

しんぶん赤旗、社会新報、琉球新報、沖縄タイムスを購読。代表質問の際などの資料として用いている。記事のスクラップは議員本人が行っている。

【事務所費】

- 1 事務所は、「沖縄県議会議員仲宗根サトル連絡事務所」「沖縄県議会議員仲宗根サトル政治活動事務所」などと表示している。
- 2 事務所賃料年額60万円の全額を事務所費として計上している。質問事項調べ、村議団や役所の組合員との活動意見交換などに使用している。要請陳情等を受けている。報告会などには公民館を利用することが多い。

【事務費】

- 1 電気料金、水道料金、インターネット利用料、固定電話使用料について全額を事務費として計上している。事務所費での回答と同様に使用している。
- 2 印刷機と複合機をリースしている。
- 3 パソコンについて、平成26年3月からリースでのパソコン利用を始めたため、3か月だけリース料を計上している。
- 4 携帯電話利用料については、2分の1計上、固定電話は全額を計上。

【人件費】

月5万円×12か月＝60万円全額を人件費として計上。資料作成、事務所の掃除や電話対応、広報紙の折込作業などを行っている。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	158,759	ガソリン代(按分1/2)、レンタカー代、下地島空港視察費用、宮古島視察費用
研修費	9,000	学習会の宿泊費用
広聴広報費	546,270	議会報告書等作成費用4回分、封筒印刷、送料
要請陳情等活動費	-	
会議費	42,000	年間会議室使用料
資料作成費	165,000	広報紙配布地図作成費用
資料購入費	30,639	書籍購入費用
事務所費	-	
事務費	164,922	電話料金(按分1/2)、拡声器等
人件費	740,000	議会報告作成編集作業、配達業務、議会報告編集・名簿作成、編集郵送作業
合計	1,856,590	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

1 「下地島空港視察」は、下地島空港所長から、空港の概要説明を受け、空港内を視察した。「宮古島視察」は、多良間村にある太陽光発電設備を視察し、沖縄電力宮古支店長から説明を受けた。

2 ガソリン代(按分2分の1)については、高江や辺野古に何度も行っている。

【研修費】

【広聴広報費】

1 平成25年度は議会報告書等を4回作成した。ポスティングはバイト職員とボランティア。バイト4名期間限定が広報紙の企画編集や発送作業・ポスティング作業などを行っている。正月号は5000件くらいを配布対象とし、ポスティングだけではなく15万円程度をかけて郵送した。

3 活動ニュースは「サキ山嗣幸県議会活動ニュース」として発行。

【要請陳情等活動費】

陳情者との相談にかかる費用、会議室使用料、資料のコピー代、飲食代等は計上していない。

【会議費】

年間会議室使用料4万2000円を計上。新年会と合わせて行場合は経費計上しない

【資料作成費】

広報紙配布地図作成費用として16万5000円を支出している。広報紙配布地図の現物を確認した。この地図は、広報紙を配布する際の配布先を地図上に入力したもので、地図ソフトを購入し、地図上に配布先を入力している。

【資料購入費】

【事務所費】

自宅の一部を事務所として使用しているため計上していない。

【事務費】

自宅の固定電話とインターネット料金の2分の1を計上している。

【人件費】

雇用契約書を確認した。74万円全額を人件費として計上。領収証の記載が「2013年7月31日 200,000円 但し、議会報告作成編集作業発送等(4/1~7/31)」等と、バイト期間、仕事内容を明確にしている。

以上

照屋大河議員

日時：平成27年1月9日16:00～16:40
 場所：議員事務所（沖縄県うるま市赤道17-5）
 対応者：照屋大河議員
 担当：補助者田村ゆかり

- 第1 平成25年度の収支
 1 収入 1,800,000円
 2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	126,182	ガソリン代 (按分1/2)
研修費	-	
広聴広報費	-	
要請陳情等活動費	-	
会議費	29,140	飲み物・茶菓子代 (按分1/2)
資料作成費	75,927	コピー紙・ファイル・ラベルシール等 (按分1/2)
資料購入費	90,235	新聞・書籍購入費用
事務所費	434,130	賃料月、水道料月 (按分1/2が11か月、1/3が1か月)
事務費	267,422	電話料金・インターネット利用料金・文具代 (以上按分1/2)、パソコン代 (48か月の33か月)、パソコン設定費用
人件費	840,000	
合計	1,863,036	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガソリン代12万6182円(按分2分の1)は、調査研究以外の移動と明確に区分できないため2分の1を計上している。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告書は、年1回程度会派の政務活動費から支出して作成している。印刷などは事務所で印刷して広報費として計上している。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

飲み物・茶菓子代の2分の1である2万9140円を計上しているのは、議会開催中以外は事務所にいることが多く、事務所で会議を行うためである。

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務所費】

- 1 事務所の外観上は名称の記載をしていない。
- 2 按分2分の1と3分の1の計上があるのは、後援会活動も行っているため。
- 3 事務所は、政務活動及び後援会活動に使用している。市民相談や陳情を受けることもある。議会開催中以外は県議が事務所にいることが多い。選挙がある年は後援会活動も増えるが、選挙がない年は後援会活動は事務所ではほぼ行っていない。

【事務費】

パソコン購入代金は、任期4年間(48か月)のうちの購入時での残月数分である、4分の33を計上した。

【人件費】

- 1 雇用契約書は確認した。
- 2 人件費月12万円×7か月＝84万円全額を人件費として計上している。資料の収集・整理、帳簿作成などを行っている。

以上

狩俣信子議員

日時：平成27年1月13日14:00～15:00

場所：議員自宅(那覇市首里石嶺町1丁目159番地20)

対応者：狩俣信子議員、事務職員2名

担当：補助者田村ゆかり

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	123,149	上関原発・祝島視察、ガソリン代 (按分1/2)
研修費	159,840	滋賀県女性史カフェでの意見交換会、高知県よみがえりの家視察・シンポジウム、宮崎県女性会議九州地区シンポジウム
広聴広報費	441,220	議会報告会会場使用料(2回)、封筒代、議会報告書送料、議会報告会ハガキ代、議会報告書配布等アルバイト代
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	210,056	一般質問・代表質問DVD代、書籍購入費、新聞購読料(5紙)
事務所費	-	
事務費	138,065	インク代、ボイスレコーダー代、iPad代、携帯電話利用料(以上按分1/2)
人件費	768,000	
合計	1,840,330	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

1 上関原発・祝島視察を行った。祝島は山口県にある450名くらいの人口の島で、毎週原発に対する抗議活動をし、31年間原発を阻止している場所。抗議活動にも参加した。沖繩の米軍基地についても報告をした。

2 日程表等関係する資料は、領収証と一緒にファイルしている。

3 女性の積極登用などを提言しており、玉城在住の女性史研究家に話を聞きに行くことがあり、車を使用している。

【研修費】

1 保管が義務付けられている書類は、領収書と一緒に保管している。

2 滋賀県女性史カフェでの意見交換会では、滋賀県での女性史の流れなどを聴取した。

3 高知県よみがえりの家視察・シンポジウムは、高知県にある「歴史を拓くよみがえりの家」の視察である。沖繩からの発表も行った。

【広聴広報費】

1 議会報告は平成25年4月6日に行った。議会報告書は年1回作成している。

2 議会報告書の配布対象は首里地域。送付先がわかっているところは郵送し、それ以外の世帯にポストインしている。全部で4万戸くらいある。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

書籍は、年2回書店でまとめ買いしている。

【事務所費】

iPad、携帯電話は、個人でも使用するため2分の1計上した。

【事務所費】

自宅兼後援会事務所としているため、事務所費は計上していない。

【人件費】

1 月6万4000円×12か月=76万8000円全額を人件費として計上している。相談などの対応や新聞のスクラップ、資料作成。議員が車で移動する際は運転する。月火木金の13時～17時の勤務。

2 後援会業務は別の職員が対応する。

以上

新里米吉議員

日時：平成27年1月16日11:00～11:30

場所：県議会議員新里米吉事務所

(西原町字翁長240-4 コーポ古波津101)

対応者：新里米吉議員

担当：補助者田村ゆかり

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	225,360	議会運営委員会県外視察、文教厚生委員会視察、北中城村視察、中部土木事務所等視察
研修費	28,240	憲法学習会講師謝礼
広聴広報費	222,278	議会報告会会場使用料、議会報告案内はがき代、一般質問・代表質問DVD代、議会報告書印刷費(うち一部は社民護憲ネットが負担)
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	123,267	社会新報・月刊社会民主購読料
事務所費	402,281	事務所賃料、電気料金、上下水道料金(按分1/2)
事務費	59,896	電話料金(按分1/2)
人件費	360,000	3人分(按分1/2)
合計	1,421,322	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 378,678円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

1 議会運営委員会県外視察は、沖縄県と他県との議会運営の比較のため行った。
2 文教厚生委員会視察（東京）は、市民子ども局や、重粒子線治療を行っている神奈川県立がんセンターなどを視察した。県が沖縄に重粒子線治療を行う病院を設立しているが、採算が取れるかどうかが気になった。

3 「北中城村青年エイサー」、「空手の日禎武祭」、「中城村まつり」、「産業まつり」、「北中城村まつり」、「中央公民館まつり」のバス賃を調査研究費として計上している。地域のみなさんから地域課題も聞ける。

4 サキタリ洞遺跡は、博物館での展示会を見に行き、その後議会で質問を行った。

5 北中城村へは、ライカムのあたりの地主や関係者から要請があり、問題点や状況把握のため行った。ときどき、西原町長や北中城村長に会って地域課題等を聞いている。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告書については、所属会派から10万円、個人の政務活動費から6万2750円を計上している。会派からも費用が出ているので、会派のメンバーの写真や名前を入れて作成した。議会報告書の配布対象は800件程度。手配りで2か月くらいかけ、話を聞きながら回っている。ボランティアと自分でやっている。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務所費】

事務所は「県議会議員新里米吉事務所」「後援会」と表示されていて、後援会にも用いている。

【事務費】

【人件費】

全人件費の2分の1を計上している。職員2人は事務所を中心に活動。1人は議会の質疑のDVDを編集して議会報告会で使うものを作ったりする。週1回、13時～17時ころまで、事務所に来ているが、自宅作業もある。運転もしてもらっている。

以上

高嶺善伸議員

日時：平成27年1月23日10:00～10:50

場所：石垣市字川平930番地2 自宅2階

対応者：高嶺善伸議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支報告

1 収入 1,800,000円

2 支出

項目	支出額	備考	(単位：円)
調査研究費	329,570	琉球大学意見交換、4.28大会参加、議会資料調査(9回)、八重山事務所意見交換、広島市電調査、八重山3市町要請、与那国調査(3回)、首里城視察、ドラゴン視察、北部城視察、北部振興状況視察、ガソリン(1/2抜分)、通行料金・レンタカー代	
研修費	21,600	宿泊代空港送迎代	
広聴広報費	294,544	郵便代、封筒代	
要請陳情等活動費			
会議費			
資料作成費			
資料購入費	72,220	DVD代、書籍代、八重山毎日新聞、社会新報	
事務所費			
事務費	108,166	ノートパソコン、商品代	
人件費	1,070,000	給与	
合計	1,896,100		

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

1 石垣市の自宅から那覇市の議員居室まで出かけることが多い。そこで必要な資料を調査して、議会に備える。居室に様々な資料があるので、議会準備の効率がよい。その居室往復の航空運賃を調査研究費として計上している。

2 「北部振興状況視察」として、沖縄自動車道通行料金やガソリン代を計上。これは、単独で行った視察である。かつての相談者の現状視察、名護市役所でのミーティング等情報収集をした。

北部で、事情を聴取したいところが数か所あり、辺野古（キャンピュワブ）視察等一つの目的だけではない。そこで、まとめて、「北部振興状況調査」とした。

3 与那国視察は、県道217号線の整備、と畜場、地下ダムの可能性、自衛隊配備関係の問題や相談などで与那国の住民からよく来島の要請がある。その航空運賃を計上。

【研修費】

台湾研修の宿泊代。研修内容については、地元新聞や議会報告書で広報している。

【広聴広報費】

議員活動報告書作成配布関連の費用。1回で1300部くらい作成して、1000部は送付する。300部は後日配布する。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

琉球新報と沖縄タイムスも購読しているが、この2紙は自宅ですべてのものなので、計上しなくてよいと考えている。八重山毎日新聞は那覇に送ってもらっている。

【事務所費】

自宅内に、執務室を置いている。事務所費は計上なし。

【事務費】

ノートパソコンを購入した。議員居室においてある。もっぱら原稿の整理に使っている。政務活動以外にパソコンを使うことはない。

【人件費】

1月から3月は毎月10万円、4月から12月は毎月7万円の給与を支払っている。事務所がないと市民から連絡がつかないので、自宅の一部を事務所にして、アルバイトに午前中してもらっている。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

玉城満議員

日時：平成26年12月22日14:00～15:30
 場所：玉城みつる政治活動事務所（沖縄市中央1-20-12）
 対応者：玉城満議員
 担当：補助者高橋大地

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
事務所費	666,837	家賃、管理（電気料金）
事務費	197,679	コピーファックス複合機カウンター料金、通信（固定電話、インターネット回線）
人件費	960,000	給与
合計	1,824,516	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

議員は車両を所有していないため、雇用職員が運転手をしているが、その人件費にガンリン代や運転手代を含めている。調査研究費としての計上が困難である。

【研修費】

事務所で沖縄市議会議員と会議を行っている。その費用は、参加者の会費でまかなう。

【広聴広報費】

会派で議会報告書を作成して広報を行っている。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

個人で資料作成や資料購入をすることもあるが、計上はしていない。政務活動費に該当するか否かの判断をする手間を考えて、計上していない。その場合の費用は、議員報酬等から支出している。

【資料購入費】

資料作成費と同様である。

【事務所費】

事務所の費用は全額計上している。事務所を選挙活動や後援会活動に使うことはない。選挙事務所は別途立ち上げている。後援会の集まりも外部で行うため後援会事務所はない。事務所は、市議との会議、陳情のために使用している。自らが候補者となっていない選挙の際に事務所を利用したときは明確に区別しようという意識がある。

事務所名は「玉城みつる政治活動事務所」である。

【事務費】

通信連絡費として、インターネット回線、固定電話料金を計上している。

OA機器賃借料として、複合機カウンター料金を計上している。

【人件費】

雇用職員は1名である。支払額は、月額8万円である。

業務内容は、運転、諸事務（通信）、文書の文字起こし、文書の起案等である。臨時的にアルバイトを雇ったりすることもあるが、その費用は計上していない。

以上

山内末子議員

日時：平成26年12月25日11:00～13:00

場所：山内スエ子後援会事務所（うるま市石川白浜2-4-21）

対応者：山内末子議員

担当：補助者高橋大地

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	467,100	基地対策委員会視察(三沢、岩国基地)旅費、社会補償制度勉強会2回旅費、燃料費(1/2按分)
研修費	0	
広聴広報費	281,000	議会活動報告書印刷代(11/12按分)、人件費
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	71,013	新聞購読料(しんぶん赤旗、琉球新報)、書籍、一般質問DVD
事務所費	480,000	家賃
事務費	101,198	パソコン(残任期に応じて按分)、備品、消耗品等
人件費	405,000	給与、手当
合計	1,805,311	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガンリン代は、政務活動費の手引きに基づいて、2分1の割合で按分計上している。

【研修費】

セミナーや研修に個人で参加しているが、政務活動費が180万円であることを考え、金額が大きいものから計上している。金額が小さいものはあえて計上していない。

【広聴広報費】

議会活動報告書の作成に関わる支出として印刷代と人件費を計上している。人件費は、議会報告書を配布した人への費用である。なお、雇用している者は別人である。

議会報告書の印刷代を按分(12分の1)計上した理由は、後援会に関する写真が掲載されていたためである。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

県議会の会派室や会議室で勉強会を、また、事務所では地元の方々の意見交換会を開いている。費用は茶菓子代・飲料代くらいである。計上していない。

【資料作成費】

該当するものとしては議会報告書の作成があるが、これは広聴広報費において計上している。

【資料購入費】

議会での一般質問を録画したDVD代を計上している。これは、議会報告会で流すなどしている。購入した書籍や新聞は、すべて議員居室で保管している。

【事務所費】

事務所の費用は全額計上している。

事務所の表示は「山内スエ子後援会事務所」。

【事務費】

デスクトップパソコンの購入費については、残任期に応じた按分計上をしている。

封筒印刷代は、議会報告書を封入して送るための封筒の印刷代である。

【人件費】

平成25年度は1名採用していた。平日5時間くらい事務所を開けて訪問者などへの対応をしてみた。他に、議会報告書の配布、新聞のスクラップ、議会事務局との対応等である。雇用契約書は政務活動費の手引掲載の様式により作成している。

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

瑞慶覧功議員

日時：平成27年1月8日13:00～15:00

場所：ズケラン功活動事務所（中頭郡北谷町字桑江606-10）

対応者：瑞慶覧功議員

担当：補助者高橋大地

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	101,500	燃料費（ガソリン代、1/2按分）
研修費	8,000	夏期セミナー参加費
広聴広報費	373,507	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	57,590	新聞購入費（沖縄タイムス、しんぶん赤旗）、書籍購入費
事務所費	863,759	水道、ガス、家賃、電気
事務費	244,334	固定電話、携帯電話（1/2按分）、通信、文具/他
人件費	0	
合計	1,638,690	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 161,310円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

燃料費（ガソリン代）は、政務活動費の手引きに基づいて、2分の1の割合で按分計上している。

【研修費】

計上額以上に支出をしているものは基本的にはない。
計上した夏期セミナー参加費は会派が主催したセミナーである。基地問題や観光問題に関するセミナーが行われた。レジュメ等もあり、居室に保管している。

【広聴広報費】

議会活動報告に関連して、議会報告書作成費、同郵送費、議員活動報告書編集費、議会報告書整理に関する作業費、折込料を計上している。郵送費は切手代である。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

定期的な会議として、同級生を中心としたものを月に1回くらいの頻度で事務所において開催しているが、飲料や菓子等の計上はしていない（沖繩の課題についての協議、議会報告等を行っている。）。

【資料作成費】

【資料購入費】

書籍・新聞購入費を計上しているが、これ以外に支出しているものは基本的にはない。
購入した書籍は議員居室で保管している。

【事務所費】

事務所の名称は、「ズケラン功活動事務所」である。事務所の利用は、議会へ行かないときの新聞スクラップ等の作業、上記会議費の項目で記載したような会議の開催など様々である。

【事務費】

携帯電話代は、政務活動費の手引きに基づいて、2分の1の割合で按分計上している。

【人件費】

雇用職員がいいため、計上していない。

以上

赤嶺昇議員

日時：平成27年1月9日15：40～17：30

場所：赤嶺ノボル議員事務所（浦添市安波茶3-5-2）

対応者：赤嶺昇議員

担当：補助者高橋大地

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	600,000	議会報告書印刷代金
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	71,760	新聞代金(琉球新報、沖縄タイムス)
事務所費	1,061,389	家賃、水道、電気(1)、電気(2)
事務費	83,669	電話代金
人件費	0	
合計	1,816,818	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

事務所では、保育団体との勉強会を頻繁に行っている。他の団体とも行っている。頻度は週に1回くらいである。その際の飲食代は、政務活動費として計上していない。

なお、その他の費用で180万円を超えてしまう。そのため、基本的に政務活動費に該当するか否かが曖昧な費用は計上しないようにしている。

【研修費】

シンポジウム等へ参加するときに支出があるが、他の用務も兼ねているため、完全に研修のみの費用だということもできない。

研修の内容も曖昧なところがある。政党に関わるものがあったりもする。少しでも政党に関係があると考えられた場合は、計上しないようにしている。

【広聴広報費】

議会報告書作成費用を計上している。

【要請陳情等活動費】

会派や県議会で行くことはあるが、個人で行くことはほとんどない。

【会議費】

調査研究費と同様である。飲料や茶菓子代は計上していない。

【資料作成費】

他の支出で180万円の予算を超えてしまうため、資料作成費まで支出することができない。

【資料購入費】

新聞購入費を計上している。

【事務所費】

事務所の正式名称は、「赤嶺ノボル議員事務所」である。賃貸借契約書を作成している。後援会事務所は自宅としている。後援会活動に関わることは議員事務所では行っていない。後援会の集まりは、自宅や外で行っている。自宅と議員事務所の利用は完全に分けている。また、家賃、水道料金、電気料金を計上している。電気料金が2つに分けられている理由は、電気とクーラーとで電気系統が違い、単価が異なるためである。

【事務費】

事務所に設置している固定電話代のみを計上している。

携帯電話代はあえて計上していない。

【人件費】

以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

新垣清涼議員

日時：平成27年1月8日16:00～17:45

場所：沖縄県議会議員新垣清涼事務所（宜野湾市喜友名1-5-6）

対応者：新垣清涼議員、事務職員

担当：補助者高橋大地

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	65,780	新聞購入費（琉球新報、沖縄タイムス）
事務所費	982,161	事務所賃借、管理運営（電気・水道）
事務費	136,383	消耗品、通信（携帯電話代は1/2抜分）
人件費	720,000	給与・人件費
合計	1,904,324	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

事務所費や人件費等の誰でもわかりやすい費用をまず計上している。それだけで政務活動費180万円を超えるため、それ以外のものはあえて計上していない。政務活動費に該当するかの線引きがわかりにくいものは計上していない。

【調査研究費】

辺野古、高江の運動、海外への視察がある。会派が費用を負担した。

【研修費】

研修を議員としての資質を高めるものだと理解すると、講演会やシンポジウムが研修に該当すると考えられるが、調査研究費との区別は特になしていない。

【広聴広報費】

事務所で後援会の方々に1か月ないし2か月に1回程度で議会報告会をしている。

【要請陳情等活動費】

燃料費が発生していると思われるが計上していない。

【会議費】

会議としては、地元の議員との勉強会・情報交換会がある。

【資料作成費】

調査の活動報告書を作ったりしているが、自分で作成し、かつ、数量も少ないため、計上していない。

【資料購入費】

計上した以上の書籍を購入していると思われるが、計上していない。

【事務所費】

事務所の利用実態は、市民からの相談を受ける、質問を作る、資料を作る、同級生や後援会の若い人を集めて報告会を行うなど様々である。

「沖縄県議会議員新垣清涼事務所」が正式名称である。

【事務費】

携帯電話代は、政務活動費の手引きに基づいて、2分の1の割合で按分計上している。

【人件費】

雇用職員の業務は、電話番号（学校の相談、役所の相談等の相談）、新聞切り抜き、資料準備・購入、郵便局へ行くなど様々である。勤務時間は10時から15時までである。契約書は作成している。雇用職員は親族であるが、生計を一にする者ではない。

以上

奥平一夫議員

日時：平成27年1月11日13：30～14：20

場所：宮古島市平良西仲宗根55番地34 自宅

対応者：奥平一夫議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支

1 収入 1, 800, 000円

2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費	582, 866	議案研究・会派会議、ハワイ州知事要請基地等視察、ハワイ視察知事へ報告及び記者会見、県民ネット会派主催夏期セミナー外、徹底検証普天間基地問題シンポジウム、「まちづくりのための地域公共交通」鉄軌道・LRT導入に向けたシンポジウム、議案研究及び美ぎ島美しや」議長及び副知事要請のため、公共交通ネットワーク特別委員会視察、土木環境(委) 国外視察の説明会外、百奈(委) 調整の為、文教厚生(委) 視察、マレーシア・台湾視察、議案研究、ガソリン(1件以外は1/2按分)
研修費		
広聴広報費	290, 320	報告書作成費、報告書発送/宅配代
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	288, 829	書籍、琉球新報、新聞(前進)、沖縄タイムス、宮古新報、宮古毎日新聞、しんぶん赤旗
事務所費		
事務費	362, 733	コピー機リース・カウンタ代金、電話料金(1/2按分)、プロジェクター、事務用品
人件費	160, 000	給与
合計	1, 684, 748	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 115, 252円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 旅費は、すべて調査研究費として計上している。
- 2 宮古から那覇までの航空券は議案研究のために居室に行くとか、会派会議の出席等のためである。

3 ハワイ視察は会派で行った視察。ハワイまでの旅費は会派負担。宮古から那覇までの往復航空運賃は議員の政務活動費に計上した。ハワイでは、州知事と会談し、また米軍基地を視察するなどした。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告書の作成、配布に要する費用。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【事務所費】

1 事務所の賃料は計上されていない。以前事務所として利用していた建物はあるが、現在は事務所として使用していない。

2 自宅にOA機器等をおいて、事務所機能を果たしている。

【事務費】

- 1 コピー機確認
- 2 プロジェクターは、自宅、住民の方々に、議会報告会を開催したときに、使用した。
- 3 携帯電話、i P a d の通信費用は、2分の1に按分。固定電話は、自宅に設置したもので、2分の1に按分。
- 4 プリンターのインクについては、那覇での議員居室での使用量は非常に多いが、計上していない。

【人件費】

人件費は年額16万円。時給800円で1日3時間、週に3日仕事を手伝ってもらっている。雇用契約書あり。

以上

玉城義和議員

日時：平成27年1月9日15:00～15:50
 場所：県会議員タマキ義和政治活動事務所（名護市大西5-5-6）
 対応者：玉城義和議員
 担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度の収支

- 1 収入 1,800,000円
- 2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	543,240	基地問題全国検討会議、ハワイ視察、全国議員交流集会、長崎・沖縄基地検討集会、沖縄米軍基地報告・検討会・全国議員研修会、国民連合全国総会、辺野古埋立問題副知事への申し入れ、沖縄でのマスコミ関係者シンポジウム打合せ、ガンリン(1/2抜分)
研修費	18,000	夏期セミナー参加費、交流会参加費
広聴広報費	103,610	郵便代、案内状印刷、横断幕印刷
要請陳情等活動費	-	
会議費	10,000	ホール使用料
資料作成費	30,000	手紙翻訳料
資料購入費	229,938	書籍代、聖教新聞、琉球新報、朝日新聞、しんぶん赤旗、沖縄タイムス
事務所費	643,141	電気料、上下水道料金(1カ月のみ1/3抜分)、事務所用地代(1カ月のみ1/3抜分)
事務費	49,115	事務用品、携帯電話(1/2抜分)
人件費	-	
合計	1,627,044	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

- 3 残余 172,956円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガンリン代は給油所を特定の1か所にして、月払いにしている。そして、その月額ガンリン代の半分の調査研究費として計上している。臨時に他の給油所で給油する場合は、計上しない。

ハワイ視察は会派で行ったもので、観光業等の視察であった。その際の東京の宿泊費は個人の政務活動費で計上。

【研修費】

夏期セミナー参加費、第11回全国地方議員交流会参加費。交流会参加の旅費は、調査研究費に計上。

【広聴広報費】

横断幕

【要請陳情等活動費】

【会議費】

議会報告会場費

【資料作成費】

翻訳料は、米上院議員マケイン氏に当たて、議員の手紙を翻訳してもらったもの。

【資料購入費】

新聞は自宅で購読。議員をしていると、地元2紙に目を通す必要がある。

書籍購入費で購入した本のタイトルは書かれている。

【事務所費】

「政務活動収支報告書」の「事務所費」記載の「家賃5666、666円」は「土地賃料566、666円」のことである。事務所は自己所有、土地は借地（約250坪）。借地料は月額5万円。選挙に使用した分を控除した。

事務所では、普段の資料整理、資料調査の外、講師招いた勉強会をしたりしている。

事務所は、プレハブで築20年以上経っている。県議を退職後は取り壊す予定。

電気水道料金は、事務所での使用分である。

【事務費】

携帯電話料金は、ほとんど私用では使用しないと思うが、半分になっている。

【人件費】

人件費0円であるが、臨時で雇うこともある。

以上

上原章議員

日時：平成27年1月14日16:00～16:50

場所：沖縄県議会議員上原章事務所（那覇市金城2-11-4）

対応者：上原章議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年収支報告

1 収入1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	335,845	神奈川県立横浜南養護学校・横須賀老人ホーム等、ガソリン、通行料金、タクシー料金、モノレール代等、駐車場
研修費		
広聴広報費	211,400	ホームページ作成料、郵便代
要請陳情等活動費	1,520	乗車券等
会議費		
資料作成費		
資料購入費	34,154	公明新聞、月刊公明、書籍代
事務所費	709,081	家賃、水道料金、電気料
事務費	493,521	郵便・葉書・レターパック代、事務用品、電話料金、保守サービス料、パソコン・デジタルカメラ・ウイルス対策ソフト、携帯(1/2抜分)、複合機リース代、封筒印刷代、振込手数料
人件費		
合計	1,785,521	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 14,479円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガソリン代全額が、調査研究費にあがっているが、むしろ、市民相談のためのガソリン代や会議のガソリン代等議員活動としての様々な活動に使用するガソリン代をこの項目に入れているというのが実態である。

タクシーの利用は手引きにそった利用を目指している。

市民相談は、多岐に亘る。相談者の呼び出しに応じて現場に行くことなどを、市民相談としている。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告書関連の費用

【要請陳情等活動費】

市民相談として、多岐に亘る相談に応じており、相談者のもとに出かける費用を、「調査研究費」に計上している。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

公明新聞購読料を計上。地元2紙の購読料は計上していない。

【事務所費】

事務所賃料を按分していないのは、政務活動以外には利用しないため。公明党の党務の仕事ではこの事務所は使っていない。

事務所は、妻が留守をみていて、市民の皆さんからの相談を聞いて議員へつないだりする。

【事務費】

携帯電話料金は2分の1の按分。

【人件費】

妻に事務所の留守をもらう等の仕事、接客の仕事等してもらっているが、賃金は支払っていない。

以上

吉田勝廣議員

日時：平成27年11月27日14:00～15:00

場所：県議会議員吉田勝廣事務所（金武町新開地）

対応者：吉田勝廣議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	438,260	自家用車燃料費
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費	21,755	ホール借用・クーラー代、お菓子代
資料作成費	117,648	DC230ドラム代金、ドラムおよびトレイASSYラベル代
資料購入費	87,798	書籍代、琉球新報・聖教新聞購読料等
事務所費	590,490	電気料、家賃
事務費	329,267	文具代、ゆうパック・切手代、電子辞書、ブルーレイハードディスクレコーダー、携帯料金(1/2按分)
人件費	460,000	給与
合計	2,045,218	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

前島明男議員

日時：平成27年1月9日13：00～14：45
場所：マエジマ明男政治活動事務所
(浦添市伊祖3-3-1-201号)

対応者：前島明男議員
担当：補助者高橋大地

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 燃料費は、早見表で計算している。
- 2 伊江島へは、基地強化の危惧、上陸訓練の危惧があり、視察によく行く。
- 3 議員居室で仕事をするとともに、居室までの交通費を調査費として計上している。
- 4 会派等で視察に行った際、自分の興味のある地域に行くことがある。その際、単独行動になった場合は、その行動にかかる費用を計上している。
- 5 「外人住宅調査」は、基地外に住んでいる米軍等が、住民登録をしていないこと等から生じる問題点について調査している。

【研修費】

【広聴広報費】

街宣車を所有し、これで広報活動の一環として、街宣活動を行っている。これにかかる燃料費等の費用は計上していない。

【要請陳情等活動費】

農業被害等が発生したときに、被害状況を見に行くなどする。この項目に該当する活動を行っているが、調査研究費の中で計上している。

【会議費】

事務所で行った会合の際、来客に出した茶菓子代を計上。

【資料作成費】

DC230ドラム等

【資料購入費】

新聞は、1紙は自宅できり、これは計上しない。1紙のみを政務活動費から充てている。「家の光」や「聖教新聞」は、時機に合った情報が得られ、議員活動に役立っている。

【事務所費】

事務所は、兄の所有。事務所に住民や町議員が集い、様々な意見を聴取している。後援会事務所としては利用していない。

【事務費】

電子辞書確認とブルーレイの保管確認。ブルーレイは、国会中継の録画をしている。その他議員の活動に資すると思われる番組を録画して、後日視聴している。

【人件費】

雇用しているのは、2人。日常的な事務をしている。車の運転をしてもらうこともある。以上

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	181,388	南北大東の産業振興状況視察旅費、南北大東のサトウキビ干ばつ状況視察旅費、燃料費(1/2按分) 駐車場費
研修費	0	
広聴広報費	75,675	広報誌・報告書等作成費、通信運搬費
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	24,700	書籍等購入費、新聞雑誌等購読料(聖教新聞)
事務所費	0	
事務費	136,338	使用料及び賃借料、消耗品費、通信連絡費(携帯電話料金は1/2按分)、備品購入費
人件費	1,200,000	事務員給与
合計	1,618,101	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 181,899円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

旅費等は、南北大東の「産業振興状況視察」及び「サトウキビ干ばつ状況視察」のための旅費である。

燃料費(ガソリン代)は、2分の1の割合で按分計上している。

沖縄自動車道通行料金は、県内の方から相談を受けて現地へ行くときに発生している。手帳に記載しているため、各現場の特定ができる。領収証は分けて保管している。

【研修費】

【広聴広報費】

「マエジマ明男通信」印刷代を計上している。印刷の具体的内容は、「公明会派ニュース」である。1面(表面)が会派に関する記事、もう1面(裏面)が各議員に関する記事となっているものである。印刷代は、「公明会派ニュース」全体の印刷代を各議員で按分して負担している。

通信郵送代は、上記通信等の郵送代である。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞購入費や書籍購入費を計上している。

【事務所費】

事務所建物が議員自身と妻との共有であるため、事務所費は計上していない。

事務所の正式名称は「マエジマ明男政治活動事務所」である。

【事務費】

携帯電話料金は、2分の1の割合で按分計上している。切手代は「マエジマ明男通信」等を送る費用である。はがき代は議会報告はがきの費用である。

【人件費】

雇用職員の業務は、電話番号、相談事の取り次ぎ、(議員自身がパソコンを使えないから)パソコン作業等である。

以上

金城勲議員

日時：平成27年1月19日14:00~15:30

場所：金城勲後援会事務所、金城勲政治活動事務所

(沖繩市安慶田1-3-9)

対応者：金城勲議員、事務職員

担当：補助者高橋大地

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	223,551	伊江島飛行場の視察、燃料費(1/2按分)、高速道路料金、駐車場代
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	72,789	書籍代
事務所費	0	
事務費	51,166	通信費(携帯電話代)(1/2按分)
人件費	1,518,315	事務員給与、雇用保険
合計	1,865,821	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

伊江島へは飛行場の視察（オスプレイの騒音の実態の視察。市民相談。）である。県への陳情要請、県への政策提言に利用した。

燃料費（ガソリン代）は、2分の1の割合で按分計上している。

高速道路料金は、市民相談、議会居室までの往復、現場視察の際に発生することが多い。政務活動にかかわる場合は、あえてETCレーンを通らずに領収証を取るようになっている。

駐車場代は、市民相談や会議で利用したものである。

【研修費】

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

書籍購入費を計上している。購入した書籍は自宅で保管している。議会質問のための参考資料としている。

【事務所費】

事務所は、「金城勉後援会事務所」、「金城勉政治活動事務所」である。事務所の借主は議員である。事務所は、公明党第3総支部として他の利用もされているため、事務所に係る人件費は議員が負担し、その他の費用を公明党第3総支部が負担している。

事務所は、支持者を集めての県政報告や市民相談（後援会事務所の利用の一貫）、資料作成等の拠点、個人としての選挙事務所として利用している。公明党は、総支部の運営、広報の会議のために利用している。事務所賃料は月額8万円である。

【事務費】

携帯電話代は、政務活動費の手引きに基づいて2分の1の割合で按分計上している。固定電話等は党が費用負担している。理由は上記事務費の項目に記載したとおりである。

【人件費】

上記事務費の項目に記載した理由に基づいて全額計上している。事務所費全体で按分しているという理解である。給与額は予算との関係で決めている。

業務は、帳簿整理、電話対応、市民相談の対応、客人の対応等である。勤務時間は10時から18時までである。選挙時の対応等も行っている。

以上

糸洲朝則議員

日時：平成27年1月14日10:00~11:30

場所：県議会議事棟6階 公明県民無所属所属会派会議室

対応者：糸洲朝則議員、会派職員

担当：補助者高橋大地

第1 平成25年度の収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費	430,964	宮古島市及び伊良部島干ばつ被害調査旅費、神奈川出張旅費、宮古・多良間視察旅費、福島・東京視察旅費、松山視察旅費（一部につき2/3按分）、燃料費（1/2按分）、その他
研修費	0	
広聴広報費	442,105	広報誌・印刷作成費、通信運搬費、賃金
要請陳情等活動費	354,985	御茶屋御殿の早期復元を求める要請、那覇空港第二滑走路の早期着工・予算措置要請等、下地島空港における実機訓練再開等要請、御茶屋御殿復元要請行動
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	130,108	新聞代（日本経済新聞、公明新聞、沖縄建設新聞）、書籍等
事務所費	0	
事務費	147,183	備品購入費、通信連絡費（携帯電話代）（1/2按分）、消耗品費
人件費	0	
合計	1,505,345	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 294,655円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

宿泊旅費のうち、1日だけ次年度に入った視察については日数で按分して計上した。記録簿や日程表は作成している。

燃料費（ガソリン代）は、2分の1の割合で按分計上している。

【研修費】

【広聴広報費】

報告書はがき費用は、議会報告はがきを配布した際の費用である。

「公明会派ニュース」は、一面が会派ニュース、もう一面が議員個人に関する内容。自分の必要な部数を各議員が負担している。

【要請陳情等活動費】

4回の要請活動に関する費用を計上している。交通費に関する支払証明書は沖縄に戻ってきてすぐに作成している。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞購読費及び書籍購入費を計上している。

【事務所費】

事務所は設置していない。

後援会は選挙のときしか活動しないため、後援会事務所はない。

選挙事務所は別途立ち上げる。

【事務費】

携帯電話代は、2分の1の割合で按分計上している。

【人件費】

職員は雇用していない。ただし、議会報告書の発送に要した人件費（アルバイト）は、広聴広報費において計上している。

以上

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

西銘純恵議員

日時：平成27年1月7日14:00～15:00

場所：西銘純恵事務所 日本共産党無料相談所

(浦添市宮城6-11-5)

対応者：西銘純恵議員、事務職員

担当：補助者城間博

項目	支出額	備考
調査研究費	-	
研修費	-	
広聴広報費	79,745	県議団だより(8月124号については、一部按分)
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	15,820	印刷製本費(コピー、ラミネート) 消耗品費(インク・トナー代)
資料購入費	58,270	月刊誌購読料、書籍代、代表質問DVD代、講演資料代、新聞代
事務所費	714,993	事務所家賃 相談者駐車場料金 電気代
事務費	368,744	インク・トナー代、電話代、文具代、保障料、携帯代(按分)、印刷機リース代
人件費	720,000	賃金、手当
合計	1,957,572	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

実際には各種現地確認、現地視察等ための交通費等がかかっているが、計上していない。

【研修費】

【広聴広報費】

会派で作成する県議団だよりの追加購入代金である。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

事務所で使用するインク・トナー代金と議会質問用パネルの印刷代金である。

【資料購入費】

新聞、書籍、議会質問DVDの購入費を計上した。

【事務所費】

1 事務所の名称は、「西銘純恵事務所 日本共産党無料相談所」である。

2 事務所使用の実態

議員が県議会議員になる前の平成13年から相談事務所として継続している。議員は、2期目である。

事務所は相談事務所としてのみ使用し、議員選挙の際には、選挙事務所は別の場所で行っている。

契約駐車場は、相談事務所の来客用のものである。

相談事務所には、相談者は電話で予約してから来ることもあるが、様々な相談者が飛び込みで来ることもある。

協力弁護士による法律相談も定期的を実施している。

事務所と駐車場の賃借料及び事務所にかかる電気料金を政務活動費として計上した。

【事務費】

事務所の電話料金、事務所で使用するインク・トナー代金、事務所で使用するパソコンの購入代金である。

【人件費】

相談事務所に所長と賃金を支払う職員1名を配置しており、訪問者の対応、事前聞き取り、議員への連絡を担当している。職員の勤務時間は午後1時から午後5時まで、事務所にて上記業務に従事している。

以上

渡久地修議員

日時：平成27年1月23日16:00～17:00

場所：県会議員渡久地修事務所、日本共産党県会議員渡久地修無料相談所（那覇市首里赤平町1-4-1）

対応者：渡久地修議員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費	74,589	車両燃料費(按分)、高速代、駐車場管理費、複写代、交流セミナー負担金、旅費交通費
研修費	-	
広報広聴費	818,149	県政報告日より、郵便代、配布アルバイト代、県証紙代
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	104,841	書籍代、新聞代(平和新聞、新聞「農民」、しんぶん赤旗)
事務所費	616,230	事務所家賃、電気代、ガス代(事務所家賃、電気代、ガス代につき、6月と7月分は7分の3、その他の月は7分の6を計上)、通信費(ネット代)
事務費	189,330	議会質問DVD代、横断幕代、消耗品費(デジタルカメラ、アダプター等)、プリンターインク代、ワイルスソフト代、事務所固定電話(事務所固定電話料金につき、6月と7月分は7分の3、その他の月は7分の6を計上)、携帯電話代(1/2按分)
人件費	-	
合計	1,803,139	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

議員個人の車両(軽自動車とオートバイ)は、仕事以外の私的な使用はほとんどない。そのガソリン代を2分の1計上。沖縄自動車道の料金は辺野古新基地関係の調査、泡瀬干潟関係の調査、特別自由貿易地域視察などの際にご利用したものの。

【研修費】

【広報広聴費】

県政報告日よりの印刷代金、封筒代金、郵送代金、県政報告日よりの配布のための人件費がある。県政報告日よりの内容は各会期の議員個人の活動報告である。県政報告日よりは会期ごとに作成し、近隣の各住宅に支持者であるか否かにかかわらず、アルバイトの人に手配りしてもらっている。つながりのある人には、郵便でも送付している。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞、書籍の購入費を計上した。

【事務所費】

1 事務所の名称は、「県会議員渡久地修事務所 日本共産党県会議員渡久地修無料相談所」である。事務所は、市民からの相談を受けるのが主たる用途である。相談日は火・木・土の13時～18時である。臨時相談は随時行っている。月に1度は弁護士に来てもらい、法的な相談も受け付けている。

相談所は、相談スペースと会議等スペースに別れており、相談は、相談スペースで行う。事務所において、党支部や後援会の会議が月に2、3回程度の頻度で開かれる。

選挙期間中は、事務所費は計上しない。平成25年度の家賃を7分の6としている根拠は、週に約1日の頻度で後援会や党支部の集まりがあるので、この割合とした。

【事務費】

議会における質問の様子を録画したDVDの購入代金や視察の際に使用するデジタルカメラの購入代金や相談事務所で宛名書き等に使用するプリンターのインク代、動画編集ソフトの購入代金等に支出をした。

【人件費】

県政報告日より配布のアルバイト代については、広報広聴費として計上した。

以上

玉城ノブ子議員

日時：平成27年11月8日10:00～11:00

場所：日本共産党玉城ノブ子無料相談所

(糸満市字糸満1948)

対応者：玉城ノブ子議員、事務職員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	5,830	交通費(ファミリー代)、宿泊費
研修費	-	
広聴広報費	69,555	郵便代、県議会だより代金
要請陳情等活動費	2,060	日台漁業協定に関する申し入れの交通費
会議費	16,635	会議茶菓子代(支払額からレジ袋代3円を差し引いて計上)
資料作成費	12,260	一般質問DVD代、ポスター印刷代
資料購入費	121,440	新聞代(「新婦人」、「赤旗」、「商工新聞」、「平和新聞」、「農民」)、ゼンリン地図代、書籍代
事務所費	617,013	家賃、電気代、水道代、看板修理費
事務費	147,607	郵便代、電話代、文具代、コピー機リース代、コピートナー代
人件費	960,000	給与
合計	1,952,400	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

伊江島のおスブレイ被害調査の交通費である。

【研修費】

【広聴広報費】

共産党県議団の活動報告は会期ごとに会派で作成し、一定部数が各議員に割り当てられる。割り当てに追加して活動報告書を作成したため、その追加分の費用とその郵送代である。活動報告は相談者に配布する他、議員の個人的なつながりがある人に対し、市内市外問わず郵送している。

【要請陳情等活動費】

日台漁業協定に関する申し入れの他に各種要請陳情活動。

【会議費】

相談者用の茶菓子代の一部を計上した。

【資料作成費】

代表質問で使用した印刷物の印刷代と、議会における質問のDVD代金である。

【資料購入費】

新聞、書籍の購入費を計上した。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「日本共産党玉城ノブ子無料相談所」である。
- 2 議員が最初に県議になった平成12年から相談所として事務所を開いた。その後県議でない時期も、半日は事務所を開いていた。事務所はもっぱら相談用の事務所として利用しており、議会の質問の起案は議会の居室で行っている。
相談内容は多岐にわたったり、台風被害の関係等、直接県政に関わるものも相談所に来る。政党活動を玉城ノブ子相談事務所で行うことはない。また、支援者の集まりが相談事務所で開催されることなく、選挙の際には別に選挙事務所を賃借する。

【事務費】

相談事務所で使用する文具やコピー機のリース代、電話料金を計上した。

【人件費】

相談事務所の職員として一人を雇用している。勤務は平日の午前10時から午後5時までである。職員は、相談事務所にて電話対応、議員との連絡、来訪者の対応等を行う。

以上

嘉陽宗儀議員

日時：平成27年1月22日13：30～14：00

場所：日本共産党嘉陽宗儀無料相談所

(沖縄市住吉1-5-18)

対応者：嘉陽宗儀議員、事務職員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費	2,160,000	給与
合計	2,160,000	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

各地の視察等を日常的に行っているが、政務活動費には計上していない。

【研修費】

個人の政務活動費を使用する研修はない。

【広聴広報費】

広報誌を作成したが、これは会派の政務活動費から支出した。

【要請陳情等活動費】

要請陳情活動は行っているが、交通費程度である。ガソリン代などは、政務活動費に計上しなかった。

【会議費】

会議は参加しているが、政務活動費から支出はしていない。

【資料作成費】

資料作成費は、特発生していない。

【資料購入費】

書籍等は購入しているが、政務活動費には計上していない。

【事務所費】

1 事務所の名称は、日本共産党嘉陽宗儀無料相談所である。

2 相談所は約40年設置している。相談所の家賃、光熱費は後援会が支払っている。

事務所は、市民相談のための相談所としての使用が主な用途である。議員が執務を行う場所としても使用している。

相談事務所で政党活動は行っていない。

【事務費】

事務所でのコピー機や電話代などがかかっているが、政務活動費には計上していない。

【人件費】

1人を雇用している。勤務11年目である。仕事の内容は、相談の受付及び対応、議員の調査への同行、電話対応、議会の資料作り等である。

平日9時30分から17時30分が勤務時間。

後援会の事務については別の担当者がおり、後援会の事務担当者も相談所に詰めている。
以上

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

儀間光秀議員

日時：平成26年12月22日16:00～17:00
 場所：儀間光秀後援会事務所（浦添市仲間1丁目6番1号）
 対応者：儀間光秀議員
 担当：補助者城間博

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	88,855	航空券代(久米島、東京)、船賃(伊江島、伊平屋村、環境協力税、伊平屋/伊是名間の渡船料、伊是名)、宿泊費
研修費	-	
広聴広報費	-	
要請陳情等活動費	-	
会議費	-	
資料作成費	-	
資料購入費	-	
事務所費	930,000	家賃(1/2按分)
事務費	-	
人件費	860,000	賃金(1/2按分)
合計	1,878,855	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

久米島町、伊江村、伊平屋村、伊是名村との意見交換のための旅費に政務活動費を支出した。その他、日常的に視察を行っているが、その交通費などは計上していない。

【研修費】

研修はあったが、政務活動費として計上したものはない。

【広聴広報費】

広報紙を作成したが、これは会派の政務活動費から支出した。

【要請陳情等活動費】

要請陳情活動を行っているが、交通費程度である。ガンリン代などは、政務活動費に計上しなかった。

【会議費】

費用のかかる会議はない。

【資料作成費】

資料作成費は、特に発生していない。

【資料購入費】

書籍等は購入しているが、政務活動費には計上していない。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、儀間光秀後援会事務所である。
- 2 事務所は、大きく2つの部屋に別れており、後援会スペースと議員執務室とに別れている。執務室では議員本人が質問の準備等の執務を行い、後援会スペースでは後援会の集まり等もたれる。

【事務費】

【人件費】

- 1 人を雇用している。職員が辞めて、入れ替えがあった。
- 仕事の内容は、議員の様々な活動の補助を行うというもので、逐一のような活動をしたかは明確ではないので、按分割合を2分の1とした。

以上

呉屋宏議員

日時：平成27年1月8日14:00～15:00

場所：呉屋宏後援会事務所（宜野湾市野嵩2丁目7-3）

対応者：呉屋宏議員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度政務活動費収支

- 1 収入 1,800,000円
2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	171,200	航空券代(久米島町長との意見交換分、宮古島市長との意見交換分)
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費	25,500	公民館使用料
資料作成費		
資料購入費	41,480	新聞代(神縄タイムス)、書籍代
事務所費	1,100,475	事務所家賃(1/2按分)、ガス代(1/2按分)、水道代(1/2按分)、電気代(1/2按分)
事務費	202,524	消耗品(事務用品)代、郵便代、電話代(1/2按分)
人件費	525,000	給与
合計	2,066,179	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

久米島町長・副町長との意見交換、宮古島市長との意見交換のための旅費。

【研修費】

後援会事務所にて、勉強会を行ったりしているが、ここでは計上していない。

【広聴広報費】

報告会を行ったが、これは会議費として計上した。広報紙を作成したが、これは会派の政務活動費から支出した。

【要請陳情等活動費】

要請陳情活動については、会派として行ったもので、会派の政務活動費から支出した。

【会議費】

各自治会地域での議会活動報告を行う際の会場使用料に支出した。

【資料作成費】

資料は、勉強会の資料コピー等であるが、コピー機使用料等は事務費として計上した。

【資料購入費】

各種新聞の購読料や書籍の購入費を政務活動費から支出した。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、呉屋宏後援会事務所である。
- 2 事務所は、平成17年ころから賃借している。事務所は、執務室がある他、月に2回程度の頻度で県内の複数市町村議員と集まって勉強会をする会場として利用している。また、後援会事務所としても恒常的に使用しており、後援会の協力者用の事務机もある。

【事務費】

事務所の固定電話および携帯電話は政務活動費から2分の1の割合で按分した額を支出している。

事務所備品は、按分せず政務活動費から支出した。

【人件費】

- 1 人を事務員として雇用していた。
- 勤務時間は日によって変動する。職務内容は、議員の同伴に伴う補助的な仕事がメインである。平成25年度において給与を支給したのは7か月分であり、その後当該職員は退職した。

以上

當問盛夫議員

日時：平成27年1月20日14:00～14:30
 場所：沖縄県議会議員當問モリ才事務所（那覇市小祿390番地）
 対応者：當問盛夫議員
 担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支
 1 収入 1,800,000円
 2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	806,850	家賃(9/10按分)
事務費		
人件費	1,350,000	給与(9/10按分)
合計	2,156,850	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

調査研究費他支出0の項目が多い。これら項目に関係する支出がないということは、それらの活動は一切していないということではない。事務所費と人件費で180万円を超えるので、計上していないままである。

【研修費】

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

【事務所費】

事務所賃料は、10分の9を計上している。月に1度程度は後援会の集まりがあるので、そのような拡分比率にしてある。事務所は普段は職員が詰めている。

【事務費】

【人件費】

職員が毎日出勤している。勤務時間は9:00～18:00。出勤簿はない。月額15万円である。諸手当はない。

給与受領書に毎月印鑑を押ししてもらっている。

以上

比嘉京子議員

日時：平成27年1月26日15:00～16:00

場所：県議会居室

対応者：比嘉京子議員

担当：補助者城間博

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	166,117	旅費(石垣ホテルバック代、南大東島航空券代) 車両燃料費、高速代
研修費	37,948	講師謝礼、学習会負担金、会場使用料等負担金、果 民集会費同金
広聴広報費	203,725	教育福祉会館使用料、ホテル会場費、案内状印刷 代、郵便代
要請陳情等 活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	100,240	新聞代(沖縄タイムス、琉球新報)、書籍代
事務所費	881,588	事務所家賃、電気代
事務費	266,795	コピー使用料、通信費(ネット代金、ホームページ COMドメイン年間登録料)、固定電話代、携帯電話 代(1/2按分)、携帯端末代(1/2按分)、備品購入 費(ビデオ・デジタルカメラ代)、消耗品費(文 具、インク、封筒代)
人件費	344,800	賃金
合計	2,001,213	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

離島の視察旅費を政務活動費から支出した。離島での視察では村長との意見交換や病院、保育園、農家等を視察した。

また、日常的な視察等に利用する議員個人の自家用車のガソリン代の半額を政務活動費から支出した。

他に、基地や基地建設予定地等の視察や、抗議や各種集会に参加するための移動費として沖縄自動車道の通行料金を計上した。

【研修費】

大学の教授に支払った講師謝金、複数の会派が共同で行った学習会の負担金、他団体主催の県民集会への賛同金等を計上した。

【広聴広報費】

議会報告会の会場費、議会報告会の案内状の印刷代金および郵送費。

【要請陳情等活動費】

要請陳情活動にともなう交通費は調査研究費の項目で計上した。

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

各種書籍および県内2紙の新聞の購読料を政務活動費から支出した。

【事務所費】

1 事務所の名称は、「比嘉京子事務所」である。

2 事務所では、地域の人からの陳情を聞き取り、意見交換の場として議会活動に活かしている。政党活動は党本部で行い、事務所では行わない。

事務所の家賃、水道光熱費を政務活動費から支出した。

【事務費】

会派で使用している複合機等の料金の2分の1を個人の政務活動費から負担している。

その他、携帯電話の代金および使用料の半額、事務所の固定電話の使用料を支出した。

【人件費】

1人を臨時職員として雇用し、人件費を政務活動費から支出している。

県政報告書の作成補助や封筒の宛名書きなど臨時に人手が必要なきにお願いしている。

以上

第1 平成25年度収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

大城一馬議員

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	803,028	ドイツ・フランス海外視察研修、久米島町長面談、村長面談・港灣・保育所小中学校視察、ガソリン(1/2按分)、高速通行料、駐車場料
研修費	-	
広聴広報費	237,460	議会報告書、切手郵便代
要請陳情等活動費		
会議費	21,449	研修室使用料、賛同金、負担金
資料作成費		
資料購入費	89,255	読球新報、沖繩タイムス、しんぶん赤旗、書籍
事務所費		
事務費	341,512	インターネット代(1/2按分)、固定電話携帯電話(1/2按分)、インク代、ノートパソコン代、プリンター代、PCセキュリティーソフト、タブレットパソコン一式、事務用品、OA機器使用料(1/2按分)
人件費	360,000	給与
合計	1,852,704	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

日時：平成27年1月26日13：30～14：20

場所：与那原町字与那原3298番1 自宅

対応者：大城一馬議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

- 1 ドイツ・フランス海外視察は、土木環境委員会の視察に委員外委員として参加した。ドイツは、米軍跡地の土地利用関係の視察、フランスは、LRTの先進地域であるストラスブール視察。政治公約として那覇から与那原までの路面電車を開通させるということをあげていること、また鉄軌道の導入は県政の重要政策であることから視察に参加。
- 2 離島視察は、離島振興のため欠かせないものとの考えから、視察に行っている。今回の久米島視察もその一貫である。

【研修費】

【広聴広報費】

議会報告書の作成、配布にかかる費用。

【要請陳情等活動費】

陳情要請活動の多くを議員居室で対応している。

【会議費】

野党派が会議をした際の、会場使用料の負担金。

【資料作成費】

【資料購入費】

新聞を自宅で、2紙購読している。それを資料購入費として計上。

【事務所費】

平成25年度は事務所をもうけていない。自宅で、必要な事務を行っている。住民からの種々の相談等も自宅で受けることもある。

【事務費】

- 1 O.A機器賃借料の領収証のあて先が、「社大党」となっているが、これは社大党会派を指しているものである。会派事務所に設置されたコピー機を使用したものであるが、会派所属の2名の議員でそれぞれ2分の1ずつ負担した。政党としての沖縄社会大衆党が支払っているということではない。党と会派は峻別している。

- 2 購入されたパソコンの所在確認。

【人件費】

仕事の内容は、パソコン入力をしてもらったり、新聞資料の切り抜きをしてもらったりである。

以上

新垣安弘議員

日時：平成27年1月26日16:00～16:50

場所：八重瀬町屋宜原211-5「新垣ヤスヒロ県議会議員事務所」

対応者：新垣安弘議員

担当：包括外部監査人宮國英男

第1 平成25年度収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

項目	支出額	備考
調査研究費	225,914	ガンリン(1/2按分)、岩手視察、久米島温度差発電視察等、タクシー、通行料
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	130,790	書籍代、払購読料、フォーリンアフェアーズ購読料、オキナワクラブ購読料、日本教育新聞購読料、朝日・読売新聞
事務所費	1,369,902	事務所家賃、電気料
事務費	95,355	コピーカウント代、i P a d通信料(1/2按分)、コピー用紙、事務用品
人件費		
合計	1,821,961	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

ガンリン代を2分の1に按分。ただ、どの調査をしたときの燃料なのか、あるいは、調査研究のためのガンリン代なのか、研修や要請陳情活動のためのものなのかは、明確に区分することは難しい。

【研修費】

【広聴広報費】

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

地元2紙については、自宅でとっており、資料購入費としては計上していない。

【事務所費】

後援会活動では利用しない。事務所では勉強会を行ったりもする。

【事務費】

i P a dは2分の1の按分にしている。理由は、私的に利用することもあるからである。

【人件費】

臨時で人を雇うことがある。時給は800円。この場合は、会派の政務活動費で支払っている。

以上

第1 平成25年度政務活動費収支

1 収入 1,800,000円

2 支出

嶺井光議員

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	67,000	ガソリン代
研修費		
広聴広報費	75,375	郵便代、切手代
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	94,320	新聞購読料(琉球新報、沖縄タイムス、聖教新聞)
事務所費	458,553	事務所家賃、電気代
事務費	294,828	事務用品費、電話代、通信費
人件費	840,000	賃金
合計	1,830,076	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

3 残余 0円

日時：平成27年1月8日14:00～15:00

場所：嶺井光事務所 (南城市玉城奥武)

対応者：嶺井光議員

担当：補助者城間博

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

自家用車のガソリン代の半額を政務活動費から支出した。議会棟には会期中でなくとも、つとめて登庁するようにしており、市役所にもできるだけ顔を出している。

【研修費】

【広聴広報費】

県議会活動報告書の郵送費用を政務活動費から支出した。県議会活動報告書は、会期毎に作成し配布している。配布先はほとんど市内の人で、他には市議会議員、事業所、福祉施設等である。

なお、印刷代は、一人会派である会派の政務活動費から支出した。

【要請陳情等活動費】

【会議費】

【資料作成費】

【資料購入費】

各種新聞の購読料を政務活動費から支出した。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「嶺井光事務所」である。
- 2 事務所は、平成21年ころから賃借しており、選挙の時には別に事務所を借りている。事務所は、住民の方々からの相談に使用したり、議会の質問の準備作業を行ったり、資料の保管場所として使用している。後援会活動については、そもそも選挙期間中以外にはほとんど活動はなく、事務所を利用することもない。

【事務費】

事務所の固定電話の電話料金およびインターネットの回線通信費を政務活動費から支出した。議会報告等の送付等で使用する封筒、はがき代及び一部の事務用品費を支出した。

【人件費】

- 1 人を事務員として雇用している。
勤務は週に3回で、勤務時間は9時から16時である。仕事の内容は、質問の準備や報告書の作成補助である。

以上

喜納昌春議員

日時：平成27年1月9日16:00~17:20
場所：喜納昌春事務所（西原町字津花波151-5）
対応者：喜納昌春議員
担当：補助者城間博

第1 平成25年度政務活動費収支

- 1 収入 1,800,000円
2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費	7,830	宿泊費(福岡、1/2抜分)
研修費	6,000	議員交流セミナー負担金
広聴広報費	16,785	郵便代
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費	47,139	翻訳料
資料購入費	251,197	書籍等代金、新聞代(日経新聞、しんぶん赤旗、沖縄タイムス、琉球新報)
事務所費	503,324	家賃、電気代、水道代
事務費	159,326	事務用品費、郵送代、固定電話代、携帯電話代(1/2抜分)、コピー代
人件費	840,000	賃金
合計	1,831,601	

※備考には主たる支出の内訳を記入。

- 3 残余 0円

第2 個別の支出項目について

【調査研究費】

島くとうば普及に関する調査は、福岡のふるさと館における博多弁などの普及、PRの実情を調査するための宿泊費の半額を支出した。その他の各調査研究については、例えば交通費に関して公用車を使用することもあるので、細かい支出は計上していない。

【研修費】

佐賀県で行われた九州各県議会議員セミナーの負担金の半額。

【広聴広報費】

県議会活動報告書の郵送費用を政務活動費から支出した。県議会活動報告書の内容は、議員の平成24年から平成25年にかけての議会活動報告である。

【要請陳情等活動費】

活動が多いが特に領収証はないため計上していない。

【会議費】

会議費については、会議は事務所や居室で行うので、発生しない。

【資料作成費】

オスブレイ反対の大会決議・建白書等の翻訳料を政務活動費から支出した。

【資料購入費】

各種新聞の購読料を政務活動費から支出した。沖縄タイムス、琉球新報は議員の事務所で取っている。しんぶん赤旗、日経新聞は議会居室で取っている。

【事務所費】

- 1 事務所の名称は、「喜納昌春事務所」である。
- 2 現在の事務所は、選挙事務所として平成24年から賃借し、当選後は事務所として使用している。事務所は、相談に使用することがメインで、その他、女性の各支援団体との意見交換を行ったり、後援会の有志での勉強会で年に7回程度使用したりする。

【事務費】

携帯電話料金は2分の1の割合で、事務所の固定電話の電話使用料は全額計上。

【人件費】

3人を使用しており、人件費はそのうち1人分にかかるものである。個人の政務活動費から人件費を支出している職員は、週3～4回事務所に出勤し、来訪者の対応が主たる業務である。その他、帳簿、資料の整理を行っている。

以上

【終わりに】

今回の包括外部監査のテーマは議会費であるが、その中でも、政務活動費の用途が中心的な監査対象となった。そこで、各党派、各議員が提出を義務づけられている収支報告書・領収証は、それぞれそれら書類から支出について問題点はいかどうか監査を行った。

しかし、これら書類から向われる支出について、その実態があるかどうかは、やはり、個々の党派、個々の議員に直接面談して説明を求める必要があった。例えば「事務所費」として賃料が計上されているとしても、実際にその事務所はあるのか、事務所としての機能は備えているのか等は、事務所を訪問しなければ確認できないし、人件費についても、給与の受領証があったとしても、一体どのような内容の仕事をしているのか、果たしてそれが政務活動費として、妥当するものかなどは、実際にヒアリングしなければ、判断できないものが多い。

これらの判断のために、ヒアリング一覧表のとおり、監査人または補助者において、直接会派事務所あるいは議員事務所・自宅を訪問して、ヒアリングを行った。

これらのヒアリングに対して、どの会派もまたどの議員も、これを拒むことなく、議員の都合がつく場合は議員本人が、議員の都合がつかない場合でも、事務担当者が対応するなど、真摯に対応してもらった。ヒアリングの際、各議員が持っている県政の課題等を聞く機会もあり、貴重な話を聞かせてもらったという副産物もあった。このような対応をしていただいたことに感謝する。

沖縄県議会議員の政務活動費の支出については、総じて言えば、一応の合格点を付すことができるであろう。

これは、議員自身が高い自覚をもって行動していることと、議会事務局との意見交換がスムーズに行われ、そのチェック機能が十分に果たされていることによるものと思われる。ただし、収支報告書の作成そのものが手間を要する作業であること、経費区分が曖昧であること、領収証等の証憑書類の整理も煩雑であること、時間的・人的な制約があることから、収支報告書等の記載が不十分であったり、会計帳簿や証憑書類の作成・保管に不備があったりするなど、いくつかの問題点がある。また、必要性の判断や被分の判断について、その基準がいまいまいである為、そこから生じる問題点もあった。これらを踏まえて数点指摘及び意見をさせてもらった。

政務調査費から政務活動費として変化した中で、各議員とも、その用途において、今後も沖縄県民の期待に沿うものであることを願って、またそのようなことが期待出来る議員であることを確認できたことをもって、本報告の終わりの言葉とする。

【議員の声から】

今回ヒアリングをしていて、議員から様々な意見をいただいた。その全部をここに報告することはできないし、それがこの報告書の役割でもない。ただ、今後の政務活動費の有り様の好材料になると思われるので、議員のありのままの声を一部載せることにする。

1 政務活動費に関する意見

- ・沖縄県という地理的な問題を考慮した金額になるとよいと思う。
- ・現状に加えてさらに100万円ほどあれば、資料作成や旅費のカバーができ、活動の幅が広がると思う。
- ・議会会期中は、調査研究等による旅費が認められない。本会議中の休会時に調査研究等に出たいこともあるため、政務活動費を充てられるようにしてほしい。
- ・全部使い切れない年度もあるため、特に不便は感じていない。
- ・平成25年度のうち、全部は使わず一部返金しているが、それは、調査活動などにあまり時間が取れなかつたためである。全部使い切らないことが多い。
- ・地元が広範であるため、政務活動費は足りない状況にある。
- ・全国的にみると、沖縄県の政務活動費は低額だ。離島を抱えていることも考慮すれば、増額して欲しいと思う。
- ・公のお金なので、支出の適正さを確保するのは当然である。議員活動を行い易くするために、会派分(月額10万円)と議員個人分(月額15万円)との割り振りを見直すことは考えられるが、議員ごとに状況が違うと思うので難しい面はある。
- ・金額は少ないと考えている。収支報告書の各項目についてしっかり支出できるくらいの金額は必要であると考えている。
- ・計上している金額では到底足りない。足りない部分は議員報酬等から負担している。
- ・政務活動費が180万円とされていることで活動が制約されているということは考えられる。
- ・各分野の専門家の知恵を得て(政策提言書の作成等)、質問するなどの活動のための費用を政務活動費から支出したいと思うが、現実には難しい。
- ・予算については、欲をいえ過ぎりがない。もう少し多い方がよいが、やむを得ない。公費であるから使途に縛りがあることはやむをえないことである。
- ・額の多寡について、人件費や固定費を賄う分にも足りない状況であるが、県民の税金なので増額希望は特にない。

・仕分けが難しいので、交通費ということでもとめた。ガソリン代が、調査研究費なのか陳情要請活動費なのか等細かく仕分けすることは難しい。

5 政務調査費から政務活動費への変化に関する意見

- ・法改正前後で使いやすさに変化はない。
- ・法改正後の方が使い勝手がいいと思う。

以上

・金額は増やしてもらえたらありがたい。

・秘書の人件費にも足りず、政務活動費の金額は十分ではない。

・人件費が不足している状態である。その点は増額、または人件費は別立てにする等をお願いしたい。

・沖縄の政務活動費は金額的には適切な範囲内であると思う。

・運用面では課題はあるが、しっかり積み上げていくしか無いと思う。

2 視察等の出張の県政へ与えるメリット・デメリットに関する意見

・視察は、実情を知るために必要だと思う。現地でざくばらんに意見交換できるのは、有益である。視察現場で聞いたことは、一般質問でも取り上げており、とても役立った。

・ドイツに鉄軌道の関係で視察に行ったときには、一般質問などに盛り込んだりした。視察は、沖縄県のために役立っていると思う。

・視察については、会派などの予算で必要なものは基本的にできていたと思うが、もっと視察に行けたらいい。

・視察に行った後は、議会や個人報告会で報告するなど有意義に利用していた。

・視察はメリットがあるというのが持論である。どんなことであつたとしても、先例の視察は有意義だと考えている。現場へ足を運ぶことが大事である。

・ただ視察に行くというだけではデメリットになる。税金の無駄遣いである。視察の目的を明確に示す必要がある。

・先進的などころだけでなく、後進的などころを視察するということも大事である。議員は有意義な視察をして積極的に提案していくとよいと考えている。

・百聞は一見にしかずということである。実際に視察の成果があがっている。

・メリットは、県と市町村との考えのギャップを確認できる。

3 政務活動費で購入した物品の使用状況

・購入したカメラは、視察で使用し、議会報告誌に写真を載せたりしている。

・デジタルカメラは視察等の際に使用している。動画編集ソフトは質問の様子をインターネット上で公開するためのもので、議会質問の様子動画をホームページ上で公開した。

4 仕分けについて

・平成25年度は政務活動費を使い切っていない。自分の活動が政務活動費のどれかの項目に当てはまるとは思うが、精査することが難しい。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--